

江津市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年2月

江津市

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	- 3 -
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	- 3 -
第1節 感染症危機を取り巻く状況	- 3 -
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	- 4 -
第3節 感染症危機管理の体制	- 6 -
(1) 政府における感染症危機管理の体制	- 6 -
(2) 本市における部局横断的な連携体制	- 7 -
第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応	- 9 -
第1節 市行動計画の作成	- 9 -
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	- 10 -
第3節 市行動計画改定の目的	- 11 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 12 -
(以下、政府行動計画から抜粋)	

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	- 12 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	- 12 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 13 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	- 16 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	- 19 -
第5節 対策推進のための役割分担	- 23 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	- 27 -
第1節 政府行動計画における対策項目等	- 27 -
第3章 政府行動計画の実効性を確保するための取組等	- 41 -
第1節 国立健康危機管理研究機構（JIHS）の果たす役割	- 41 -
第2節 政府行動計画等の実効性確保	- 44 -

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	- 46 -
第1章 実施体制	- 46 -
第1節 準備期	- 46 -
第2節 初動期	- 47 -
第3節 対応期	- 48 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 49 -
第1節 準備期	- 49 -
第2節 初動期	- 50 -
第3節 対応期	- 51 -
第3章 まん延防止	- 53 -

第1節 準備期.....	- 53 -
第2節 初動期.....	- 54 -
第3節 対応期.....	- 55 -
第4章 ワクチン.....	- 56 -
第1節 準備期.....	- 56 -
第2節 初動期.....	- 57 -
第3節 対応期.....	- 58 -
第5章 保健.....	- 60 -
第1節 対応期.....	- 60 -
第6章 物資.....	- 61 -
第1節 準備期.....	- 61 -
第2節 対応期.....	- 62 -
第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保.....	- 63 -
第1節 準備期.....	- 63 -
第2節 初動期.....	- 64 -
第3節 対応期.....	- 65 -
用語集.....	- 67 -

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ²の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

2 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性³の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性⁴が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等⁵は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及

3 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

4 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

5 特措法第2条第1号

ばすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症⁶
 - ② 指定感染症⁷（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
 - ③ 新感染症⁸（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- である。

6 感染症法第6条第7項

7 感染症法第6条第8項

8 感染症法第6条第9項

第3節 感染症危機管理の体制

(1) 政府における感染症危機管理の体制

次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能を強化するため、内閣法（昭和22年法律第5号）が改正され、2023年9月に内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）が設置された。統括庁は、感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括する組織である。

あわせて、感染症対応能力を強化するため、同月に厚生労働省に感染症対策部が設置された。

さらに、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターが統合され、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う組織として、2025年4月に国立健康危機管理研究機構⁹（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」という。）が設置された。

政府の感染症危機管理の体制として、統括庁を司令塔組織とし、厚生労働省を始めとする関係省庁との一体的な対応が確保され、JIHSから感染症危機管理に係る科学的知見の提供を受ける体制が整備される。

また、国は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）や基本的対処方針（特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）の作成又は変更に当たっては、あらかじめ新型インフルエンザ等対策推進会議⁹（以下「推進会議」という。）の意見を聴かなければならない¹⁰こととされている。

9 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

10 特措法第6条第5項、第18条第4項及び第70条の3第2号

(2) 本市における部局横断的な連携体制

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と綿密な連携を図る。

なお、各部の役割分担は下表のとおりとする。

(各部の役割分担)

共 通	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村、関係機関・団体等との情報共有に関する事 2 所管する集客施設等におけるまん延防止に関する事 3 発生期における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関する事 4 職場内での予防対策及び感染防止対策の徹底に関する事 5 発生期における市業務の維持継続に関する事
本部付 (危機管理監)	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等対策本部に関する事 2 新型インフルエンザ等対策本部会議に関する事 3 島根県（危機管理部局等）との連携に関する事 4 市行動計画及び対応マニュアルの総括に関する事 5 自衛隊の派遣要請に関する事 6 本部長及び副本部長の秘書に関する事 7 新型インフルエンザ等発生動向の情報収集に関する事 8 市民への周知及び広報に関する事 <p>(総務課)</p>
総務部 (総務部門参事)	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関への情報提供に関する事 2 市庁舎におけるまん延防止対策及び市の業務継続の総括に関する事 3 ライフライン(電気、通信、ガス、油類)の機能確保に関する事 <p>(政策企画課、総務課、財政課、人事課、管財課、国スポ推進課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課及び桜江支所)</p>
民生部 (民生部門参事)	<ol style="list-style-type: none"> 1 島根県（保健部局、浜田保健所）との連携に関する事 2 防疫対策の統括に関する事 3 医療提供体制の確保に関する事

	<p>4 新型インフルエンザ予防接種に関すること</p> <p>5 健康相談対応、情報提供、感染予防策の普及啓発に関すること</p> <p>(社会福祉課、子育て支援課、健康医療対策課、高齢者障がい者福祉課、地域包括支援センター及び桜江支所)</p>
<p>市民部 (市民部門参事)</p>	<p>1 島根県(環境衛生部局)との連携に関すること</p> <p>2 廃棄物の処理に関すること</p> <p>3 火葬体制の確保に関すること</p> <p>(市民生活課、保険年金課、税務課及び人権啓発センター)</p>
<p>経済部 (経済部門参事)</p>	<p>1 生活関連物資及び食料の確保に関すること</p> <p>2 農林水産業の維持・復旧のための支援に関すること</p> <p>3 企業活動の維持・復旧のための支援に関すること</p> <p>4 観光客等への対応に関すること</p> <p>5 ライフライン(公共交通)の機能確保に関すること</p> <p>(農林水産課、商工観光課、地域振興課、農業委員会事務局及び桜江支所)</p>
<p>建設部 (建設部門参事)</p>	<p>1 建設事業者の企業活動の維持・復旧のための支援に関すること</p> <p>(土木建設課、都市計画課、事業推進課及び桜江支所)</p>
<p>上下水道部 (上下水道部門参事)</p>	<p>1 飲料水の確保に関すること</p> <p>2 ライフライン(上下水道)の機能確保に関すること</p> <p>(水道課、下水道課及び桜江支所)</p>
<p>教育部 (教育委員会事務局参事)</p>	<p>1 公立教育機関における感染予防・まん延防止等に関すること</p> <p>2 発生期における教育対策に関すること</p> <p>(学校教育課、社会教育課、人権同和教育課及び桜江支所)</p>

第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 市行動計画の作成

特措法が制定される以前からも、我が国では、新型インフルエンザに係る対策に取り組んでいた。厚生労働省は、2005年に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画¹¹」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、数次の部分的な改定を行った。

2009年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、2011年に新型インフルエンザ対策行動計画が改定された。あわせて、新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等¹²を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討が重ねられ、2012年4月に、特措法が制定された。

本市は、2015年に特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき、江津市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定し、2020年まで見直しを行ってきた。

市行動計画は、江津市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する措置や体制に関する事項、他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項等を示すとともに、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等¹³以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、政府行動計画や県行動計画が変更された場合のほか、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

11 “WHO Global Influenza Preparedness Plan” 2005年WHO ガイダンス文書

12 新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の検証結果は、厚生労働省において、2010年6月、新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議報告書として取りまとめられた。

13 感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

- ・ 2019年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、国内で感染者が確認された2020年1月以降、感染は瞬く間に全国的な広がりを見せた。
- ・ その後、同月には閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置され、同年2月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

市においても、政府対策本部や県対策本部の設置に伴い、2020年3月3日付けで対策本部を設置し、以降37回対策本部会議を開催した。
- ・ 市対策本部会議においては、市内小中学校や放課後児童クラブでの対応や、市主催イベントなどの方針の策定及び公表、市内施設の利用制限や留意事項、ワクチン接種等の対応について検討した。

また、会議結果については、市ホームページ等を活用し、住民への周知を行った。
- ・ そして、国内感染者の確認から3年余り経過した2023年5月8日、新型コロナを感染症法上の5類感染症に位置付けられ、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止された。
- ・ 市においても、同日付けで対策本部を廃止し、以降、医療ひっ迫が生じることがないように、医療提供体制を確保しつつ、自律的な通常の医療への円滑な移行に取り組んだ。

第3節 市行動計画改定の目的

政府行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行われるものである。

2023年9月から推進会議において新型コロナ対応の振り返りが行われ、課題が整理された¹⁴ところ、平時の備えの不足、変化する状況への柔軟かつ機動的な対応及び情報発信が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であり、こうした社会を目指すためには、感染症危機に対応できる平時からの体制作り、国民生活及び社会経済活動への影響の軽減及び基本的人権の尊重の3つの目標を実現する必要があるとされた。これらの目標を実現できるよう、政府行動計画は2024年7月に全面改定された。

この度、本市の新型コロナ対応を踏まえ、政府行動計画及び県行動計画との整合を図るため、市行動計画についても改定した。

14 推進会議において、2023年12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として取りまとめられた。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

市は、政府行動計画第2部に記載する「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」を踏まえて、相互に協力連携し、市行動計画第3部の各章に掲げる各対策項目を実施するものとする。

なお、以下は政府行動計画第2部の抜粋である。

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、国民の生命及び健康や国民生活及び国民経済にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある¹⁵。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、国民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - ・ 国民生活及び国民経済の安定を確保する。

15 特措法第1条

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

我が国においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。（具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性¹⁶等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、本政府行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

○ 発生前の段階（準備期）では、水際対策¹⁷の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による

16 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

17 水際対策は、あくまでも国内への病原体の侵入をできる限り遅らせる効果を期待して行われるものであり、病原体の国内侵入を完全に防ぐための対策ではない。

対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということ为前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。

- 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や国民生活及び国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 地域の実情等に応じて、都道府県や関係省庁が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きや

すくなるような配慮や工夫を行う。

- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束¹⁸し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、国民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

18 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す¹⁹。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

19 リスク評価の大括りの分類とそれぞれのケースにおける対応について、例として、まん延防止であれば、第3部第6章第3節の記載を参照。

○ 初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

対応期については、以下のBからDまでの時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期（B）
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

○ 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期（B）

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

○ 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○ 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。

○ 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要なとなる対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（C-1）においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」（C-2）については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」（D）を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこども²⁰や若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

20 政府行動計画及び本市行動計画では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(2021年12月21日閣議決定)に倣い、法令上の用語等を除き、「こども」という表記を使用する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、都道府県、市町村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、本政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（1）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

（ア） 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（イ） 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに政府として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（ウ） 関係者や国民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や国民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（エ） 医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

（オ） 負担軽減や情報の有効活用、国と地方公共団体の連携等のためのDXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と地方公共団体の連携

の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国と地方公共団体との連携、研究開発への支援、国際的な連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により国民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、国民の生命及び健康の保護と国民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と国民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。

その際、影響を受ける国民や事業者を含め、国民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ) 国民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、国民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の国民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける国民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする²¹。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、国民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても国民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

21 特措法第5条

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、都道府県対策本部²²及び市町村対策本部²³は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

都道府県から国に対して、又は市町村から都道府県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、国又は都道府県はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う²⁴。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

国は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、市町村を中心に避難所施設の確保等を進めることや、都道府県及び市町村において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国は、都道府県及び市町村と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、都道府県及び市町村は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、政府対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

22 特措法第22条

23 特措法第34条

24 特措法第24条第4項及び第36条第2項

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する²⁵。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める²⁶とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める²⁷。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議²⁸（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議²⁹（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

25 特措法第3条第1項

26 特措法第3条第2項

27 特措法第3条第3項

28 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

29 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する³⁰。

【都道府県】

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、都道府県は、保健所を設置する市及び特別区（以下「保健所設置市等」という。）、感染症指定医療機関³¹等で構成される都道府県連携協議会³²等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都道府県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所設置市等については、感染症法においては、まん延防止に關し、

30 特措法第3条第4項

31 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、本政府行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

32 感染症法第10条の2

都道府県に準じた役割を果たすことが求められていることから、保健所や検査体制等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

都道府県と保健所設置市等（以下「都道府県等」という。）は、まん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく³³。

（3）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都道府県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び都道府県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（4）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき³⁴、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

33 平時においては、以下のような方策を講ずることが必要である。

- ・ 都道府県行動計画を作成する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、他の地方公共団体の意見を聴く（特措法第7条第4項）等の特措法に定められる連携方策を確実に実施すること。
また、都道府県行動計画案の作成の際、あらかじめ学識経験者の意見を聴く（特措法第7条第3項）ための場を設けるに当たって、市町村の代表者の参加等、特措法上の連携方策以外にも都道府県と県内の保健所設置市等が連携して対策を講じるための方策もある。
- ・ 県内の保健所設置市等も含めた他の地方公共団体と共同での訓練の実施に努めること（特措法第12条第1項）。

34 特措法第3条第5項

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める³⁵。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる³⁶ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 国民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める³⁷。

35 特措法第4条第3項

36 特措法第4条第1項及び第2項

37 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 政府行動計画における対策項目等

(1) 政府行動計画の主な対策項目

本政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」とこと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、地方公共団体や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を政府行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 国民生活及び国民経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

本政府行動計画の主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑬までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は国民の生命及び健康や国民生活及び国民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

国、地方公共団体、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図るとともに、国は、外国政府及び国際機関とも協調しながら、実効的

な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて国民生活及び国民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、国民生活及び国民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が^{さくそう}錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供す

るとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、国民等、地方公共団体、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、国民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、国は、平時から、国民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

⑤ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保する。また、帰国を希望する在外邦人の円滑な帰国を実現する。

検疫措置の強化や入国制限等の水際対策の決定に当たっては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、その内容を検討し、実施する。

なお、新型インフルエンザ等の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、強力な水際対策を実施する必要があるが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した水際対策について、実施方法の変更、縮小や中止等の見直しを行うことが重要である。

⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、国民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このた

め、病原体の性状等を踏まえたりリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、国民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、新型インフルエンザ等の発生時に安全で有効なワクチンを迅速に供給するために、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、平時から、緊急時におけるワクチンの迅速な開発・供給を可能にするために必要な施策に取り組んでいくことが重要である。また、国、都道府県及び市町村は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、接種に当たっても、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑧ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、国民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医

療の提供を滞りなく継続するために、平時から、予防計画及び医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する。感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、国民の生命及び健康を守る。

⑨ 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。

新型インフルエンザ等の発生時に、治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要であり、平時から、大学等の研究機関や製薬企業等の研究開発力向上のための施策を講じ、人材の育成・確保や技術の維持向上を図るとともに、治療薬の開発が必要な感染症（重点感染症³⁸）に対する情報収集・分析を行い、未知の感染症も念頭に置いた研究開発を推進する。新型インフルエンザ等の発生時に、平時に整備した研究開発体制を活用し、速やかに治療薬の実用化に向けた取組を実施する。

また、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から製造能力の強化等を図るとともに、医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備・訓練等を行う。

⑩ 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる

38 重点感染症は、公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等（MCM）の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。将来の新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。

ことや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から研究開発や検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

⑪ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、都道府県等は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、都道府県は、市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から都道府県連携協議会等の活用等を通じて主体的に対策を講ずる必要がある。

都道府県等が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び地方衛生研究所等は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から都道府県等に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

保健所及び地方衛生研究所等は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、都道府県等は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要がある。これらの取組に資するよう国が必要な支援を行うことにより、全国一体となって地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

⑫ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、国民の生

命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握や新型インフルエンザ等の発生時における生産要請等のために必要な体制を整備する。

新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、必要に応じて感染症対策物資等の供給量の増加を図るための生産要請等を行い、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

さらに、これらの取組を実施してもなお个人防护具が不足する場合は、国は医療機関等に対し必要な个人防护具の配布を行う等、更なる対策を講ずる。

⑬ 国民生活及び国民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、国民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、国民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や国民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、国及び地方公共団体は、国民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や国民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のⅠからⅤまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

- Ⅰ. 人材育成
- Ⅱ. 国と地方公共団体との連携
- Ⅲ. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- Ⅳ. 研究開発への支援
- Ⅴ. 国際的な連携

Ⅰ. 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠

である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができる人材を確保することも重要である。

特に感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、さらには感染症研究や感染症対策の現場においても活躍できる人材を育成し、確保することは極めて重要である。

こうした人材の育成については、JIHSが厚生労働省の委託を受けて実施している「実地疫学専門家養成コース（FETP）」等が重要な役割を果たしている。新型コロナ対応の経験や平時からの感染症インテリジェンスの取組等を踏まえてコースの内容の充実等を図りながら、地方公共団体からのより幅広い参加を募っていくことが期待される。

また、厚生労働省の「感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラム³⁹」等、感染症に関する臨床及び疫学的知識、公衆衛生対応能力、国際調整能力等の総合的な知識や能力を持った感染症危機管理の専門家を継続的に育成することも重要である。

こうした人材の育成や確保を図る観点からも、感染症危機管理に知見を有する専門人材の平時における配置の在り方等のキャリア形成の支援についても検討が必要である。

都道府県等においても、「実地疫学専門家養成コース（FETP）」等の取組やこうしたコースの修了者等も活用しつつ、感染症対策を始め公衆衛生や疫学の専門家等の養成を地域で進め、キャリア形成を支援するほか、地方公共団体における感染症対策の中核となる保健所等の人材の確保及び育成やキャリア形成の支援を行うことが重要である。

このほか、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、地方衛生研究所等の感染症対策への平時からの関与を強めることや、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等が求められる。

39 「IDES」とは、Infectious Disease Emergency Specialist の略称であり、国内外の感染症危機管理に対応できる人材を養成するためのプログラム。国内外の感染症の知識、行政能力（マネジメント）及び国際的な対応能力の習得を図る。

くわえて、災害発生時や感染症まん延時に派遣される災害・感染症医療業務従事者⁴⁰（DMAT、DPAT 先遣隊及び災害支援ナース）について、医療法における位置付けが設けられたことも踏まえて、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制の強化の一環として、人員の確保等に継続的に取り組む必要がある。

また、あわせて、新型インフルエンザ等の発生時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みである「IHEAT⁴¹」について地域保健法（昭和22年法律第101号）における位置付けが設けられたことを踏まえて、支援を行うIHEAT要員⁴²の確保や育成等にも継続的に取り組む必要がある。

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組むべきである。

また、地域の医療機関等においても、地方公共団体や関係団体等による訓練や研修等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職、病原体分析や治療薬、ワクチン等の研究開発に従事する研究者及び治験等臨床研究を推進できる人材の育成等、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

II. 国と地方公共団体との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、地方公共団体の役割は極めて重要である。国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、都道府県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、市町村は住民

40 医療法第30条の12の2第1項に基づく、災害時や感染症発生時・まん延時に、都道府県からの要請に応じて、医療機関等に派遣される医療人材

41 「IHEAT」とは、Infectious disease Health Emergency Assistance Teamの略称であり、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。

42 地域保健法第21条に規定する業務支援員をいう。以下同じ。

に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国と地方公共団体の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は都道府県間の連携、都道府県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

特に、規模の小さい市町村では単独で対応が難しい人材育成等の平時の備えについては、平時からの地方公共団体間の広域的な連携による取組や都道府県及び国による支援等を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められる。このため、平時から国と都道府県等の連携体制やネットワークの構築に努める。

また、地方公共団体が新型インフルエンザ等の発生時に住民、事業者、関係機関等に対して適切な情報提供・共有を行うため、国から地方公共団体に対し、できる限り分かりやすい形で情報提供・共有を行う。次の感染症危機に備えて、国から地方公共団体への情報提供・共有等について事務負担の軽減や分かりやすさの向上等の観点から、方法等の工夫を検討する。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から国と地方公共団体の意見交換を進め、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に当たって、対策の現場を担う地方公共団体との対話を行い、地方公共団体の意見を適切に反映させることが重要である。また、国と地方公共団体が共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

Ⅲ. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

① DXの推進

近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

例えば、新型コロナ対応においては、急激な感染拡大に伴い、感染症法に

基づく発生届の届出数が増え、保健所職員の入力業務等の負担が著しく増加した。このため、2020年から「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」により、医療機関から発生届のオンライン提出ができるよう整備した。また、患者本人による自身の健康状態のオンライン報告も可能としたことで、保健所職員等の健康観察業務等の負担が軽減された。このほか、医療機関等情報支援システム（G-MIS）による全国の医療機関における病床の使用状況や感染症対策物資等の確保状況等の一元的な把握や、検疫現場でのシステムによる入国者情報の取得や入国後の健康監視等の対応を行う等、業務の効率化とともに、情報収集の迅速性の確保に努めた。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠である。

DX推進の取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要である。また、国及びJIHSは、ワクチンや治療薬等の研究開発の基盤構築のための臨床情報の収集に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつも、電子カルテから情報を抽出する体制を構築する等、治療薬の研究開発や治療法の確立に資する整備を行っていく。これらのほか、医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める。

さらに、DX推進に必要な、人材の育成やデータ管理の在り方の検討を進めるとともに、収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理や検討を進める。

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、国民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

② その他の新技術

新型コロナ対応においては、ワクチンにおける技術革新や、スーパーコンピュータ「富岳」を用いた感染経路等のシミュレーション、携帯電話データ等を用いた人流データの分析、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用した陽性者との接触を通知するアプリケーションの開発等のこれまで感染症対策に十分用いられていなかった新たな技術を用い

た取組が試みられた。これらのほか、従前よりポリオウイルスで活用していた下水サーベイランスについても、新型コロナ対策への活用が試みられた。近年、新たな技術を用いた医薬品開発や生成AI等の技術革新がなされている。新型インフルエンザ等対策においては、新型コロナ対応での取組も含め、新技術の社会実装も念頭に対応を検討することが極めて重要である。

IV. 研究開発への支援

新型コロナ対応での技術革新や新技術の社会実装の代表的なものとしては、ワクチンにおける技術革新が挙げられる。今般の新型コロナ対策で用いられたワクチンには、従来からの技術である不活化ワクチンだけでなく、mRNA（メッセンジャーRNA）ワクチンやウイルスベクターワクチン、組換えタンパクワクチン等の多様な新規モダリティを用いたワクチンの開発が迅速に進められ、使用された。さらに、治験の実施方法や承認プロセスの工夫により世界中で極めて短い期間でワクチンが実用化された。これにより、ワクチン開発に成功した国々や速やかにワクチンを導入することができた国や地域では大規模な接種が進められ、重症化予防等の効果により、対策に当たって大きな役割を果たした。

このように、新型インフルエンザ等の発生時に、初期の段階から研究開発や臨床研究等を進めることで、有効性及び安全性の確保されたワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発につなげることは、新型インフルエンザ等への対応能力を高める観点から極めて重要である。

平時から技術開発を進め、正確かつ短時間に検査可能な診断薬、感染拡大後の検査需要拡大に対応できる検査機器、検査試薬、迅速検査キット等による検査能力の強化や、治療薬・治療法の早期の普及によって、多くの地域の医療機関での対応が可能となる。感染拡大防止や医療提供体制の強化には、治療薬や診断薬の早期の実用化に向けた研究開発が重要な役割を担っている。

また、ワクチンの普及による重症化予防等の効果も新型インフルエンザ等への対策上重要であり、早期のワクチンの実用化に向けても研究開発が重要な役割を担っている。

さらに、ワクチンや診断薬、治療薬等の普及により、検査体制や医療提供体制の充実、免疫の獲得等が進むことで、国民の生命及び健康の保護がより一層図られることとなる。その結果、こうした状況の変化に合わせた適切なタイミングで、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを行うことができる。

このように、新型インフルエンザ等対策において、研究開発の推進は、対策全体に大きな影響を与える重要なものである。一方で、新型インフルエンザ等の発生時の迅速な研究開発には平時からの取組が不可欠である。平時には、こうした感染症危機対応医薬品⁴³については需要が見込めない場合があり、市場の予見可能性が乏しく、製薬関連企業が開発投資を行い、実用化に至るまでには多くの課題がある。ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発について平時からの促進と新型インフルエンザ等の発生時における迅速な対応が可能となるよう、市場の予見可能性を高め、製薬関連企業が開発に乗り出しやすくするため長期かつ継続的な研究支援体制の構築及び研究開発や治験に係る専門人材の育成を含め、支援策について整理するとともに、研究開発や臨床試験（治験等）の意義について国民への啓発を行う。

「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき重点的な取組が進められているワクチンだけでなく、診断薬や治療薬についても、新型インフルエンザ等対策に重要な役割を担っていることから、研究開発の一層の推進が必要である。

こうした研究開発には、早期の段階で収集された疫学情報や臨床情報等が活用されることも重要である。このためにも、JHSを中心として、臨床研究を行う医療機関、関連する学会、大学等の研究機関、製薬関連企業等の様々な関係者との連携を推進することや、さらには諸外国の研究機関等との国際的な連携が重要であることに留意して取り組む。

V. 国際的な連携

① 新型インフルエンザ等への対応での国際的な連携の重要性

新型インフルエンザ等の情報収集や対応に当たっては、国際的な連携の重要性がますます増していることに留意が必要である。

WHO等の国際機関における感染症危機対応の国際的な枠組みの動向にも目配りが必要である。

特に感染症対策では、各国が積極的に貢献し、国際社会の一員としての役割を果たすことが、国境を越えて拡大する感染症に立ち向かう国際社会の利益となるのみならず、自国における感染症への対応を有利にするものである。我が国が先進諸国と連携を図り、また、開発途上国への国際協力等を通じて国際社会へ貢献するための施策を講じていくことが重要である。

43 感染症危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等を指す。

また、研究開発の観点からも国際的な連携は欠かせないものである。国際社会においては、新型インフルエンザ等の発生後速やかにワクチンや診断薬、治療薬等を迅速に開発するための国際連携の取組が行われている。国際的な連携を行いながら迅速な研究開発を可能とし、こうした国際連携による取組が円滑に進められるよう、薬機法を始めとする関連法令等に基づく手続の簡素化や迅速化等の余地がないかを検討することも求められる。

② 国際的な連携の取組

新型インフルエンザ等は、国境を越えてグローバルに広がるものであり、対応に当たっては国際的な連携が不可欠である。新型インフルエンザ等の発生に備えるためには、平素から、WHOを始めとする国際機関との連携や諸外国の研究機関等との連携により、新興感染症等の発生動向の把握に努めるとともに、初発事例の探知能力の向上を図ることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、特に発生初期の国際的な連携による情報収集が重要な役割を担っている。我が国からも国際的な情報発信に適切に取り組むことが必要である。機動的な水際対策の実施と状況に応じた対策の緩和を講ずるためにも、発生した新型インフルエンザ等のリスク評価や諸外国の動向の把握等が重要となる。

ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発についても、諸外国の研究機関等との国際的な連携が重要である。

新型インフルエンザ等への対応では、開発途上国の支援等の国際協力への貢献も我が国として役割を果たすべき重要な観点であり、国際機関等による国際的な取組にも参画していくことが求められる。

こうした国際的な連携を強化するためにも、感染症対策を含む国際保健人材の養成や確保についても、中長期的な取組に努める。

第3章 政府行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 国立健康危機管理研究機構（JIHS）の果たす役割

次の感染症危機への備えをより万全にしていく中で、重要な役割を担うのが、JIHSである。JIHSは科学的知見を統括庁及び厚生労働省に報告することが法律上も規定⁴⁴されているが、新型インフルエンザ等対策においてJIHSには以下の（1）から（5）までの役割が期待される。

（1）地方衛生研究所等や諸外国とのネットワークを活用した情報収集に基づくリスク評価

新型インフルエンザ等対策の基礎となるのは、当該新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を把握し、それに基づくリスク評価を行うことである。

新興感染症等は未知の部分も多く、必ずしも十分な科学的知見が発生当初から得られるとは限らず、一定の不確実性を伴うものである。対策を進める中で徐々にその性状等が明らかになってくる等、暫定的な仮説を検証しながら対策を講じていかざるを得ない、「作動中の科学」としての側面を有していることに留意する必要がある。

その上で、新型インフルエンザ等対策の基礎となるリスク評価を的確に行うことが重要である。そのためには、平時から情報収集・分析やリスク評価を行うための体制を構築し運用することが不可欠である。

こうした体制の構築のため、感染症インテリジェンスにおけるハブとしての役割を担うJIHSを中心に、サーベイランスや情報収集・分析の体制の強化、諸外国の研究機関等や医療機関、大学等に加え、地方衛生研究所等の地方公共団体との協働や連携により、感染症情報のネットワークを更に密なものとし、初発事例の探知能力の向上やリスク評価能力の向上に努めることが期待される。

（2）科学的知見の迅速な提供、対策の助言と分かりやすい情報提供・共有

科学的知見の迅速な提供や科学的根拠に基づいた対策の助言の場面でも、JIHSには、重要な役割が期待される。

特に新型インフルエンザ等の発生初期には、事例の集積を通じ、病原体の性状や感染経路等を分析し、リスク評価に基づき、新型インフルエンザ等対策の内容の検討、症例定義や効果的な検査方法等につなげることは重要な役割である。新型インフルエンザ等対策を進めていく中で状況の変化も含めてリスク評

44 国立健康危機管理研究機構法第23条第1項第5号及び第2項

価を継続的に行い対策の切替えにつなげていくために、政府に対し必要な助言を行うことも重要な役割である。

こうした役割として、いわゆる「First Few Hundred Studies (FF100)」のように、新型インフルエンザ等の発生時の最初期に症例定義に合致した数百症例程度から平時に実施しているサーベイランスでは得られない知見を迅速に収集するための臨床及び疫学調査を実施し、得られた対策に必要な知見を国や都道府県等の関係機関や国民等に還元することが期待される。このような調査や分析等を行う体制の整備も重要である。また、感染やワクチン接種による免疫獲得状況のモニタリングを実施することも必要である。

また、新型インフルエンザ等の患者の治療を率先して行った経験、他の感染症指定医療機関等の治療経験や調査研究から知見を得て、新型インフルエンザ等の診療指針や検査方法の指針等を作成し、これらの知見の提供により、各地域における医療提供体制の構築等を支援することも重要な役割である。

さらに、国民等の理解の促進や不安の軽減に資するよう、収集した情報や病原体のリスク評価、治療法等、新型インフルエンザ等の対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行っていくことも期待される。

このほか、感染経路等のシミュレーションや人流データの分析等の新たな技術革新や既存技術の新型インフルエンザ等対策への活用についても、研究を進めることが期待される。

(3) 研究開発や臨床研究等のネットワークのハブの役割

JIHSは、初動期からの臨床研究や、諸外国の研究機関等とのネットワークや国内の研究機関や製薬企業とのネットワーク等も活用したワクチン、診断薬及び治療薬の速やかな研究開発を自ら行うとともに、国内における研究開発の支援を行うことが期待されており、「新興・再興感染症データバンク事業 (REBIND)」の拡充等の推進や、研究開発、臨床研究等に係るネットワークのハブの役割を果たしていくことが必要となる。

このため、JIHSが研究開発や臨床研究等のネットワークのハブ機能を発揮できるよう、新型インフルエンザ等対策に関わる分野で必要となる研究の方向性に関してJIHSから国への提案等ができる仕組みを設けること等も含め、必要な体制や予算の確保について検討する必要がある。

(4) 人材育成

新型インフルエンザ等への対応能力を向上させるためには、専門的な人材育成が重要であり、JIHSが行う人材育成の取組への期待は大きい。このため、JIHSは、感染症に対応する公衆衛生人材、医療人材、病原体分析や研究開発

を推進できる人材等の専門人材の養成を大学等の関係機関と連携して推進する。また、JIHSが厚生労働省の委託を受けて実施している「実地疫学専門家養成コース（FETP）」を始め、地方公共団体等で疫学調査やリスク評価、公衆衛生対応の中核となる人材を育成するJIHSの機能の更なる充実強化が特に求められる。このほか、例えば、検査の精度管理や感染症に係るリスクコミュニケーション等のJIHSの有する専門的知見をいかした新型インフルエンザ等への対応能力向上への貢献や、新型インフルエンザ等の発生時にリーダーとなる人材等を育成するための更なる貢献が強く期待される。

また、新型インフルエンザ等に係る医療や臨床研究を推進できる専門人材の養成も、JIHSの重要な役割として更なる充実強化が求められる。

(5) 国際連携

JIHSは、WHO等の国際機関や米国CDC（疾病予防管理センター）等の諸外国の公衆衛生機関等からの必要な情報の一元的な集約及び管理、その分析やリスク評価を行う体制を強化する。諸外国の大学や研究機関との連携や国際的な感染症情報ネットワークの構築により、新興感染症等の早期探知やリスク評価能力の向上、研究開発体制の強化を行うことが求められる。

第2節 政府行動計画等の実効性確保

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

政府行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基いて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

政府行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものとするための手段であり、本政府行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

地方公共団体や国民等が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。国及び地方公共団体は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、感染症法に基づく予防計画や医療法に基づく医療計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、本政府行動計画やガイドライン等の関連文書について、必要な見直しを行うことが重要である。

こうした観点から、本政府行動計画やガイドライン等の関連文書に基づく取組や新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組について、推進会議等の意見も聴きながら、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を統括庁を中心に行う。

定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに本政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に本政府行動計画等の見直しを行う。

(5) 都道府県行動計画や市町村行動計画等

本政府行動計画の改定を踏まえて、都道府県や市町村での新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、都道府県及び市町村においても行動計画の見直しを行う。

国は、都道府県及び市町村の行動計画の見直しに当たって、地方公共団体との連携を深める観点から、統括庁を中心に、行動計画の充実に資する情報の提供等を行う。

さらに、平時からの新型インフルエンザ等対策の取組について、統括庁から都道府県及び市町村に対して、平時からの対策の充実に資する情報の提供や好事例の横展開、必要な研修等に係る情報を提供する等、都道府県及び市町村の取組への支援を充実させる。

(6) 指定（地方）公共機関業務計画

指定（地方）公共機関においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。こうした検討の結果やDXの推進やテレワークの普及状況等も踏まえながら業務計画の必要な見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く⁴⁵。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等の養成等を行う。

1-3. 国及び他の地方公共団体等との連携の強化

- ① 市は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 市、県及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体や関連する職能団体等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

45 特措法第8条第7項及び第8項

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策府本部を設置した場合⁴⁶や、県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 市は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援⁴⁷を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する⁴⁸ことを検討し、所要の準備を行う。

46 特措法第15条

47 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

48 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁴⁹を要請する。
- ② 市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める⁵⁰。

3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援⁵¹を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し⁵²、必要な対策を実施する。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する⁵³。
市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁵⁴。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

49 特措法第26条の2第1項

50 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

51 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

52 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

53 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされている場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

54 特措法第36条第1項

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

① 市は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、感染者や医療従事者やその家族等への偏見・差別、偽・誤情報の拡散や、これらによる感染対策への悪影響が懸念されることから、平時から、市民の感染症に関する理解を深めるとともに、市による情報提供・共有の認知度や信頼度が向上するように、以下の内容について、各種媒体を利用し、わかりやすく、適時適切に、継続的に情報提供・共有を行う。

(ア) 感染症に関する基本的な情報

(イ) 基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）

(ウ) 感染症の発生状況等の情報

(エ) 新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等

② 感染拡大の起点となりやすい集団や感染した場合の重症化リスクが高い集団における感染対策は重要であることから、市は、県及び市内の保健、介護、保育、広報、教育等の部門と連携し、感染症や公衆衛生対策に関する情報提供・共有を行う。

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

① 市は、国が実施する国民等への情報提供・共有について、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への配慮、県等他の地方公共団体や業界団体等との連携等に関する整理を踏まえ、必要な準備を行う。

② 市は、感染症の発生状況等に関する公表基準に関し、国における見直し、関係法令等の解釈や運用の明確化を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等の相談窓口を設置するよう準備する。

第2節 初動期

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、準備期における平時からの情報提供・共有や、国や県の対応を踏まえ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- ② 市は、ウェブサイトの立ち上げに当たっては、市民等の情報収集の利便性向上のため、各関係部署の情報を集約して掲載する。
- ③ 市は、感染症の発生状況等に関する公表基準等に関し、国における見直し、関係法令等の解釈や運用の明確化を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
- ④ 市は、国からの要請に基づき、コールセンター等の相談窓口を設置するとともに、県に設置される相談窓口との役割分担を明確にする。
- ⑤ 市は、相談窓口等に寄せられた質問事項を整理し、Q&A等に反映するとともに、関係部署や県に対し、情報提供・共有する。

2-2. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、ウェブサイト等で市民に周知する。

第3節 対応期

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、初動期における対応を踏まえ、引き続き理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- ② 市は、初動期で立ち上げたウェブサイトの活用に当たっては、市民等の情報収集の利便性向上のため、引き続き関係部署の情報を集約して掲載する。
- ③ 市は、感染症の発生状況等に関する公表基準に関し、国における見直し、関係法令等の解釈や運用の明確化を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、初動期で設置したコールセンター等の相談窓口の体制を強化する。
- ② 市は、相談窓口等に寄せられた質問事項等を整理し、Q&A等に反映するとともに、関係部署や県に対し、情報提供・共有する。

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、初動期で整理した偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報について、引き続きウェブサイト等で市民に周知する。

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

市は、国におけるリスク評価に基づく方針の決定・見直しを踏まえて、以下のとおり対応する。

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、国が国民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るために行う政策判断の根拠の説明を踏まえ、感染者等に対する偏見・差別等を防止し、不要不急の外出等の行動制限の取組に協力が得られるよう市民に対して分かりやすく説明を行う。

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、国において、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大防止措置等が見直されたときは、変更理由等の政府の説明を踏まえ、市民に対して分かりやすく説明を行う。

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、不安を感じる層がいることを踏まえ、医療提供体制や感染対策の見直し等について、リスクコミュニケーションを行う等丁寧に情報提供・共有を行い、市民の理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等
市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

国の要請を受け、市は、国内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 基本的な感染対策に係る要請等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1-1. 接種体制の構築

1-1-1. 接種体制

市は、江津市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行う。

1-1-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市を実施主体として、集団的な接種を基本として実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。
- ② 市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を基本として、速やかに特定接種が実施できるよう、準備期から接種体制を構築する。

1-1-3. 住民接種

市は、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- （ア） 国や県の方向性や動向を確認しながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁵⁵。
- （イ） 円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外における接種を可能にするよう取組を進める。
- （ウ） 速やかに接種できるよう、江津市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-2. 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性等の基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

55 予防接種法第6条第3項

第2節 初動期

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-1-2. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請を行う⁵⁶。

56 特措法第31条第2項及び第3項

第3節 対応期

3-1. ワクチンや接種に必要な資材の供給（ワクチン等の流通体制の構築）

- ① 市は、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築する。
- ② 市は、ワクチンについて市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。
- ③ 市は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県の協力を得て関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。
- ④ 市は、県の協力を得て供給の滞りや偏在が無いよう、地域間の融通等を行う。

3-2. 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 市は、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように国や県、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

3-2-1. 特定接種（地方公務員に対する特定接種の実施）

市は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員を対象とした集団的な接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種の準備

市は、国による接種の順位に係る基本的な考え方に基づき、江津市医師会と協議の上、接種対象者の優先順位付け、予防接種を実施するための準備を行う。

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-2-2-4. 接種体制の拡充

- ① 市は、感染状況を踏まえ、関係団体と連携し、公的な施設を活用する等、接種体制を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団接種を実施する。
- ② 市は、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-5. 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 情報提供・共有

市は、実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

第5章 保健

第1節 対応期

3-1. 主な対応業務の実施

3-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は（パルスオキシメーター等の）物品の支給に協力する。

第6章 物資

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁵⁷。なお、当該備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁵⁸。
- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

57 特措法第10条

58 特措法第11条

第2節 対応期

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄

① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁵⁹。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁶⁰。

② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

59 特措法第10条

60 特措法第11条

第2節 初動期

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は市民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

2-3. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自死対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁶¹やその他長期の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる⁶²。

61 特措法第45条第2項

62 特措法第59条

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

市は、必要に応じて以下の①②の対応を行う。

- ① 市は、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる⁶³。

3-2-2. 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

3-3. 市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

63 特措法第63条の2第1項

用語集

用語	内容
医療機関等 情報支援シ ステム（G- MIS）	G-MIS（Gathering Medical Information System の略）は、全国 の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッ フの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医 療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支 援するシステム。
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医 療提供体制の確保を図るための計画。なお、島根県においては 予防計画を包含して策定している。
医療措置協 定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府 県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協 定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究 し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのた めに適用する学問。
隔離	検疫法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項（これらの規定 を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は 同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の 規定に基づき、患者を医療機関に收容し、新型インフルエンザ 等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感 染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに 足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含 む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症イン テリジェン ス	感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法 を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを 体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及 び実務上の判断に活用可能な情報（インテリジェンス）として 提供する活動。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新 型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命 及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事 態。

感染症危機 対応医薬品	感染症危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等。
感染症指定 医療機関	本県行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策 物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性イン フルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起らないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処 方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計 画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣 言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措 置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
国立健康危機管理研究機構（JIHS）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年 4 月に設立。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
災害派遣医療チーム（DMAT）	DMAT（Disaster Medical Assistance Team の略）は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。

災害派遣精神医療チーム (DPAT)	DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team の略) は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
災害支援ナース	災害支援ナースは、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員。被災者の救助・救出に係る時期を脱した後、被災地の復旧・復興が始まる前までの看護のニーズが特に高まる急性期から亜急性期（発災後3日以降から1か月間程度）を目安に活動するほか、感染症に係る患者が増加し、看護職員の支援が必要な医療機関、社会福祉施設及び宿泊療養施設等の支援等を行う。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
実地疫学専門家養成コース (FETP)	FETP (Field Epidemiology Training Program の略) は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、JIHS が実施している実務研修。
指定 (地方) 公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点感染症	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等 (MCM) の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。本政府行動計画上では特措法における新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国

	<p>民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。</p>
新型インフルエンザ等	<p>感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。</p> <p>本県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。</p>
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	<p>感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。</p>
新興感染症	<p>かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。</p>
迅速検査キット	<p>簡便に実施し速やかに結果を判断可能な検査キット。一般に抗原定性検査が用いられており、PCR検査や抗原定量検査に比べると、簡易かつ迅速に結果を得ることが可能である。</p>
積極的疫学調査	<p>感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。</p>
相談センター	<p>新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。</p>
双方向のコミュニケーション	<p>地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。</p>
地方衛生研究所等	<p>地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。</p>

統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JHISから提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）及び特別区。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防

等重点措置	止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
モダリティ	生ワクチン、弱毒ワクチン、不活化ワクチン、組換えタンパクワクチン、mRNA ワクチンといったワクチンの製造手法のこと。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。なお、島根県においては医療計画に包含されて策定されている。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
ワクチン開発・生産体制強化戦略	新型コロナウイルスによるパンデミックを契機に、我が国においてワクチン開発を滞らせた要因を明らかにし、解決に向けて国を挙げて取り組むため、政府が一体となって必要な体制を再構築し、長期継続的に取り組む国家戦略として2021年6月1日に閣議決定されたもの。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Makingの略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとな

	<p>るようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。</p>
FF100	<p>First Few Hundred Studies の略。最初の数百例程度の症例を迅速に収集し、疫学・臨床情報や検体の解析による病原体の性状等に関する知見を得て、隔離・待機期間や診療方法等の決定に役立てるもの。</p>
ICT	<p>Information and Communication Technology の略。 情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。</p>
IHEAT 要員	<p>地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。</p>
PCR	<p>ポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。</p>
PDCA	<p>Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。</p>
5 類感染症	<p>感染症法第 6 条第 6 項に規定する感染症。新型コロナウイルスは、2023 年 5 月 8 日に 5 類感染症に位置付けられた。</p>

女性活躍推進法・次世代法に基づく

江津市特定事業主行動計画

～一人ひとりの多様な価値観やライフスタイルを尊重し、
誰もが最大限に能力を発揮できる職場をめざして～

令和8年4月

江 津 市 長

江津市議会議長

江津市教育委員会

江津市選挙管理委員会

江津市代表監査委員

江津市農業委員会

目次

1. はじめに

2. 現状分析・課題認識

- (1) これまでの行動計画の取り組み経過
- (2) 職員数と男女割合
- (3) 職員の任用状況
- (4) 仕事と家庭の両立に係る状況
- (5) 職員アンケート結果概要
- (6) 課題認識

3. 目指す姿

4. 具体的取組内容

- (1) 適切な人員配置に関する取り組み
- (2) 育児・介護支援制度に関する取り組み
- (3) 働き方に関する取り組み
- (4) 職場環境改善に関する取り組み（ハラスメント防止等）
- (5) キャリア形成支援に関する取り組み

5. 進捗管理および評価方法

- (1) データ収集と報告
- (2) モニタリング・フィードバック
- (3) 評価と改善

6. 目標設定

1. はじめに

江津市では、平成 17 年に「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号、以下「次世代法」）に基づき、「特定事業主行動計画～子育てに夢を持ちみんなで支えあう職場をめざして！～」を策定しました。その後、平成 22 年度には後期の特定事業主行動計画を策定しました。さらに、平成 28 年度には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号、以下「女性活躍推進法」）に基づき、次世代法との一体的な計画として「女性活躍推進法・次世代法に基づく特定事業主行動計画～いきいきと働き、みんなで支えあう職場をめざして！～」を策定しています。

前計画では、職員一人ひとりが仕事と生活の調和を実現し、性別に関係なく個性と能力を発揮できる職場環境の整備を進めてきました。このたび、前計画の終期を迎えるにあたり、これまでの取り組みの成果を検証し、現状の課題を明らかにするとともに、引き続き目指すべき職員の働き方を明確にし、だれもが働きやすい職場づくりを進めていくために、「女性活躍推進法・次世代法に基づく江津市特定事業主行動計画～一人ひとりの多様な価値観やライフスタイルを尊重し、誰もが能力を最大限に発揮できる職場をめざして～」を策定しました。

本計画は、江津市職員がライフステージに応じた柔軟な働き方を選択しつつ、職務と職責を果たし、自身の能力を最大限発揮・伸長できる職場環境を実現するための行動計画です。計画の対象期間は令和 12 年度までの 5 年間とし、より働きやすい職場環境の構築に向けて取り組みを進めていきます。

2. 現状分析・課題認識

(1) これまでの行動計画の取り組み経過

項目		基準値	目標値	実績値	達成率
		R1 年度(年)	R7 年度(年)	R7 年度(年)	
管理監督職に占める女性職員の割合		22.6%	25.0%	28.8	◎
職員の育児休業取得率	男性	0%	13%	60%	◎
	女性	100%	100%	100%	
男性職員の妻の出産休暇及び育児参加休暇の休暇取得率及び平均取得日数		100%/5 日	100%/5 日	87.5% /3.6 日 (R6)	取得率○ 取得日数△
時間外勤務時間の上限(年間360時間超職員割合)		5.3%	5%未満	11.4%	○

達成率・・・60%未満×、60～80%△、80～100%○、100%超◎

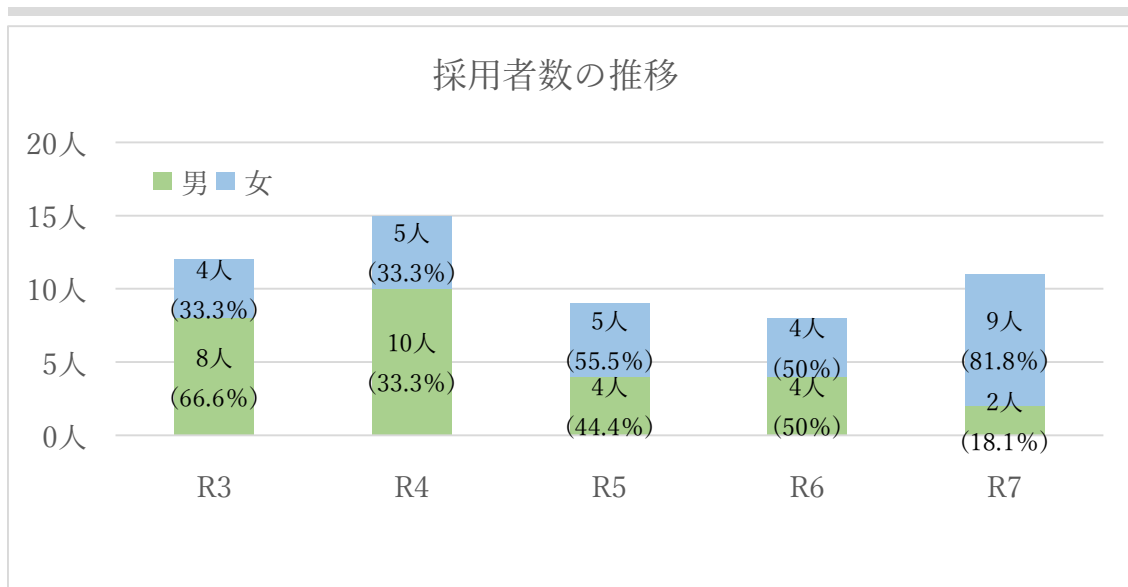
育児休業の取得しやすい環境の整備については、男性職員向けのガイドブックも作成したことなどにより、希望者に対する十分な説明ができました。結果として男女ともに育児休業の取得目標は達成できましたが、男性職員の妻の出産休暇等の取得日数については5日を下回ったため、更なる制度の説明等が必要です。

時間外勤務の縮減に関する主な取組は、管理監督者は事前の把握や緊急性・必要性の確認を行うこととし、全職員は互いに定時退庁ができるように声掛け等を行うこととしてきました。結果として5%未満の目標は達成できず、大きく増加しました。令和6年度に勤怠管理システムの導入したことで勤務時間・時間外状況を随時把握できるようになったため、早期に対策を講じていく必要があります。

年次有給休暇については、計画的な取得に取り組むとしていました。時間単位の取得ができるため柔軟な対応が取れましたが、個々の計画表の作成までは至らず、結果として、年次有給休暇を5日間取得できない職員がいるなど、十分な取り組みが実行できませんでした。

(2) 職員数と男女割合

① 職員採用数の推移



(令和7年4月時点)図1

毎年の採用者は、退職者数に応じた人数となっています。年度によって男女比は異なりますが、直近5年で平均すると約半数ずつ（男性28人50.9%、女性27人49.0%）の採用となっています。

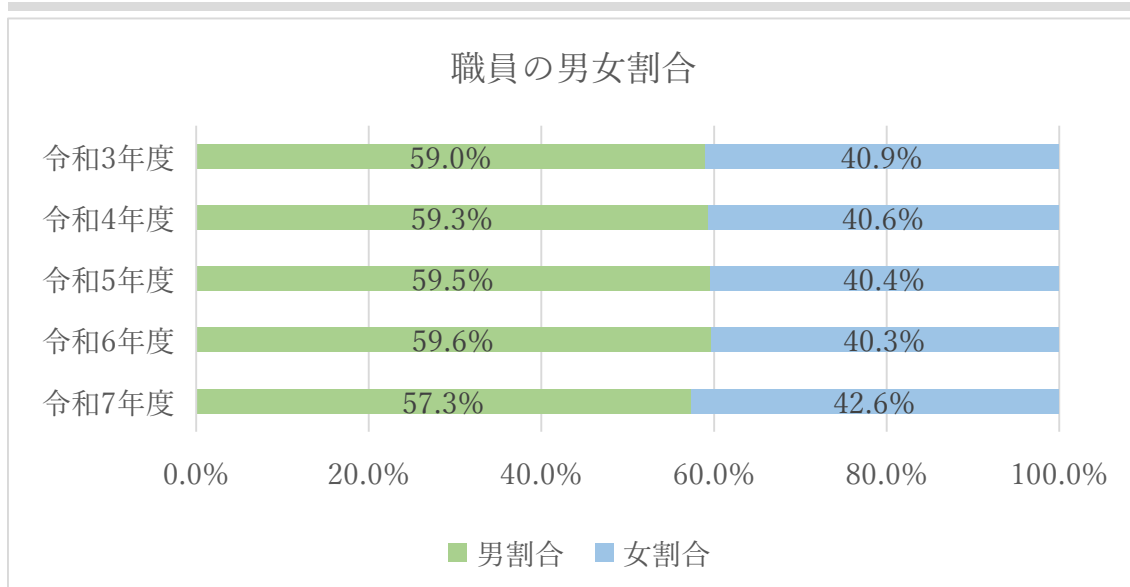
② 職員数の推移

年度	男	女	計	男割合	女割合
令和3年度	154	107	261	59.0%	40.9%
令和4年度	153	105	258	59.3%	40.6%
令和5年度	153	104	257	59.5%	40.5%
令和6年度	154	104	258	59.6%	40.3%
令和7年度	148	110	258	57.3%	42.6%

(4月1日時点、単位 人)表1

全体の職員数は258人程度となっています。

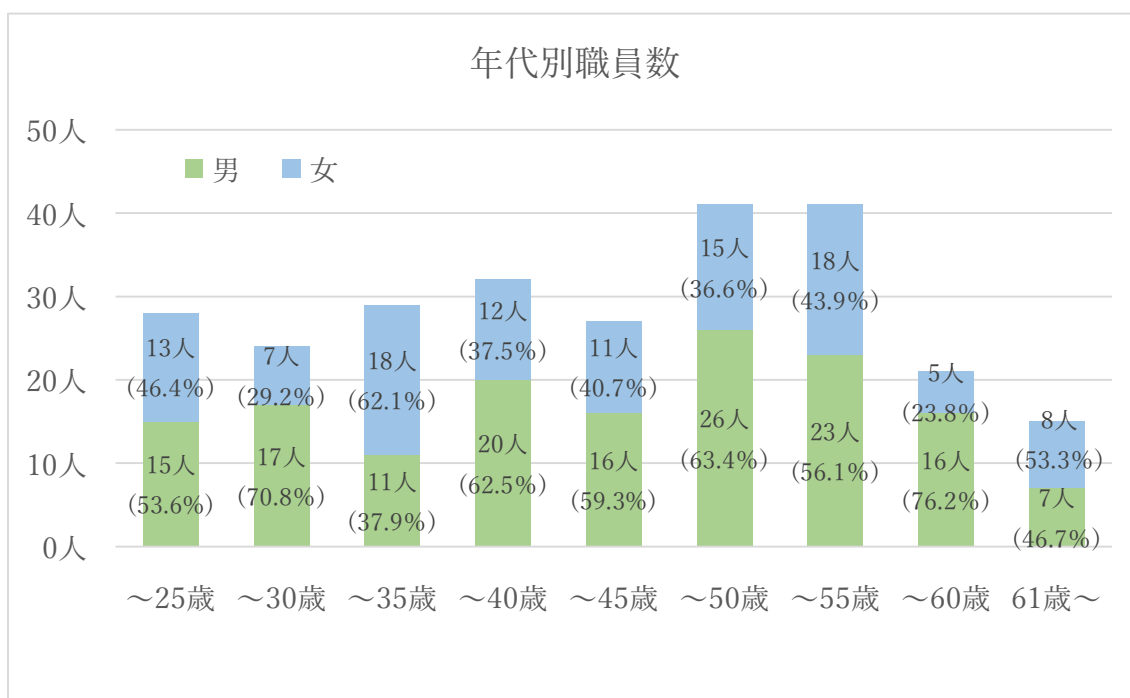
③ 職員の男女割合



(令和7年4月時点)図2

直近5年における女性職員の割合は41%前後で推移しています。①採用者数の推移で示した通り、採用者の男女比はほぼ同率のため、女性職員の割合は徐々に増加すると考えられます。

④ 年代別職員数



(令和7年4月時点)図3

職員全体を年代で見ると 50 歳前後の職員が特に多くなっています。26～30 歳及び 56～60 歳は女性職員の割合が低いものの、その前後の年代においては女性職員の割合が高くなっています。

(3) 職員の任用状況

① 役職別の女性職員の割合

	令和 3 年 4 月		令和 7 年 4 月	
	人数	割合	人数	割合
参事級	0 人	0.0%	1 人	9.0%
課長級	7 人	25.0%	9 人	27.2%
管理職計	7 人	20.0%	10 人	22.7%
課長補佐級	8 人	20.5%	8 人	23.5%
係長級	15 人	35.7%	16 人	40.0%
係長以上計	30 人	25.8%	34 人	28.8%
主任級	54 人	58.6%	50 人	55.5%
主任主事級	12 人	48.0%	8 人	40.0%
主事級	11 人	39.2%	18 人	60.0%
合計	107 人	40.9%	110 人	42.6%

表 2

女性職員の割合は、係長以上の全ての役職で増加しています。特に係長級の 4 割を女性職員が占めていることから、今後女性管理職のさらなる増加が見込まれます。

② 管理職に占める女性職員の推移

年度	人数	割合
令和3年度	7人	20.0%
令和4年度	8人	20.0%
令和5年度	8人	21.6%
令和6年度	8人	20.5%
令和7年度	10人	22.7%

(4月1日時点、単位 人) 表3

女性管理職の割合は年度により増減がありますが、概ね増加傾向にあります。

③ 係長以上に占める女性職員の推移

年度	人数	割合
令和3年度	28人	25.8%
令和4年度	28人	25.0%
令和5年度	28人	25.7%
令和6年度	31人	27.4%
令和7年度	34人	28.8%

(4月1日時点、単位 人) 表4

係長以上の役職に占める女性職員の割合も管理職と同様に増加傾向にあり、直近5年で3.0%増加しています。

(4) 仕事と家庭の両立にかかる状況

① 年次有給休暇の取得状況

・ 1人あたりの平均取得日数

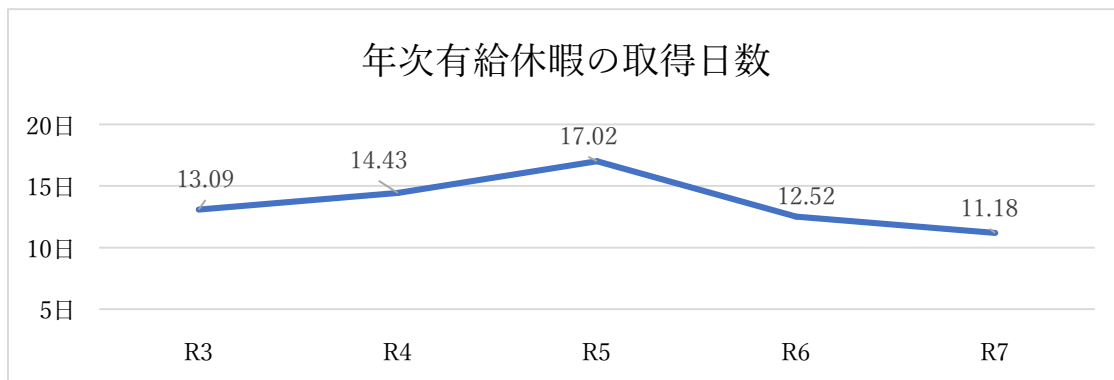


図4

令和3年から令和5年にかけて、取得日数は増加していたものの、令和6年度は12.52日と令和3年よりも低下し、令和7年も同様となっています。

・ 5日未満取得者割合

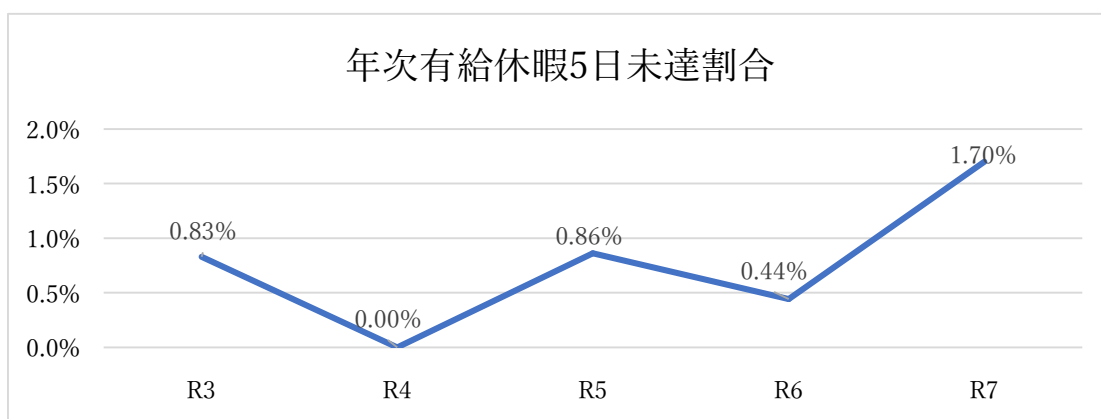


図5

令和4年は未達者0人でしたが、その後少数ではあるものの未達者がでています。

② 時間外勤務の状況

・ 1人1月あたりの平均超勤時間（超勤手当支給対象者のみ）

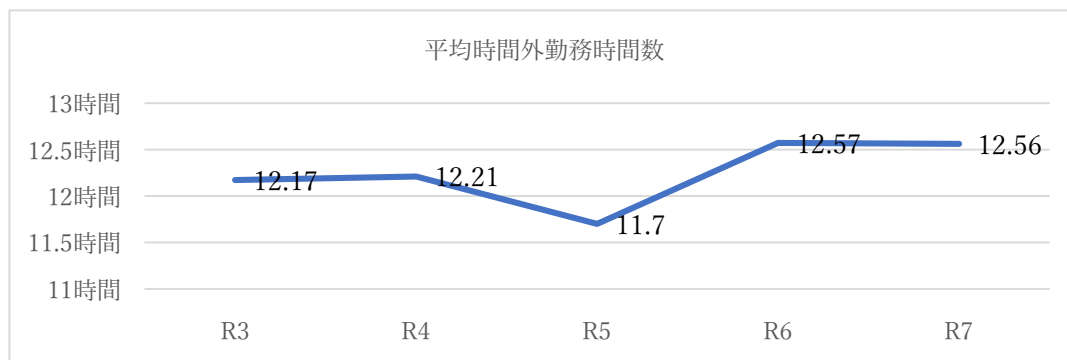


図6

近年はおよそ12時間前後で推移しています。全国市区町村平均の10.8時間（令和5年度総務省調査）よりも多いため、効果的な対策が必要です。

・ 超勤上限（月45時間）の職員割合

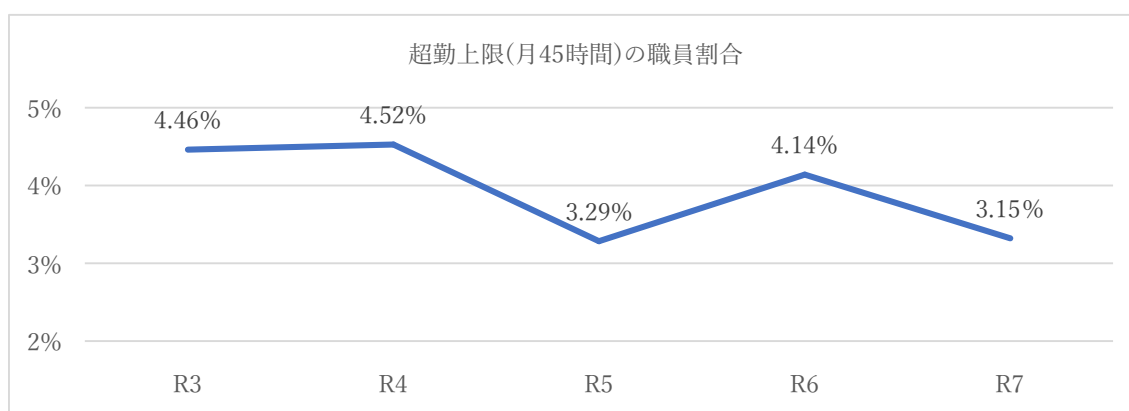
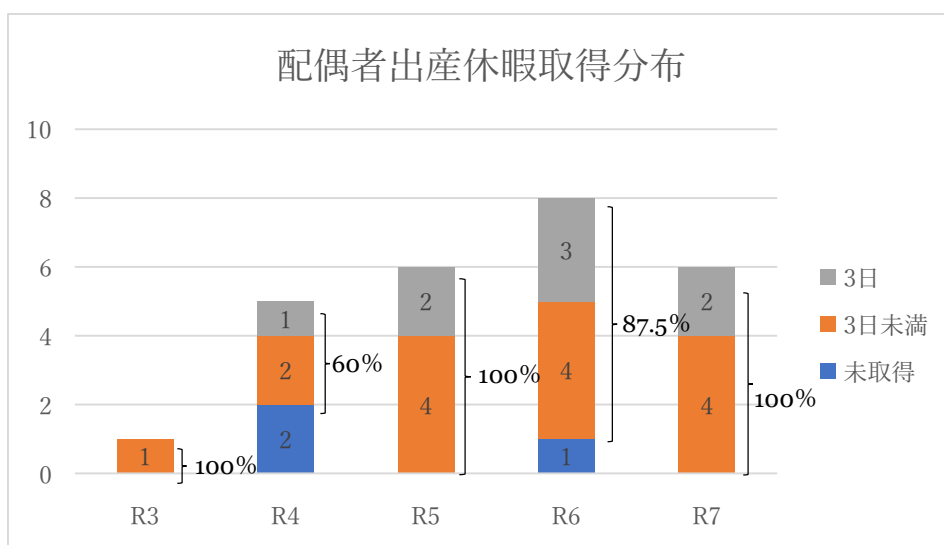


図7

全国市区町村集計結果の4.2%（令和5年度総務省調査）と近い値で推移しています。令和5年は3.29%まで低下したものの、令和6年は再び4%を超過しています。

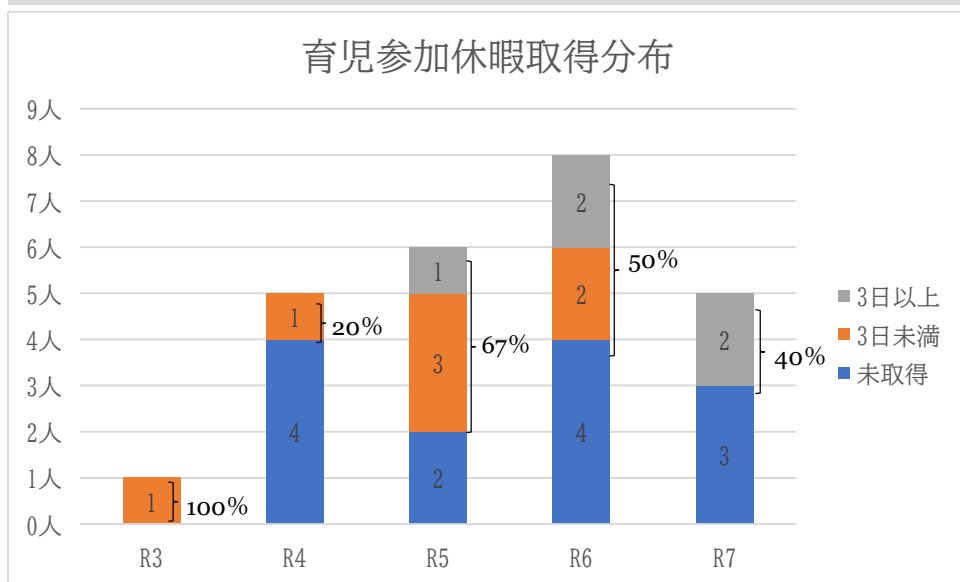
③ 男性の配偶者出産休暇の取得率・取得期間の分布状況



(令和7年度実績は、令和7年10月末までの集計)図8

配偶者出産休暇は配偶者の出産の際、3日以内で取得できます。取得率は100%となる年もあり、全体として高い取得率です。

④ 男性の育児参加休暇取得率・取得日数の分布状況

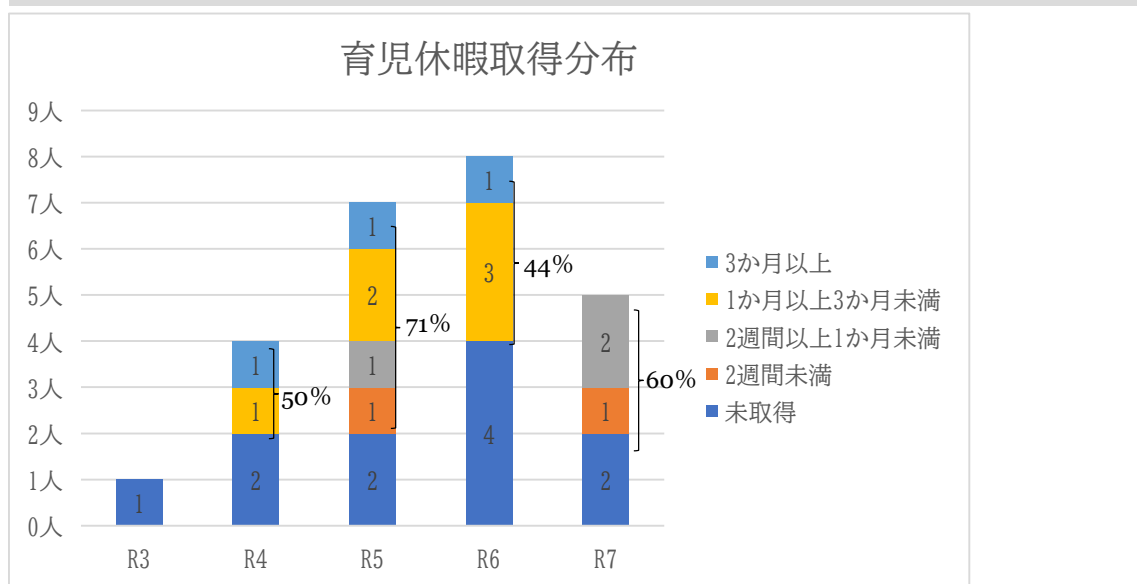


(令和7年度実績は、令和7年10月末までの集計)図9

育児参加休暇は出産予定日の6週間前の日から出産後1年を経過する日までの間、5日以内で取得できます。直近5年における取得率の平均は48%と

半数に及びませんでした。取得者のうち、3日以上取得する人の割合が増加しています。

⑤ 男性の育児休業取得率・取得期間の分布状況



(令和7年度実績は、令和7年10月末までの集計)図10

男性の育児休業取得率は、直近4年では前計画の目標値である13%を大幅に超えています。取得日数は人により大きく差があり、最長日数は182日、最短日数は11日でした。

(5) 職員アンケート結果概要

① 育児休業の取得状況と職場の雰囲気

育児休業の取得率は若い世代ほど取得しやすいと感じている傾向が見られました。取得した理由には、「子どもの世話は当然」という理由が最も多く、30代男性では「自身にプラスだから」という理由もやや多くありました。取得後の感想としては、「子育ての大変さと喜びを実感」「今後も分担したい」「同僚に勧めたい」という意見が多く、育児休業のポジティブな影響が伺えます。

取得時のハードルには、業務への影響、経済的不安、職場の理解不足などが挙げられました。これに対して、代替要員の確保、他の職員への支援・評価、業務分担や体制の見直しなどが促進策として有効という意見がありました。

② 介護休暇の取得状況と今後の意向

介護休暇の取得率は低めですが、今後利用したい、または検討したいと答えた人が一定数存在しました。一方で、利用予定がない、または意向が不明という回答も見られ、介護支援制度の認知度向上や利用促進が課題です。

③ 多様な働き方に対する考え方や休暇・時間外勤務に関する認識

テレワークの利用率は回答者のわずか4%でしたが、機会があれば利用したい人が6割程度いました。副業の推進、フレックスタイム制、時差出勤、週休3日制、短時間勤務などより柔軟な制度導入を望む声が寄せられています。

職場の人間関係については多数が「満足している」と答えた一方で、一部に不満が見られました。仕事と家庭の両立に関しても、概ね満足している人が多いものの、休日の業務対応などで改善を求める声も一定数あります。

年次有給休暇の取得については、5日取得義務を知っている回答者は99%にのびりました。取得時のためらい要因として、「職場への迷惑」、「休暇後の業務集中」が挙げられています。

時間外勤務の上限規制を知っている人は92%で、意識としては「できるだけしない人」が3割、「必要に応じる」とする人が7割ほどでした。時間外勤務が多いと感じている人のうち、その理由については業務量過多や人員不足などとされ、業務効率化、人員配置の改善が求められています。

④ ジェンダー間・職場の平等性・ハラスメント対応など

性別役割分担を感じる人は一定数存在しますが、性別に関係なく担当可能な業務があると考える人が多数派でした。ジェンダー平等を推進するための意識改革を継続していく必要があります。

ハラスメントの経験や目撃がある回答者もあり、相談窓口の認知度は一定水準にとどまりました。防止研修や周知活動は実施されているものの、さらなる強化が求められます。

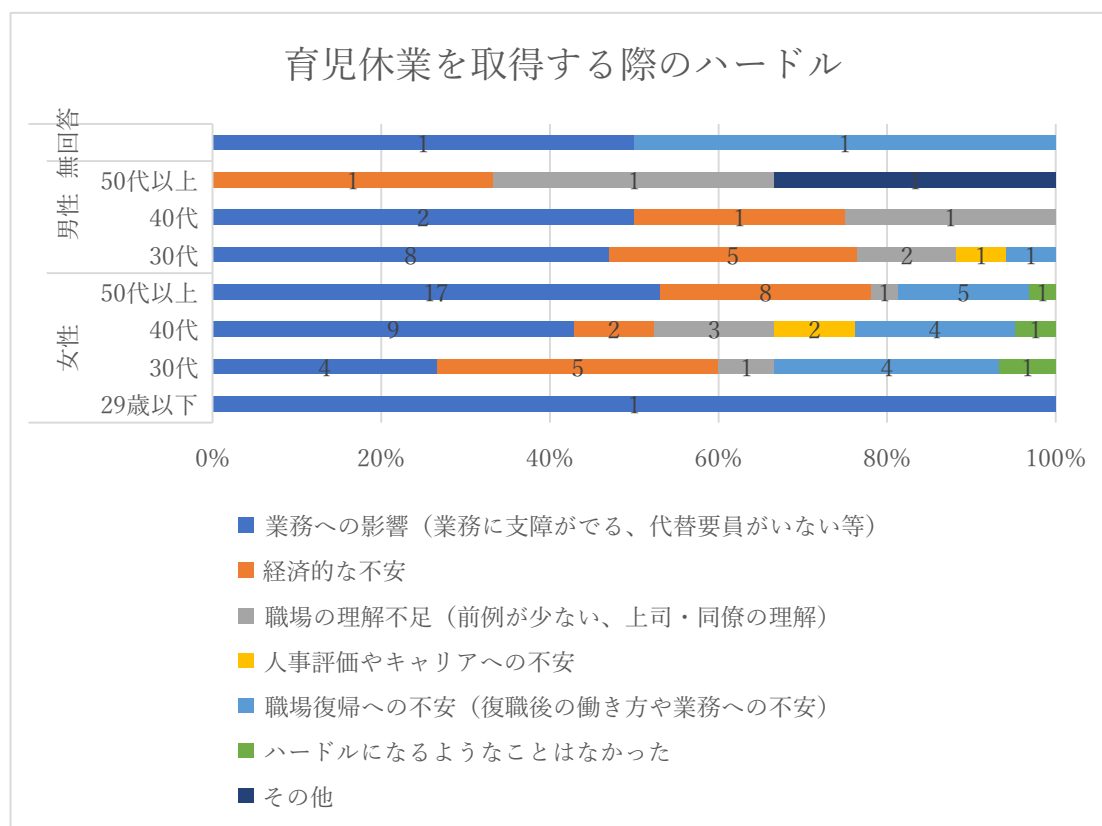
⑤ キャリア形成支援に関する職員の意識

キャリア形成支援については、7割の職員が必要を感じている一方で、計画的に取り組めていない職員も多い状況です。キャリア形成にあたっては人事異動の際の趣旨説明や中長期的な視点での異動方針という意見が挙げられています。

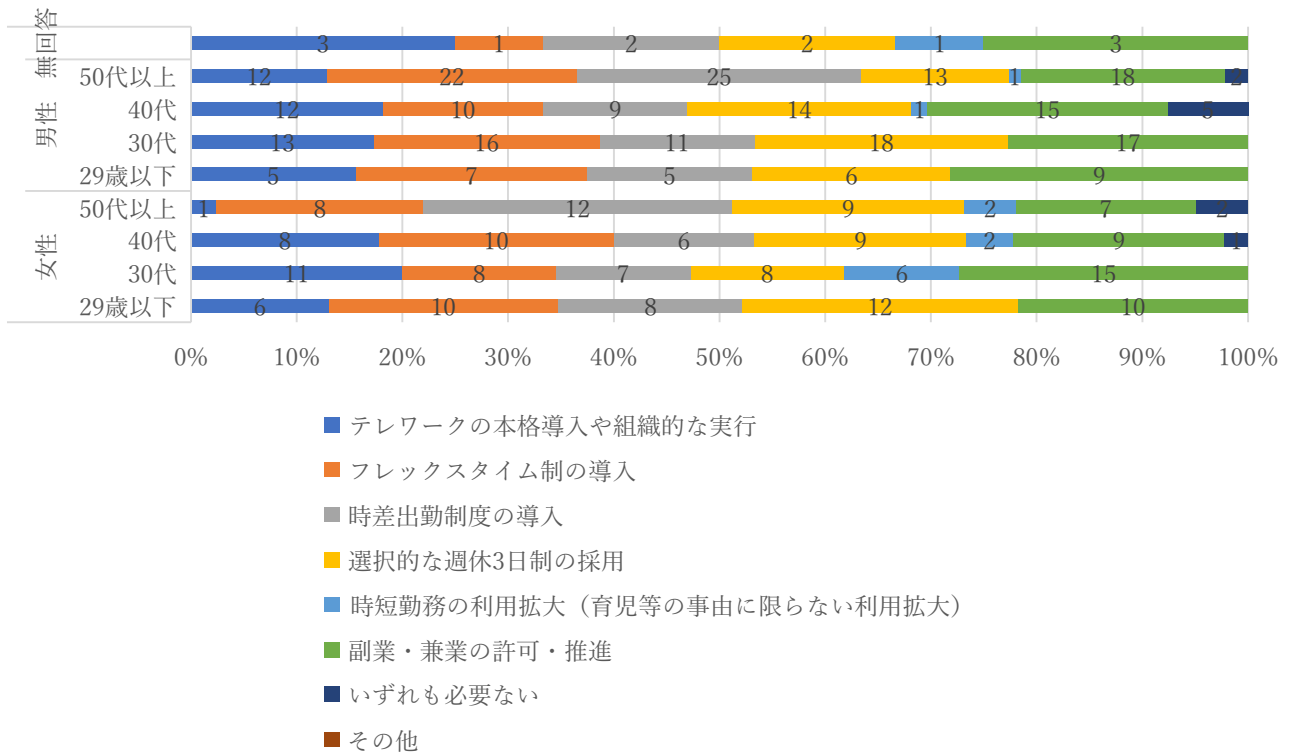
⑥ 今後組織として取り組むべき重点ポイント

「人員体制の適正化・繁閑に応じた応援配置」「時間外勤務の縮減」「フレックスタイム・時差勤務など柔軟な勤務制度の拡充」が多く、「男性の育児休業取得促進と職場の後押し」「ハラスメント防止対策の強化」が少ない状況です。

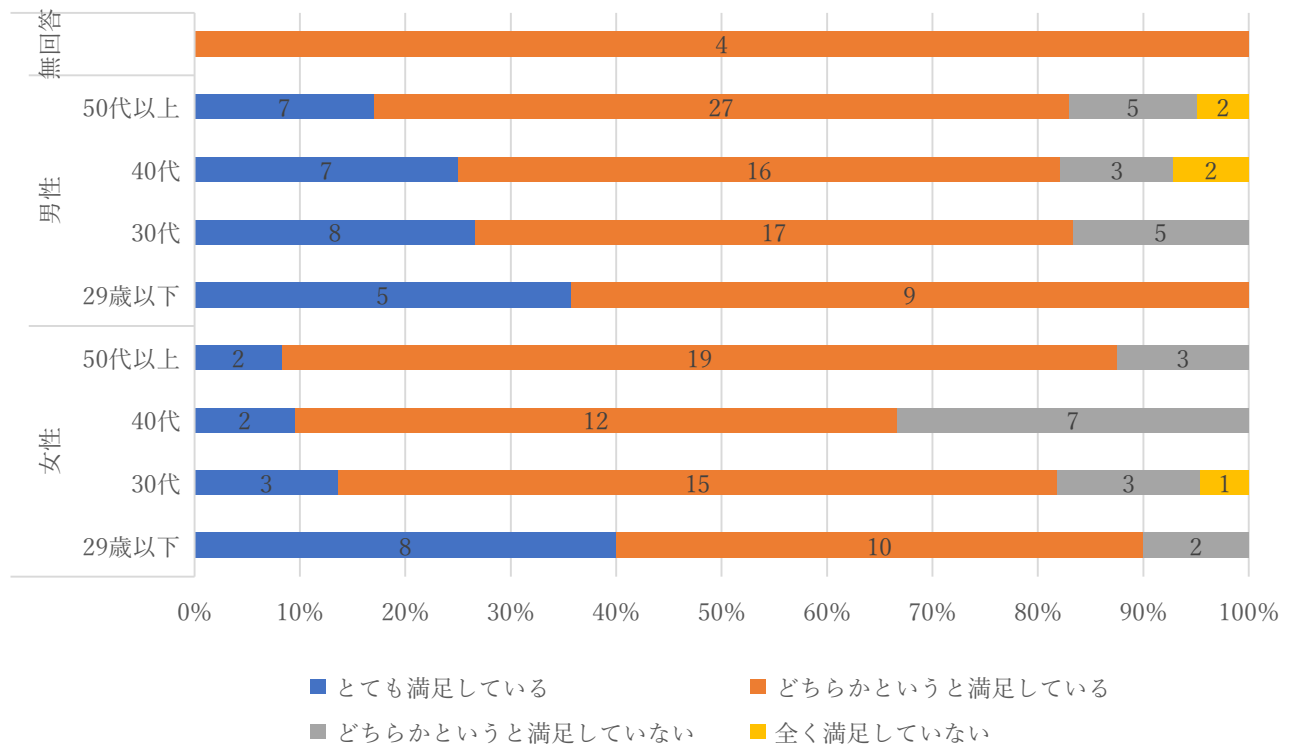
⑦ 職員アンケート結果（抜粋）



多様な働き方に関する制度導入希望の状況



職場の人間関係やコミュニケーションへの満足度



(6) 課題認識

職員数はここ数年 258 人を維持してきましたが、職員アンケートの結果からは、適正な人員配置や人員増加に対する要望が多く寄せられています。特に育児休業を組織全体で支援する方針を示す以上、従来のやり方にとらわれず、様々な募集方法や任用方法により代替職員の確保に努める必要があります。また、平時の業務量の把握等を通じて、適切な人員体制を整える必要があります。

男性の育児休業取得率については、目標を大きく上回る水準を達成した一方で、取得期間が短期にとどまる傾向が見られます。さらに、「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）では、地方公共団体の男性育休取得率を 2030 年度までに 85%以上とする目標が示されており、取得促進と期間延長に向けた継続的な取り組みが必要です。また、男性の育児参加休暇等の取得状況も依然として目標未達成の状況にあり、職員が育児に積極的に関与できる環境の整備が課題の一つとなっています。

女性管理職・管理監督職（係長以上）の割合は増加傾向にありますが、さらに伸ばす必要があります。変化の激しい現代社会では、多様な視点を取り入れた組織が、環境変化に対応し、持続可能な行政サービスを提供するために欠かせません。女性管理職の増加は最終目的ではなく、政策の質向上と多様な職員が活躍する組織づくりを実現するための重要な一歩です。また、政府の男女共同参画基本計画でも具体的な目標が掲げられており、社会的要請に応える急務です。

職員の働き方に関しては、時代に即した勤務形態の導入が不十分です。フレックスタイム制度、時差出勤制度、テレワークの利用、副業の許可基準の明確化など、多様な働き方を可能にする制度の導入を検討する必要があります。これらの制度は、職員がライフステージや個別の事情に応じた柔軟な働き方を選択するものです。

さらに、時間外勤務の増加していることや、年次有給休暇の取得日数が年 5 日未満の職員がいることは重大な課題です。この課題に対処するためには、適切な人員配置の実現とともに、業務プロセスの見直しや業務量の削減を図る必要があります。加えて、具体的な数値目標を掲げることで、職員全体の意識改革を促進します。

3. 目指す姿

「一人ひとりの多様な価値観やライフスタイルを尊重し、誰もが最大限に能力を発揮できる職場」

【取組の柱】

- (1) 仕事と家庭を調和させるための職場環境づくり
- (2) 全ての職員が働きやすさを追求し、それぞれの能力を最大限発揮するための支援
- (3) 互いを支えあい、協力しあう職場風土の醸成

4. 具体的取組内容

全ての職員が性別や年齢、ライフステージにかかわらず、その能力を十分に発揮できる職場づくりを進めます。本計画の推進にあたっては、管理部門の人事課が全体の統括、企画、進行管理を担い、各職場の管理職および管理監督者が現場の実践的取組を主導します。また、全職員がそれぞれの立場で計画の意義を理解し、働きやすい職場環境の形成に主体的に関与することを基本方針とします。

重点的に取り組む5つの分野について、具体的な取組方針と役割分担を以下に示します。

(1) 適切な人員配置に関する取り組み

男女を問わず適正な人員配置を行うことで、多様な人材が活躍できる職場づくりを推進します。全ての職員がそのライフステージに応じて継続して安心して働けるよう、育児・介護休業等の取得に伴う人員配置の適正化や代替要員の迅速な確保を図ります。

【管理部門（人事課）】

- 多様な職員が能力を発揮できる配置方針や、育児・介護等に対応した柔軟な人事制度を設計する
- 長期休暇や育児休業等での業務配分の負担が集中しないように、代替要員の確保に努める。
- 職場ごとの時間外勤務の状況や休暇取得日数を把握し、適正な人員配置に努める

【管理者（管理職）】

- 各職場内での業務配分の見直しや業務の効率化を現場で指導・管理する
- 部下の個々の事情や能力を把握したうえで、所属内における適材適所の人員配置を実行する

(2) 育児・介護支援制度に関する取り組み

職員が子の出産、育児、または家族の介護といった家庭の事情に柔軟に対応しつつ仕事を継続できるよう、支援制度の充実と運用体制の強化を図る。特に男性職員の育児参画促進および復職支援を重点課題とし、男女問わず利用しやすい環境の整備を進めます。

【管理部門（人事課）】

- 育児・介護休業制度、部分休業などの利用状況を定期的に把握し、課題を分析して改善を行う。
- 制度内容をわかりやすくまとめた案内資料を作成し、新採用職員研修などを通じて広報する。
- 育児・介護休業取得職員および所属長との事前・事後面談を制度化し、人員体制の配慮について確認をするほか、復職後の業務調整や負担軽減方策を検討する。

【管理者（管理職）】

- 所属職員の家庭状況を十分に把握し、育児・介護休業等の取得に際して必要な支援を行う。
- 育児・介護休業取得が他職員の負担とならないよう、事前の業務設計と職務分担を綿密に行う。
- 復職後の仕事と家庭の両立を図るため、面談等で定期的に状況を確認し、配置・業務量等に配慮する。
- 管理職層が率先してワーク・ライフ・バランスの模範となり、制度利用への理解を示す。

【管理監督者（係長以上）】

- 部下職員からの相談に親身に対応し、制度利用への心理的なハードルを下げる。
- 短時間勤務や時差勤務を行う職員の業務をサポートし、チーム全体の協力的体制を確保する。
- 職場内の情報共有を密にし、業務の偏在を防ぐ工夫を行う。

【全職員】

- 自身の家庭状況やキャリア形成を考慮し、計画的に制度を利用する。
- 同僚や部下の制度利用に理解を持ち、業務面で協力して支える。
- 互いの働き方を尊重し、家庭と仕事の両立に配慮する職場文化を共有する。

(3) 働き方に関する取り組み

時間外勤務の削減や休暇取得の促進に加え、IT技術の活用を通じ、効率のかつ柔軟な働き方の推進を進める。職員一人ひとりが過労に陥ることなく、自律的に働ける体制を整備することを目的とします。

【管理部門（人事課）】

- 数値目標（時間外勤務削減率、年休取得率）の設定と進捗管理を行う。
- 長時間勤務の実態調査を年3回以上実施し、部署が抱えている課題等の情報収集を行うとともに、課題解決に向けた具体策を協議する。
- フレックスタイム制や時差出勤制度、副業の許可基準の明確化などの多様な働き方の制度の導入について検討する。
- 育児や介護を担う職員への両立支援策としてテレワークを利用しやすい環境を整える。
- ノー残業デーに関する取り組みを継続して行う。

【管理者（管理職）】

- 所属の業務量を定期的に点検し、業務の適正配分と標準化を推進する。
- ノー残業デーの実効性を確保し、繁忙期を除いて時間外勤務を抑制する。
- 年次有給休暇の取得計画を部署単位で策定し、各職員が均等に利用できる環境を整える。

【管理監督者（係長以上）】

- 各職員の業務進捗と負担状況を日々把握し、過度な残業や集中発生を防ぐ。
- 係内でタスク共有を進め、誰かが不在となっても支障がない体制を整える。

【全職員】

- 自主的に業務計画を立て、時間管理を意識した働き方を心がける。
- 年休を積極的に取得し、心身の健康維持や家庭との時間を大切にす
- 積極的に ICT ツールを活用し、書類作成や報告業務の効率化を図る。

- 土日祝日に出勤した振替勤務については、原則として同一週内での代休取得をする。

(4) 職場環境改善に関する取り組み(ハラスメント防止等)

全職員が安全かつ公正な職場で働くことができるよう、ハラスメント防止の徹底と、誰もが相談しやすい体制づくりを推進する。同時に、メンタルヘルス対策やコミュニケーション促進も積極的に行い、健全で信頼のある職場環境を確立する。

【管理部門（人事課）】

- ハラスメント防止に関する方針や相談窓口体制についての庁内周知を継続的に行う。
- セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・カスタマーハラスメント等をテーマとした研修を階層別研修や新規採用職員研修において実施する。
- 職員アンケートを定期的を実施し、ハラスメント対策に対する個々の職員の認識や隠れたハラスメントの発生状況を把握する
- 特に時間外勤務の多い職員には疲労度蓄積チェックを行い、必要に応じて産業医等の面接を実施する。
- 仕事や家庭での悩みなどを職員が相談できる場として、「こころの健康相談」の事業を継続して実施する

【管理者（管理職）】

- ハラスメント防止の基本方針を職場内で共有し、その理解を徹底する。
- 問題の早期発見に努め、相談や報告があった場合は迅速に人事課へ連絡し、正確な情報伝達を行う。
- 職員間で意見を尊重し合う職場風土を醸成し、建設的なコミュニケーションを促進する。

【管理監督者（係長以上）】

- 自らが模範となる行動・言動を意識し、無意識の偏見や不適切な発言を避ける。
- ハラスメントの予兆を感じた場合は、早期に上司へ報告し、問題を深刻化させない。
- 部下のメンタル面に留意し、体調変化や勤務態度の変化を見逃さない。

【全職員】

- 職場のルールと人間関係の基本を尊重し、互いの立場に配慮して行動する。
- 不適切な言動を見聞きした場合は、ためらわずに相談・報告を行う。
- 日常的な声かけや感謝の言葉を大切にし、良好な人間関係を築く。

(5) キャリア形成支援に関する取り組み

職員一人ひとりが成長意欲を持ち、組織の発展に貢献できるよう、計画的な人材育成・キャリア支援を行います。研修体系の整備、自己啓発支援、面談制度の充実を連動させ、職員一人ひとりの成長が組織の成長につながるよう取り組みます。

【管理部門（人事課）】

- 人材育成基本方針をふまえて、中長期的なキャリア形成支援の視点に立った人事異動方針を策定する
- 階層別研修・専門研修等の職員への周知を強化し研修受講率を上げる
- 資格取得費用助成について、職員が利用しやすい環境を整備する。
- 異動・登用を通じたキャリア形成支援を推進し、経験の広がりを重視する運用へと発展させる。

【管理者（管理職）】

- 所属職員の能力や適性を正確に評価し、将来の成長を見据えた育成を行う。
- 面談の中で中長期的なキャリア目標を共有し、具体的な行動変革につなげる。
- 向上心をもって取り組む職員に新しい役割や挑戦の場を積極的に与える。

【管理監督者（係長以上）】

- 職場内研修（OJT）を積極的に進め、経験の浅い職員への指導に取り組む。
- リーダーシップスキルやマネジメント能力の研修に積極的に参加し、自身の成長を図る。
- 公正で透明性のある評価を心がけ、部下の努力や成果を正当に認める。

【全職員】

- 自身のキャリア形成に主体的に取り組み、学び続ける姿勢を持ち続ける。
- 業務を通じて培った知識や経験を他者と共有し、組織全体の成長に貢献する。
- 自己啓発を行うなど、継続的にスキル向上を図る。

5. 進捗管理の方法と頻度

(1) データ収集と報告

- 人事課は定期的（半期ごと）に進捗報告を収集し、指標の達成状況を集計・分析する。

- ハラスメント防止や職場環境改善の効果については、職員アンケートや相談状況の記録を活用し、定性的な分析を加える。

(2) モニタリング・フィードバック

- 人事課は課長会議等の幹部会議において、定期的に進捗状況を報告し、課題や改善点を抽出・共有する。
- 進捗状況や成果は全職員向けにも報告し、計画の透明性を高めると共に、職員の理解と協力を促す。

(3) 評価と改善

- 年度末に、総合的な評価報告書を作成し、実施状況の達成度合いや職場の変化を評価する。これには、数値データの分析に加えて、職員アンケートや面談に基づく主観的な評価も含める。
- 評価結果を基に、新たな課題への対応するため定期的に計画内容の見直しを図る。

6. 目標設定

項目		基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
管理職に占める女性職員の割合		22.7%	25%
係長以上の職に占める女性職員の割合		28.8%	33%
男性職員の育見休業取得率	取得率 ※取得期間 2週間以上	60%	85%
男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率	取得率 ※取得日数 5日以上	20%	100%
介護休暇等の支援制度を理解している職員の割合		72%	100%
職員（管理職以外）の1月あたりの平均時間外勤務		12.5時間	10時間
年次有給休暇等の取得状況	1人あたりの取得日数	11.1日	14日
	年休5日の取得率	98.3%	100%
長時間労働の人数の削減	45時間以上の時間外勤務のあった職員の割合	4.1%	3.3%

項目		基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
ハラスメント対策	組織的な対策に関する周知・研修が行われていると感じる職員の割合	88%	100%
キャリア形成支援	研修受講率の増加	20.1%	30%
	資格取得助成申請件数の増加	2件	10件

江津市人権施策推進基本方針 (第一次改定)

～多様性が尊重される「共生社会」の実現～



江津市 PR キャラクター
「人麻呂くんとよさみ姫」

令和8(2026)年3月

江 津 市

江津市教育委員会

目次

第1章 人権施策推進基本方針(改定)の策定にあたって.....	1
1 策定の背景(人権を取り巻く状況)	1
(1) 国際的な動き	1
(2) 国の動き	3
(3) 県の取組	5
(4) 本市の取組	6
2 改定の趣旨	7
3 基本方針の位置づけ	10
第2章 基本方針の理念	11
第3章 人権施策の推進	13
1 基本的施策	13
(1) あらゆる場における人権教育・啓発の推進	13
(2) 相談・支援体制の充実	18
2 分野別施策(重要課題への対応)	19
(1) 女性(ジェンダー平等)	20
(2) 子ども	25
(3) 高齢者	30
(4) 障がいのある人	34
(5) 部落差別(同和問題)	38
(6) 外国人及び外国にルーツを持つ人	44
(7) 患者・感染症感染者など及びその家族	48
(8) 性的マイノリティの人々	51
(9) インターネット上の人権侵害	56
(10) 災害に伴う人権課題	60
(11) さまざまな人権課題	64
第4章 施策の推進体制	66
資料	
・「人権問題に関する市民意識調査」の概要	68
・主な人権関係法	69
・江津市人権施策推進基本方針検討委員会設置要綱	75
・江津市人権施策推進基本方針検討委員会委員名簿	76

第1章 人権施策推進基本方針(改定)の策定にあたって

1 策定の背景(人権を取り巻く状況)

(1) 国際的な動き

国際連合(以下「国連」)は、二度にわたる悲惨な大戦の反省を踏まえ、昭和23(1948)年12月10日、「世界人権宣言」を採択しました。以後、その精神を実現するために、多くの人権に関する条約を採択するとともに、世界人権会議の開催や、各種の国際年の制定などを通じて、人権の尊重と差別の撤廃に向けたさまざまな取組を行ってきました。

世界各国で地域紛争が多発し、人権が侵害される状況が続くことから、人権に対する取組を強化するために、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを国連総会で採択しました。「21世紀は人権の世紀」をスローガンに掲げ、世界各国・地域で「人権教育」が積極的に進められました。

「人権教育のための国連10年」の終了後も、人権教育の重要性は高まり続けていました。こうした背景を受けて、国連は平成16(2004)年に「人権教育のための世界計画」を採択し、より長期的かつ制度的に人権教育を推進するための枠組みとして「人権教育のための世界プログラム」を開始しました。現在進行中の第5段階(令和6(2024)年~令和11(2029)年)では、対象を従来の「若者」から「子どもを含む若者」へと拡大するなど、現代社会が直面するさまざまな課題にも重点が置かれています。

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標(SDGs)¹」が、令和12(2030)年まで国際目標として掲げられました。これは、「誰一人取り残さない」を理念とし、すべての人の人権を尊重し、平和で包摂的な社会の実現を目指すものです。

¹ 「SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)」「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>目標1（貧困） あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>目標9（インフラ、産業化） 災害に強いインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>目標2（飢餓） 飢餓を終わらせ、すべての人が栄養のある十分な食料を確保できるよう、持続可能な農業を促進する</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>目標10（不平等） 国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標3（保健） あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>目標11（持続可能な都市） 誰もが受け入れられ、安全で災害に強い持続可能な都市及び居住環境を実現する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>目標4（教育） 全ての人々が公正で質の高い教育を受けられ、生涯にわたって学習できる機会を促進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>目標12（持続可能な生産と消費） 持続可能な方法での生産・消費の形態を確保する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標5（ジェンダー） ジェンダー平等（性を理由に差別されない）を達成し、全ての女性及び女兒の能力の可能性を伸ばす</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>目標13（気候変動） 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>目標6（水・衛生） すべての人々の安全な水と衛生的な環境へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標14（海洋資源） 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>目標7（エネルギー） すべての人々に安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>目標15（陸上資源） 陸上の生態系や森林の保護、回復、持続可能な利用を推進し、砂漠化・土地の劣化に対処し、生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>目標8（経済成長と雇用） すべての人々のために持続可能な経済成長、生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>目標16（平和と公正） 持続可能な開発のための平和的で誰も置き去りにしない社会を促進し、すべての人が法や制度で守られる社会を構築する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>目標8（経済成長と雇用） すべての人々のために持続可能な経済成長、生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>目標17（実施手段） 目標達成のために必要な実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

(2) 国の動き

わが国では、日本国憲法のもと、すべての国民が基本的人権の享有を保障されています。この理念に基づき、人権に関する諸条約を批准するとともに、関連する制度の整備やさまざまな施策が進められてきました。

「国際人権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、A規約）・市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、B規約）」をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」など、多くの人権に関する諸条約を批准し、国際的な潮流に沿って人権施策の充実と普及を図ってきました。

平成9（1997）年には、人権擁護に関する国の責任と義務を明らかにするため、「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として施行され、「人権擁護推進審議会」が設置されました。さらに、同年には、「人権教育のための国連10年」を受けて、国内行動計画を定め、国際的な流れと連動した人権教育を開始しました。

平成12（2000）年には、国および地方公共団体には人権教育・啓発の推進が責務として定められた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が施行されました。これを受けて、国は平成14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。その後の社会経済情勢の変化（国際化・情報化・少子高齢化・わが国における人権意識の高まり）や国際的な動き（「人権教育のための世界プログラム」・「ビジネスと人権」に関する国際的関心の高まり・「複合差別の観点」）を踏まえ、令和7（2025）年に「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」の策定を行いました。この改定では、「ビジネスと人権」や「インターネット上の人権侵害」、「ヘイトスピーチ」、「性的マイノリティ」など、今日のかつ複雑な課題への対応が強化されています。

平成28（2016）年には差別の解消を目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」、いわゆる人権三法がそれぞれ施行され、差別の解消に向けた法整備が進みました。

令和5(2023)年6月には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)が施行されるなど、さまざまな分野で人権に関する法整備が着実に進められています。

(3) 県の取組

平成12(2000)年に県の人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針として「島根県人権施策推進基本方針」を策定しました。さらに、平成31(2019)年3月に第二次改定を行い、さまざまな人権課題の解決に向けて取り組んでいます。

令和5(2023)年10月から、県と市町村が共同事業として取り組む「島根県パートナーシップ宣誓制度²」を開始しました。多様な性を認め合い性的マイノリティの人々が自分らしく生きることのできる環境整備を図っています。

**島根県
パートナーシップ
宣誓制度**

2023年
(令和5年)
10月1日
受付
スタート!

島根県と県内全市町村は、多様な性を認め合い
性的少数者の方々が自分らしく生きることのできる
環境をつくるため、パートナーシップ宣誓制度を
共同で開始します。

パートナーシップ宣誓書受領カード(表) (裏)

第 号

島根県パートナーシップ宣誓書受領カード

様 様

島根県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

令和 年 月 日 島根県知事 丸山 達也 印

島根県観光キャラクター「しまねっこ」 島根県建設部 7497号

このカードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓されたことを島根県として証するものです。このカードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。個人情報(性的指向、性自認、本制度を利用していること等)については、本人の同意なく口外しないでください。

特記事項

緊急連絡先 (記入は自由です)
《私本人が急病等の緊急時には、パートナーに連絡してください》

パートナー連絡先 _____ 本人署名 _____

² お互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して共同生活を行うことを宣誓し、島根県がその宣誓書を受領したことを証明する制度。法律上の婚姻とは異なり、法的な効力(相続、税金の控除など)が生じるものではないが、性的少数者のカップルが抱える困りごとが少しでも解消され、誰もが自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目指すもの。

(4) 本市の取組

本市においては、平成6(1994)年12月7日に江津市議会において「人権尊重の市宣言」が決議されました。その後、桜江町との合併から4年後の平成21(2009)年2月25日に「桜江地域審議会」の承認を経て、この宣言は新市へ継承することが決定しました。

平成13(2001)年に、同和教育における具体的な課題と取組の方向性を明らかにした「江津市同和問題啓発・教育基本計画」を策定。平成18(2006)年には、その後継の計画として、同和問題などの具体的な人権問題に人権一般の普遍的なアプローチを加えた「江津市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。その後、複雑化・多様化する人権課題に柔軟に対応できる基本方針の必要性から令和3(2021)年3月に「江津市人権施策推進基本方針」を策定しました。

県と共同事業として取り組む「島根県パートナーシップ宣誓制度」では、各種行政サービスの提供を行うとともに啓発や広報にも努めています。

本市の市政運営における基本方針である「第6次江津市総合振興計画後期基本計画(令和7(2025)年策定)」において、「人権教育・啓発活動の浸透した社会づくり」を施策に掲げ、人権教育・啓発施策の一層の推進を図っています。

2 改定の趣旨

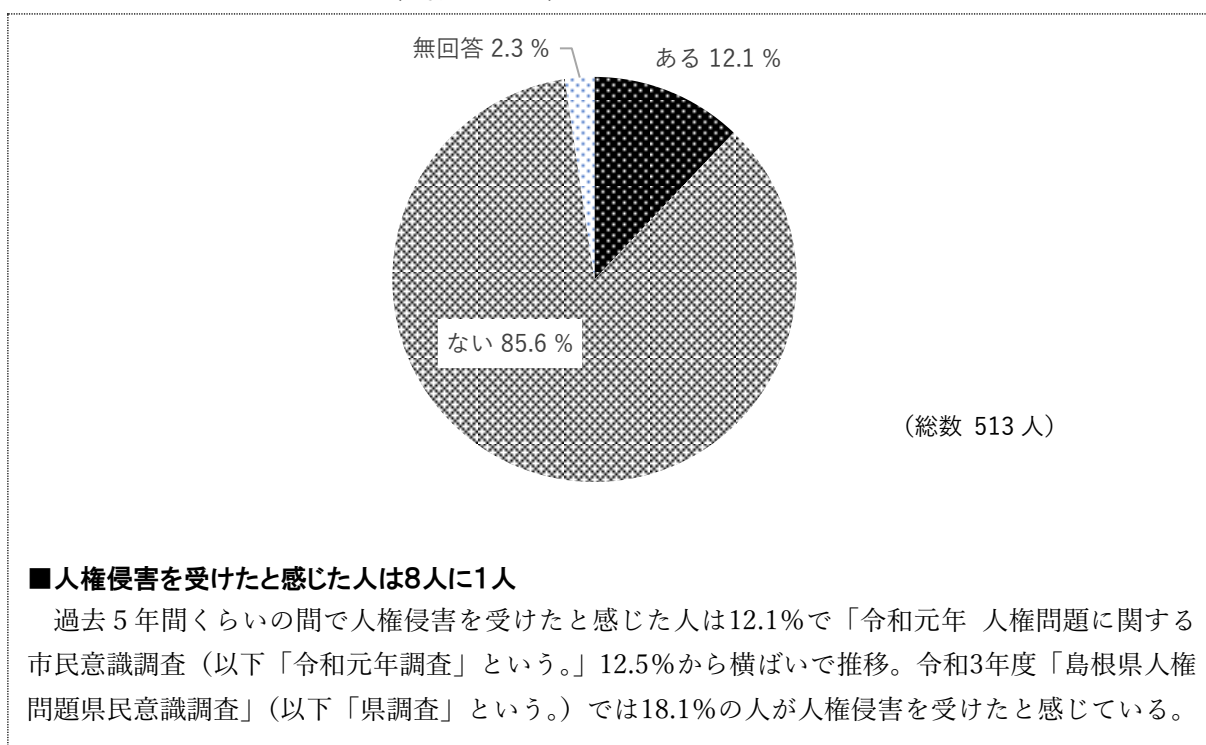
令和3(2021)年3月に「江津市人権施策推進基本方針」を策定してから5年が経過しました。この間、国内外では、従来の課題に加え、インターネット上の誹謗中傷や差別的言動が複雑化・多様化するとともに、ジェンダーや性的指向・性自認などに関する課題、外国人との共生、貧困や災害など、より幅広い人権課題への対応が求められています。さらに、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、社会の分断や孤立が顕在化し、人権視点に立った支援の重要性が改めて認識されるようになりました。

本市では、こうした人権を取り巻く環境が大きく変化する中で、これまでの取組の成果と課題をふり返りながら、令和7(2025)年2月に実施した「人権問題に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」)」の結果を踏まえ、この度所要の改定を行いました。

今回の改定は、「第6次江津市総合振興計画後期基本計画」との連携も図りながら、市民一人一人の尊厳が守られ、ウェルビーイングを実感できる地域社会の実現を目指し、人権施策のさらなる充実を図るものです。

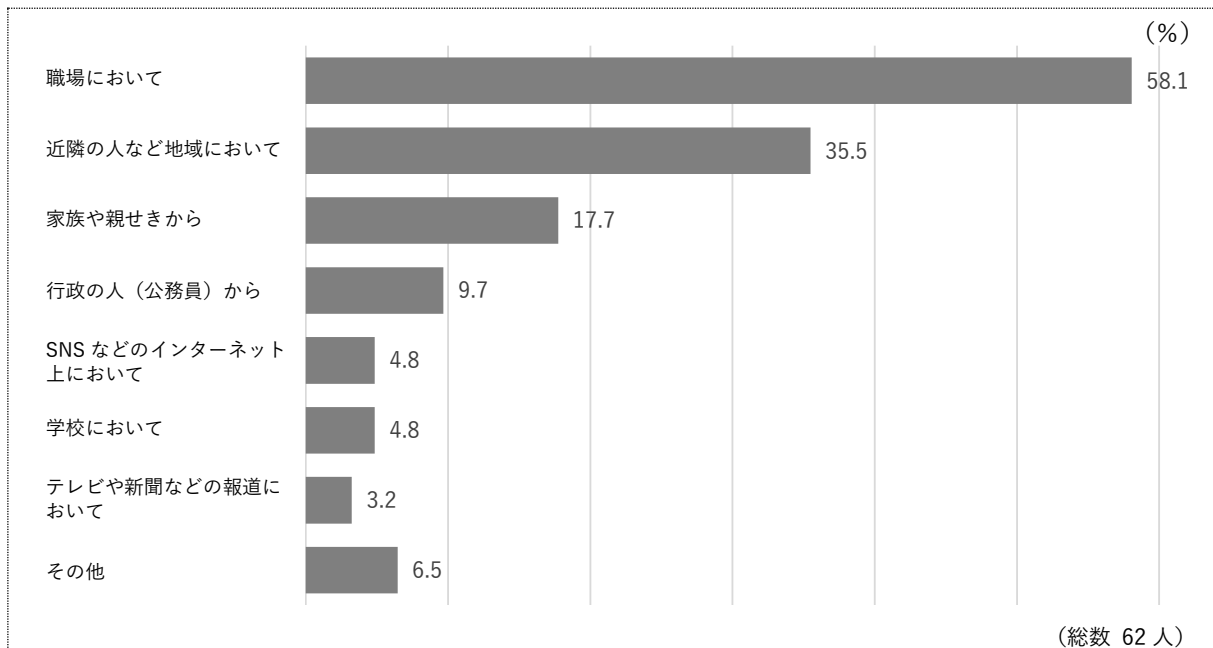
【市民意識調査の結果から】

■過去5年くらいの中に、日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか。(選択は1つ)



■【差別や人権侵害を受けたと感じたことが「ある」を回答した人】

その差別は、誰から(どこで)受けましたか。(選択はいつでも)

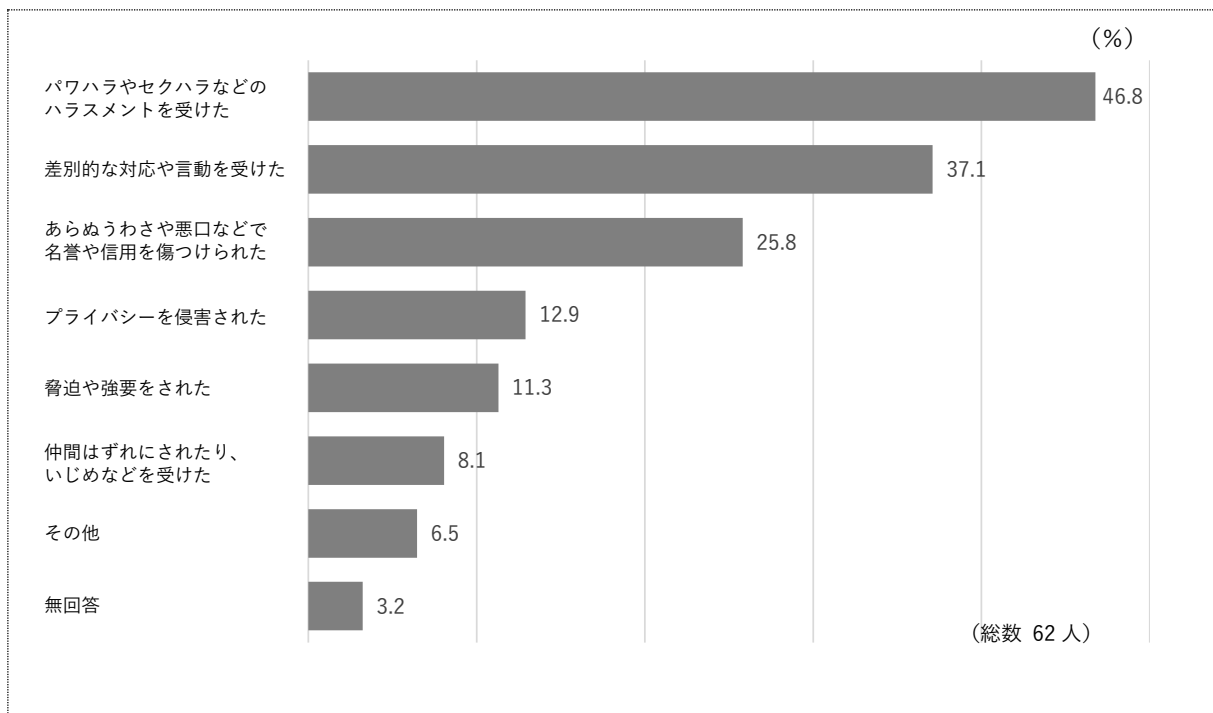


■「職場において人権侵害を受けた」が6割弱

「職場において」が58.1%（県調査55.2%）と最も多く、次いで「近隣の人など地域において」35.5%（県調査30.7%）、「家族や親せきから」17.7%（県調査18.8%）、「行政の人（公務員）から」9.7%（県調査13.7%）の順となっている。

■【差別や人権侵害を受けたと感じたことが「ある」を回答した人】

それはどのような差別や人権侵害でしたか。(選択はいつでも)



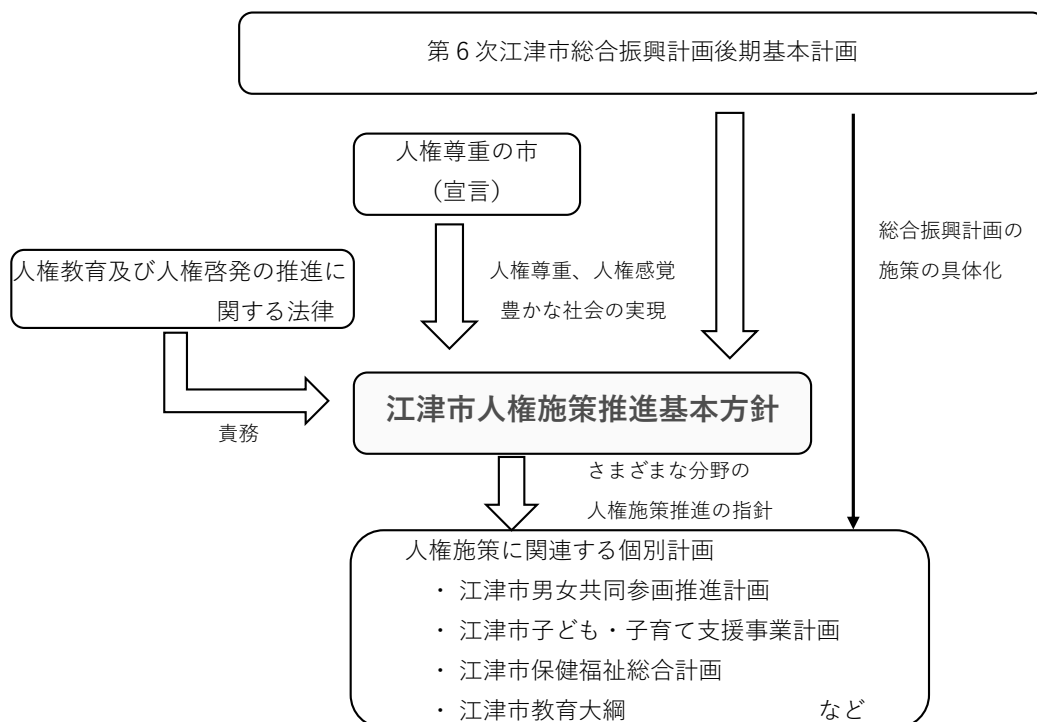
■ハラスメントが4割半

「パワハラやセクハラなどのハラスメントを受けた」が46.8%（県調査35.4%）と最も多く、次いで「差別的な対応や言動を受けた」37.1%（県調査53.1%）、「あらぬうわさや悪口などで名誉や信用を傷つけられた」25.8%（県調査23.5%）の順となっている。

3 基本方針の位置づけ

本市では、すべての人が互いの人権を大切にしながら、安心して暮らせるまちづくりを目指しています。本基本方針は、人権に関する取組を進めるうえでの基本的な考え方を示すものであり、さまざまな施策や計画とつながりながら、地域全体で人権を尊重する社会を築いていくための土台となるものです。

- (1) 「人権教育啓発推進法」に規定する、地方公共団体としての本市の責務を果たすための基盤として策定しました。
- (2) 本市の人権行政の基本姿勢を明らかにするとともに、人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進する指針の役割を担います。
- (3) 「第6次江津市総合振興計画後期基本計画」との整合性を図りながら、人権尊重の理念をさまざまな分野で活かす指針として機能します。
- (4) 具体的な施策については、各種計画などに委ねられるため、それらの策定や改定時には、本基本方針との整合性を確保します。
- (5) 人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化、本市特有の課題などを踏まえ、必要に応じて本基本方針の見直しを行います。



第2章 基本方針の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて私たち一人一人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

基本方針の理念は引き続き次のとおりとします。

**市民一人一人が人権について深く理解し、
お互いの個性や価値観を認め合い、
多様性が尊重される「共生社会」を実現する。**

理念を実現するための方向性は次のとおりです。

- (1) 一人一人が尊重され、自己実現が図れるよう、行政として人権課題の解決に必要な施策を推進し、人権尊重の理念に基づく民主的で活気のある地域社会の構築を目指します。
- (2) 誰もが社会の一員として参画できる公正・平等な地域社会の構築を目指します。
- (3) 多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに暮らせる地域社会の構築を目指します。
- (4) 市民、企業、関係団体、国や県などの行政機関と連携・協働し、それぞれの役割を分担しながら、自主性と主体性を尊重した地域社会の構築を目指します。

【基本方針の体系図】



第3章 人権施策の推進

Ⅰ 基本的施策

(1) あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権感覚あふれる共生社会を実現するためには、市民一人一人が、年齢、性別や障がいの有無、国籍や外国にルーツを持つかどうかなどに関わらず、お互いに共感して人格と個性を尊重し、多様性を認め合い、支え合いながら主体的に行動することが求められています。

そのためには、一人一人が人権の大切さを理解し、他者の尊厳を思いやる気持ちを育みながら、日々の暮らしの中で人権を大切にしている行動が自然にできるようになることが大切です。

このような意識を育てていくために、本市では、人権教育・啓発の対象が幼児から高齢者に至る幅広い層であることを踏まえ、対象者の発達段階に応じながら、家庭・地域・学校・職場など、あらゆる場面において、「知的理解の促進」、「人権感覚の涵養^{かんよう}」、「実践力・行動力の育成」の3つの柱を軸に、人権教育・啓発を総合的に推進していきます。

また、人権教育・啓発を行う上では、「法の下での平等」や「個人の尊厳」といった人権一般の普遍的な視点と、個別の人権課題の両面からのアプローチを行うことが重要です。

① 学校・保育施設などにおける人権教育

令和5(2023)年4月には、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的に「こども基本法」が施行されました。この基本法の理念を踏まえ、学びの主体として子どもの人権が尊重される教育を行うことが重要です。

学校や保育施設は、子どもたちが人権の大切さを学び、他者を思いやる心を育むうえで、重要な役割を担っています。それぞれの発達段階に応じた教育・保育を通じて、人権尊重の意識を育てるとともに、家庭や地域と連携しながら、相談支援体制の整備などを通じて、子どもたちが安心して成長できる環境づくりを進めていきます。

<保育施設>

- ・ 一人一人の幼児の個性を十分に理解し、それぞれの発達段階や個性に応じた就学前教育（保育）の充実に努めます。
- ・ 人との関わりや自然などとのふれあいにより、やさしさ、豊かな心、命の大切さなど、人権を大切にすることを育みます。
- ・ 保護者との連携を図りながら、生活のあらゆる場面で「自分が好き、大切」という自尊感情を育みます。

<小・中学校、高等学校、特別支援学校>

- ・ それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、子どもたちが、社会生活を営むうえで必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神を育みます。
- ・ 自分が大切にされた経験を通じて、自分自身だけではなく他者の人権を守ることができる子どもたちを育てます。
- ・ 児童生徒それぞれの実態と背景に寄り添い、子どもたち一人一人の学びを保障します。また、教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援を推進していきます。
- ・ すべての児童生徒の学力向上を図るとともに、一人一人の豊かな自己実現を支援し、自己指導能力・問題解決能力を育成するとともに、併せて人権感覚の涵養^{かんよう}を図っていくことができるよう総合的な取組を行います。
- ・ 学校が教育の場として、人権が尊重され、安心して過ごせる環境づくりを図ります。
- ・ 学校の環境整備に加え、教職員自身も子どもたちに影響を与える教育環境であることを意識し、人権が尊重される環境づくりを行います。
- ・ 子どもたちの多様な実態とその背景に気づくために、教職員として人権に関する知的理解と人権感覚の向上に努めます。

② 家庭・地域・企業などにおける人権教育・啓発

人権を尊重する社会の実現には、家庭や地域、職場など、日常生活のあらゆる場面で人権意識を育むことが不可欠です。

そのため、家庭・地域・職場それぞれの立場に応じた人権教育・啓発の取組を推進し、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

<家庭>

- ・ 日々の生活の中で、子どもが「自分を好きで大切に思える」気持ち、自尊感情を育むことが大切です。
- ・ 保護者が日常の関わりを通じて、「自分も大切、相手も大切」という思いやりの心や、基本的な社会のルールを伝えていくことも重要です。
- ・ 保護者と子どもがともに人権感覚を身につけられるように、教育・保育機関との情報共有や連携を通して、保護者が学べる機会や情報提供、相談支援体制の整備など行い、家庭内で安定した人間関係を築きながら人権意識を育む取組を支援します。

<地域社会>

- ・ 市民が参加しやすい人権研修会を地域で開催し、学びの機会を広げます。
- ・ さまざまな活動を通して人と人との交流を促進し、人権文化あふれるまちづくりを進めます。
- ・ 子どもが日常的に過ごす地域の場においても、人権を大切にする態度や思いやりの心を育む取組を進めます。地域の行事や体験活動、世代などさまざまな人とのふれあいを通じて、他者への理解と共感を育むとともに、学びの機会の充実にも努めます。
- ・ PTA・保護者会、地域コミュニティ組織などと連携を密にし、地域に開かれた学校づくりにおいて、役割を果たしていきます。

<企業など>

- ・ 国際基準に基づき、企業活動における人権尊重の責任を果たすための枠組みである「人権デュー・ディリジェンス³」などを取り入れた「ビジネスと人権」の考えに基づき、ハラスメント防止や働く人や関係するすべての人の人権を守る取組を推進します。多様な立場や状況の違いによって、不利益を被ったり、理解不足や誤解により不当な扱いを受けることのないよう、配慮ある環境整備に努めます。
- ・ 企業などが社会的責任(CSR)⁴を果たすことができるよう、人権に関する情報

³ 「Human Rights Due Diligence」企業が事業活動において人権を尊重するために行う継続的な取組のことで、強制労働やハラスメントといった人権侵害のリスクを軽減し予防策をとることを規定。サプライチェーン（原材料の調達先や製品の出荷先）で強制労働などが発覚した場合、改善を促しその結果の情報公開などをする。

⁴ 企業は利益を上げるだけでなく、社会や環境に配慮した活動を行う責任があるという考え。人権の立場では「働きやすい職場」「差別のない雇用」に加え、サプライチェーンでの強制労働・児童労働や先住民からの搾取など人権侵害が行われていないか確認・対応する責任が含まれる。

提供や研修・啓発活動の支援を行います。

③ 市民における人権教育・啓発

市民一人一人が人権について理解を深め、自己肯定感や自己有用感をもち、互いを思いやる心を育てることが、共生社会の基盤となります。多様化・複雑化する人権課題に対応するため、日常生活の中で気づきや学びを得られるような啓発・教育の取組を進め、市民が主体的に行動できる環境づくりを目指します。

- ・ 人権課題や市民ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、関係機関や各種団体と連携しながら、内容の充実した多様な研修会などの開催に努めます。
- ・ 研修会などを広く市民に周知して参加者を増やすとともに、アンケートなどを活用して参加者の声を次回の企画に反映できる仕組みを確立します。
- ・ 効果的で効率的な啓発活動を進めるため、人権啓発紙の発行やインターネットなどの活用を推進します。

④ 特定の職業に従事する者に対する人権教育

人権尊重の理念を市民に根付かせるためには、あらゆる人々を対象に人権教育を進める必要がありますが、とりわけ公務員や医療・保健・福祉・教育関係者などは、その職務が市民の権利や尊厳に直接関わるため、日常の仕事において自ら人権尊重の理念に基づいた行動を実践する必要があります。そのため、特定職業従事者に対する人権教育を重点的に推進します。

<公務員、医療・保健・福祉関係者など>

- ・ 人権の視点に立った判断と行動を日常業務の中で実践できるように、職務に応じた研修の充実を図ります。
- ・ 市職員に対しては、研修を通じて人権意識の向上を図り、行政に携わる者としての責務を果たせるよう支援します。

<教育関係者>

- ・ 児童生徒の人権意識の形成に深く関わる立場であることを踏まえ、人権尊重の理念に基づいた教育活動が実践できるように、資質向上を目的とした研修の充実を図ります。
- ・ 学校全体で人権教育を推進する体制づくりを支援します。

- ・ 教職員が多様な人権課題に対応できるよう、専門的な知識と実践力の育成に努めます。

(2) 相談・支援体制の充実

すべての人が安心して人権に関する悩みや課題を相談できる環境を整えることは、人権施策の基盤となる重要な取組です。

法務局をはじめとする国の関係機関や県、人権擁護委員など、人権に関する相談支援機関と相互に連携・協力し、相談体制の充実に努めます。

相談者の多様な背景や状況に応じた対応ができるよう、市民が安心して相談できる環境づくりを進め、誰もが利用しやすい体制を整備します。あわせて、地域に根ざした支援の充実と相談窓口の周知にも取り組めます。

2 分野別施策（重要課題への対応）

多様性が尊重される共生社会の実現に向けては、社会的に困難を抱えやすい人々に関する人権課題への対応が重要です。これらの課題は、個人の尊厳や平等の実現に深く関わるものであり、社会全体で取り組むべき重点分野です。

本基本方針では、すべての人が安心して暮らし、能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、分野別に具体的な施策を推進します。

【分野別の重要課題】

- (1) 女性（ジェンダー平等） (2) 子ども (3) 高齢者 (4) 障がいのある人
- (5) 部落差別（同和問題） (6) 外国人及び外国にルーツを持つ人
- (7) 患者・感染症感染者など及びその家族 (8) 性的マイノリティの人々
- (9) インターネット上の人権侵害 (10) 災害に伴う人権課題

その他、(11)さまざまな人権課題として、以下の8項目を取り上げます。

【さまざまな人権課題】

- ①犯罪被害者及びその家族 ②刑を終えて出所した人及びその家族
- ③自死をめぐる人権問題 ④アイヌの人々 ⑤ホームレス・生活困窮者など
- ⑥北朝鮮当局によって拉致された被害者など ⑦日本に帰国した中国残留邦人とその家族
- ⑧その他の人権課題など

1 女性（ジェンダー平等）

【現状と課題】

女性が個人として尊重され、社会のあらゆる場面で平等に参画できることは、基本的人権の保障において不可欠です。しかしながら、女性が直面する差別や偏見、暴力、経済的困難など、依然として多くの人権課題が存在しています。

日本国憲法では性別による差別の禁止が明記されており、国際的にも昭和54（1979）年に国連で採択された「女性差別撤廃条約」により、女性の権利保障が求められています。

国内では、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」により男女が対等に参画できる社会の形成を目指す基本的枠組みが整備されました。平成28（2016）年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行、さらに令和6（2024）年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が施行され、困難な状況にある女性への支援体制が強化されています。

一方で、地域社会においては、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が根強く残っており、女性が自由に意思を表明し、参画する機会が制限される場面も少なくありません。こうした意識や慣習に根ざした課題は、制度の整備だけでは十分に解消されず、一人一人の意識改革が求められています。

また、女性の非正規雇用割合の高さや、家事や育児・介護などケアワークの負担の偏りなどの課題も存在しています。

市民意識調査では、「女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか」という問いに対して、「男女に平等でないしきたりや慣習が残っていること」と回答した割合が49.3%、次いで「男女の固定的な役割分担意識があること」が48.5%となっています。

また、職場における男女の格差やハラスメントについても課題として認識されています。令和3年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に関する問いについて、「反対」「どちらかといえば反対」という回答をした割合は、女性が80.3%、男性が71.3%となってお

り、依然として男女間での認識に差異が認められます。

本市では、「第4次江津市男女共同参画推進計画」に基づき、全庁的な連携のもと、啓発・教育をはじめとする施策を推進してきました。しかし、団体・職場・地域組織などの意思決定の場（審議会、まちづくり協議会、自治会など）において女性の登用などの課題は依然として対策が十分とは言えず、さらなる働きかけが求められています。

さらに、令和7（2025）年6月に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」では、若者や女性に選ばれる地域づくりを柱の一つとして位置づけており、アンコンシャス・バイアスの解消、女性の起業支援、相談体制の強化などを通じて、地域の魅力と包摂性を高める取組が推進されることとなっています。本市の施策も、こうした国の方針と連動しながら、女性の人権が尊重され活躍する地域社会の実現を目指すことが求められています。

【施策の方向性】

性別にかかわらず、お互いに尊重し認め合いながら、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会の実現に向けて、制度整備と意識変革の両面から取り組みます。地域社会のあらゆる場面で女性が活躍できる環境づくりを推進します。

① ジェンダー平等の意識醸成

性別による無意識の思い込みや固定的な役割意識を見直し、互いを尊重し合う価値観を地域全体で育みます。教育や啓発を通じて、無意識の思い込みに気づき、日常の中で実践できるように促進します。

② 女性の社会参画と意思決定への関与

女性が地域や職場の意思決定の場に積極的に関われるよう、環境づくりを進めます。参画意欲を高める学びの機会や、登用の促進を通じて、多様な視点が地域づくりに反映されるようにします。さらに、地域で自らの力を発揮して働きがいや達成感を得られるよう、起業支援や学び直しの機会を提供し、挑戦を後押しする環境を整備します。

③ 働きやすさと生活の両立支援

育児や介護と仕事の両立がしやすい柔軟な働き方を推進します。誰もが安心して

働きやすい環境づくりを目指し、市内の事業所と協力しながら、職場の理解促進や支援体制の充実を図ります。

④ 暴力・DV⁵の防止と支援体制の強化

暴力のない地域社会を目指し、予防と支援の両面から取り組みます。若い世代にも身近に感じてもらえるような啓発活動を行います。また、引き続き関係機関との連携を図りながら、支援体制を整備していきます。

⑤ 困難な問題を抱える女性への包括支援

複合的な課題を抱える女性が、自分らしく安心して自己実現ができるよう、医療・福祉・就労・子育てなど関係機関や地域の支援団体と連携し、必要な支援につながるよう努めます。

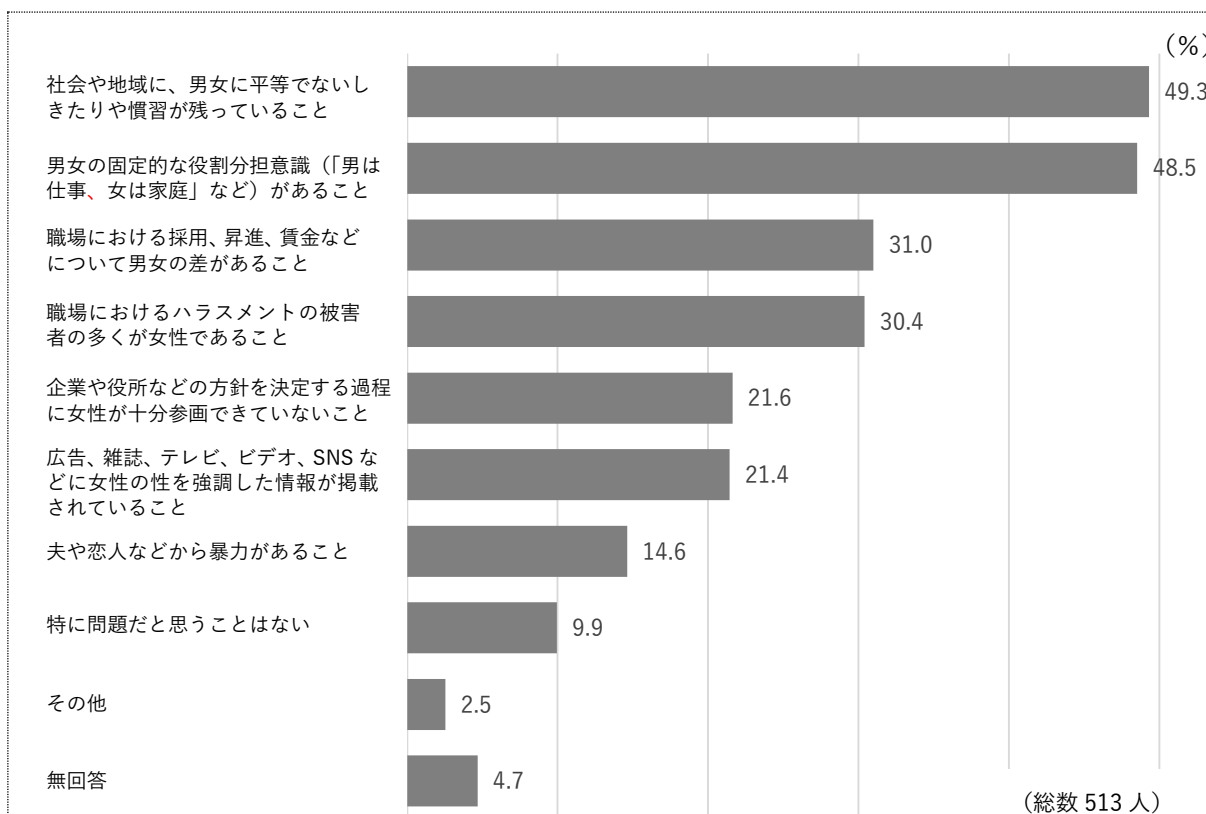
⑥ 包摂的な地域づくりの推進

DV、生活困難、就労、子育てなど多様な課題に対応できる相談窓口の整備と周知を進めます。さまざまな立場の声を受け止めながら、誰もが安心して関われる地域の仕組みづくりを推進します。

⁵ ドメスティック・バイオレンス「家庭内暴力」と訳され、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からの暴力を指す。暴行などの身体的な暴力だけでなく、侮辱・無視・脅迫（精神的DV）、生活費を渡さない・経済的に支配する（経済的DV）、同意のない性的行為・性的な言動による性的暴力（性的DV）など各種あり、重大な人権侵害のひとつ。

【市民意識調査の結果から】

■女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(選択はいつでも)



■「社会や地域に、男女に平等でないしきたりや慣習が残っていること」、「男女の固定的な役割分担意識があること」がともに5割弱

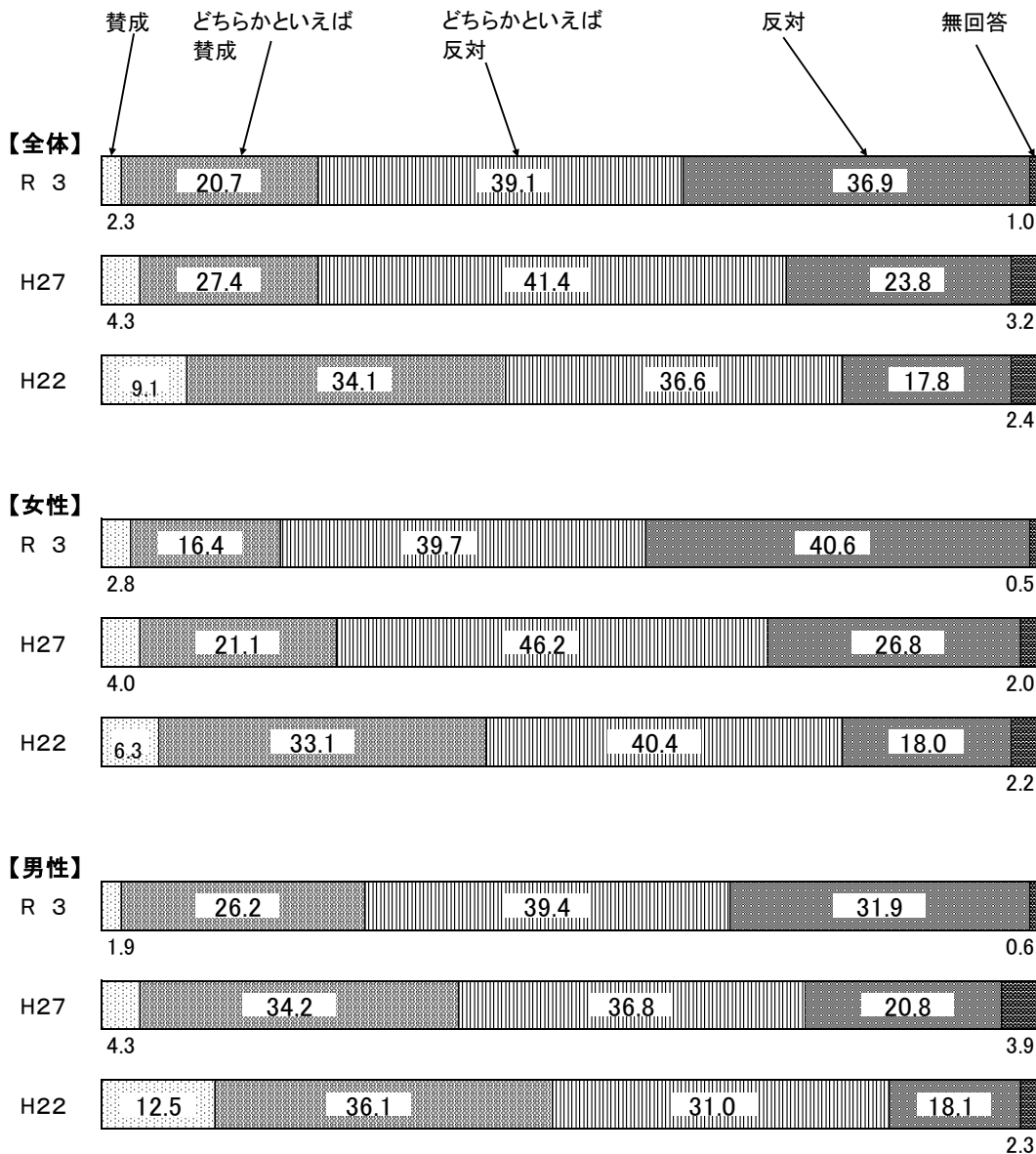
「社会や地域に、男女に平等でないしきたりや慣習が残っていること」が49.3%（県調査47.2%）と最も高く、次いで「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）があること」48.5%（県調査48.2%）、「職場における採用、昇進、賃金などについて男女の差があること」31.0%（県調査34.1%）の順となっている。

【令和3年度男女共同参画に関する市民意識・実態調査の結果から】

■ 性別役割分担に関する意識

問： 男女の役割について、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、
あなたはどのように思いますか。(単位：%)

(横棒グラフの見方)
 令和 3年度 全体:396人 女性:219人 男性:160人 性別不明:17人
 平成27年度 全体:563人 女性:299人 男性:231人 性別不明:33人
 平成22年度 全体:495人 女性:272人 男性:216人 性別不明: 7人



2 子ども

【現状と課題】

子どもは、年齢や環境にかかわらず、権利を行使する主体として最大限尊重されるべき存在であり、「子どもの最善の利益」に基づき、健やかに育つことが等しく保障されなければなりません。

日本は、平成6(1994)年に「子どもの権利条約」を批准し、子どもを権利の主体と位置づけ、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」の4原則に基づく権利保障を国際的に約束しています。

国内においても、平成12(2000)年に「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」、平成25(2013)年に「いじめ防止対策の推進に関する法律(いじめ防止対策推進法)」、平成26(2014)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策推進法)」などが施行され、子どもの権利を守るための法整備が進められてきました。さらに、令和5(2023)年4月には「こども家庭庁」の設置と「こども基本法」の施行により、子ども政策の包括的な推進体制が整備されました。令和6(2024)年に「子ども・若者育成支援推進法」などを改正し、ヤングケアラー⁶を関係機関などが各種支援に努めるべき対象として法律上明記するなどの改正が行われました。

令和6(2024)年に実施された「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」⁷によれば、子ども自身が自らの権利について、十分に認識・理解ができていない現状が明らかとなっています。加えて、大人も子どもの権利を十分に理解しておらず、これらが課題となっています(こど

⁶ 本来は大人が行うべき食事の準備、掃除、洗濯、家族などの世話、感情的なサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子ども。特に中高生に多く見られ、ひとり親家庭、親の病気や障がいなどが主な要因。子どもの学業の低下、友人関係の希薄化などの影響が懸念される。

⁷ 「児童の権利に関する条約」の認知度は、小学1～3年生16.8%、小学4～6年生32.0%、中学生43.2%、高校生67.1%。いずれの年代においても、「こども基本法」の認知度はこれを下回る。大人の認知度は「児童の権利に関する条約」53.2%、「こども基本法」56.8%。

※ここでの「認知度」は「どんな内容か知っている」「どんな内容か少し知っている」「名前だけ聞いたことがある」の合計を指す(出典：令和6年3月こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」)。

も家庭庁令和6年3月)。子どもの意見を尊重するためには、子ども自身が権利を知り、自覚するとともに、大人がその権利の重要性を理解することが不可欠です。あわせて、子どもが自分の権利を安心して表現・実現できる環境づくりも重要です。

制度的な支援体制が整備されつつある一方で、地域社会では、核家族化の進行や地域住民のつながりの希薄化などによる子育て不安を抱える保護者の増加、子どもの貧困問題、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く環境は変化し続けています。

令和4(2022)年の国民生活基礎調査(厚生労働省)によれば、相対的に貧困状態にある子どもの割合は11.5%、ひとり親世帯の貧困率は44.5%に達しており、教育機会の格差や社会的孤立が将来の選択肢を狭める要因となっています。

すべての子どもが地域の中で孤立することなく、共に学び育つ環境づくりも課題です。支援が必要な子どもに対して、今後も教育・福祉・医療などの連携をより密にし、切れ目のない支援体制の整備が求められています。

また、スマートフォンの普及に伴うネットトラブルや、学校におけるいじめ、不登校の問題も依然として深刻な課題です。市民意識調査では、「子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「仲間はずれやインターネットによる嫌がらせなど、いじめがあること」と回答した割合は70.6%と最も高く、次いで「家庭の経済状況などが理由で子どもの生活や進学、就職など支障があること」が53.0%、「大人による体罰や虐待があること」が49.9%と続き、子どもの人権に関する課題として認識されています。

本市では、令和7(2025)年3月に「第3期江津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「地域みんなで育む 子どもたちの未来 明るく心豊かに育て江津っ子」を基本理念として、家庭で安心して子育てできる環境づくり、地域で子育てを見守る体制づくり、子どもたちの笑顔あふれる環境づくり、みんなで子育てを支援する体制づくりを柱に、各施策を展開しています。

子どもの人権問題は、次の時代のまちづくりを担う若い市民の成長に直結する重要な課題です。大人が子ども一人一人の人格を尊重し、健全な育ちを支えることの大切さを改めて認識し、地域社会全体で子どもを守り育てる意識を高めるとともに、それぞれの立場で責任を果たしていくことが求められています。

【施策の方向性】

すべての子どもが、年齢や育つ環境にかかわらず、ひとりの人間として尊重され、安心して成長できる社会の構築に向けて取り組みます。家庭・学校・地域が連携し、子ども自身が自分らしく生きる力を育むことができるよう、支え合う地域づくりを推進します。

① 権利保障と社会参加の推進

子どもが自らの意見を表明し、それが適切に受け止められるように、教育や啓発を通じて、大人と子ども自身が子どもの権利を理解するとともに、子どもの意見を尊重する文化の醸成を図ります。

② 育ちと学びの保障

子どもが安心して育ち、学べるよう困難な状況にある家庭への支援を充実するとともに、関係機関と連携して、学びの継続と成長の基盤を整備します。

③ つながりと安心の確保

家庭内で大きな役割を担う子どもや孤立しがちな子どもが、周囲の大人を信頼し地域の中で安心して過ごせるよう、支援体制を整備します。継続的な関わりを通じて、虐待やヤングケアラーなどの課題を早期に発見し、必要な支援につなげていきます。

④ 共に育つ教育環境の整備

すべての子どもが共に学び育つことができる教育環境の整備に努めます。福祉・医療・教育機関などと連携し、支援が必要な子どもに対して、切れ目のない支援を提供できる体制の構築を図ります。

⑤ 情報環境への対応と自己形成支援

子どもが情報環境と適切に関わりながら、自らを理解し、健全な自己形成を進められるよう支援します。スマートフォンやSNS⁸の利用に伴う問題を知り、自ら判断をする力を身につけるための啓発や、家庭でのルールづくりなどを通して教育の充実を図ります。

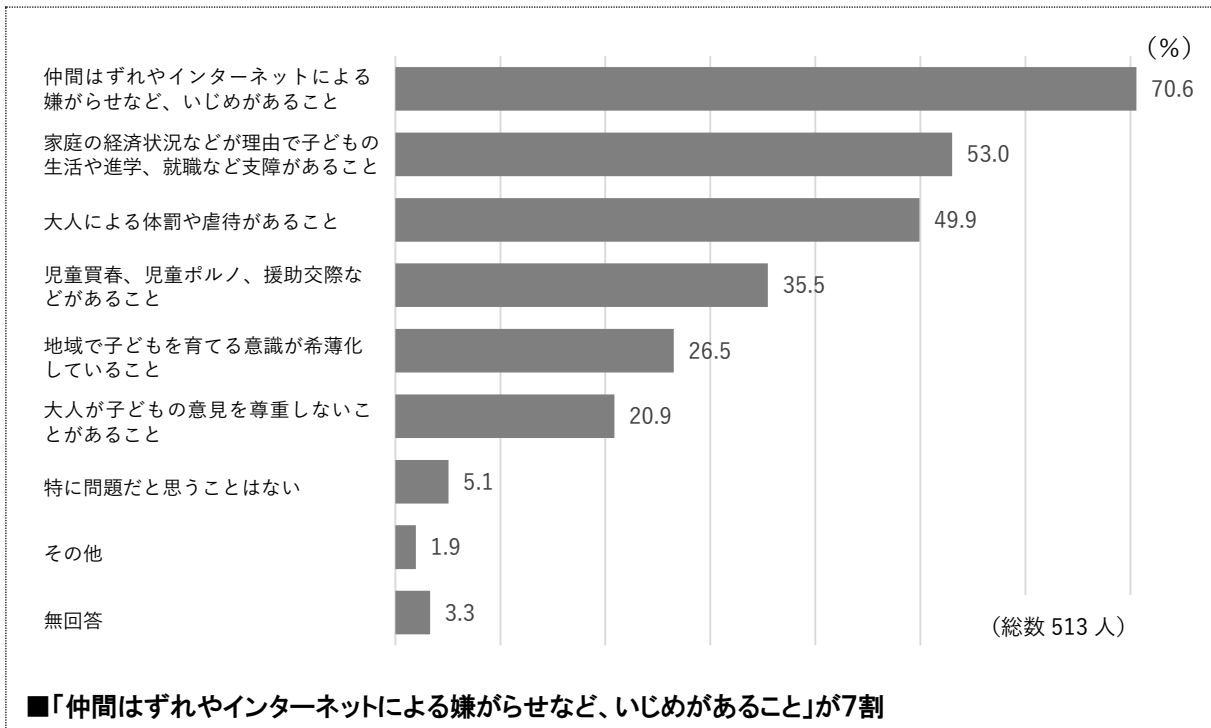
⁸ SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）とは、インターネット上で人と人がつながり、思いや情報を共有するための場。誰かの近況を知ったり、共通の趣味を持つ人と出会えたりできる一方で、情報の拡散が広範で速すぎるところから生まれる誤解やトラブルが問題となる。

⑥ 居場所と自己肯定感の育成

子どもが安心して通える学校環境の整備や、家庭・学校以外でも子どもが安心して過ごせる居場所づくりを進め、信頼できる大人との関係づくりを支援します。関係機関と連携しながらいじめや不登校への早期対応を推進するとともに、自己肯定感を育む教育と心のケアの充実を図ります。

【市民意識調査の結果から】

■子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(選択はいつでも)



■「仲間はずれやインターネットによる嫌がらせなど、いじめがあること」が7割

「仲間はずれやインターネットによる嫌がらせなど、いじめがあること」が70.6%（県調査74.1%）と最も高く、次いで「家庭の経済状況などが理由で子どもの生活や進学、就職など支障があること」53.0%（県調査51.7%）、「大人による体罰や虐待があること」49.9%（県調査57.7%）、「児童買春、児童ポルノ、援助交際などがあること」35.5%（県調査35.3%）の順となっている。

3 高齢者

【現状と課題】

わが国では、人口減少や少子化の影響を受けて、急速に高齢化が進行しています。特に65歳以上の高齢者が占める割合は年々増加しており、労働人口の減少や社会保障制度への負担増など、さまざまな課題が顕在化しています。このような状況を踏まえ、世代を超えた支え合いや、持続可能な社会システムの構築が求められています。

令和7(2025)年4月末現在、本市の住民基本台帳に登録されている人口は21,026人(外国人含む)であり、そのうち高齢者(65歳以上)の人口は8,617人で高齢化率は40.98%となっています。これは平成27(2015)年4月末時点の36.03%と比較し、10年間で4.95ポイント上昇しています。

このように、本市で約5人に2人が高齢者という状況であり、今後も高齢化の進行が見込まれます。高齢者の増加に伴い、高齢者への虐待、振り込め詐欺などの消費者被害といった権利侵害に巻き込まれる懸念も高まっており、こうした被害を防ぐためにも、成年後見制度などの普及や利用促進が求められています。また、介護を担う家族の中には、介護者自身も高齢者であるケースが相当数存在しており、認知症のある高齢者も多くいることから、社会全体でこれらの課題に取り組む必要があります。

平成18(2006)年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」では、高齢者の尊厳と権利を守るため、虐待の未然防止や早期発見、養護者への適切な支援を国および地方公共団体の責務として推進しています。さらに、令和6(2024)年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)」では、認知症の人を含めたすべての国民がその個性と能力を発揮し、互いに尊重し支え合う社会の実現を目指すことが定められました。

市民意識調査では、「高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「高齢者を狙った振り込め詐欺や悪質商法が行われていること」と回答した割合が73.7%と最も高く、次いで「認知症のある人への理解や認識が不十分なこと」が33.5%、「施設や病院での介護における虐待やプライバシーの軽視」が31.8%、「道路や公共施設などが高齢者にとって利用しにくいこと」が23.8%と続いており、高齢者の人権に関する課題として認識されています。

本市では、令和6(2024)年3月に「誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、「第4次江津市保健福祉総合計画」を策定しています。福祉関連の上位計画となる「江津市地域福祉計画」及び「誰もがいつまでも住み慣れた地域で「望む暮らし」を送ることができるまち」を基本理念とした「江津市高齢者福祉計画」に基づき、各施策を展開しています。

【施策の方向性】

高齢者が、年齢にかかわらず、ひとりの人間として尊重され、自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりにむけて取り組みます。多様な生き方や価値観を認め合いながら、誰もが役割を持ち、地域とつながれる社会の形成を推進します。

① 尊厳の尊重と社会参画の促進

高齢者が社会の一員として尊重され、自らの意思をもって地域に関われるよう、社会参画の機会を広げます。年齢や状態にかかわらず、個人としての尊厳が守られるよう、互いの経験や価値観を認め合い、世代を超えて尊重し合う意識の醸成と環境づくりを進めます。

② 地域で支え合い、安心して暮らせる環境づくり

高齢者が孤立することなく、地域の中でつながりを持ちながら暮らせるよう、見守りや支援の体制を整備します。多世代の交流を促進し、世代を超えた支え合いの仕組みを育てていきます。

③ 人権を守る介護と家族支援の推進

介護を担う人も支えられる仕組みを整備し、高齢者の人権が守られるケアを推進します。虐待の早期発見と対応、介護者への相談支援や負担軽減策の支援の充実を図り、介護現場においても人権が尊重され、プライバシーに配慮した環境づくりの促進を図ります。

④ 認知症とともに暮らす地域づくりの推進

認知症のある人が安心して暮らせる地域社会を目指し、理解と支援を広げます。偏見の解消に向けた啓発を推進し、本人と家族が相談しやすい体制を整備し、共に暮らすための安全で安心して自立した社会参加ができる交流の場などの地域づくりを支援します。

⑤ 暮らしを守る情報環境と相談体制の整備

高齢者が安心して情報を得られ、被害を防げるよう、関係機関と連携し、相談体制と啓発活動の充実を図ります。振り込め詐欺や悪質商法などの被害防止に向けて、家族や地域での見守りを通じた未然防止に取り組みます。

また、わかりやすい情報提供や、情報にアクセスしやすい環境づくりを進めるとともに、判断能力が不十分な人の権利を守るため、成年後見制度の活用や相談支援体制の整備にも取り組みます。

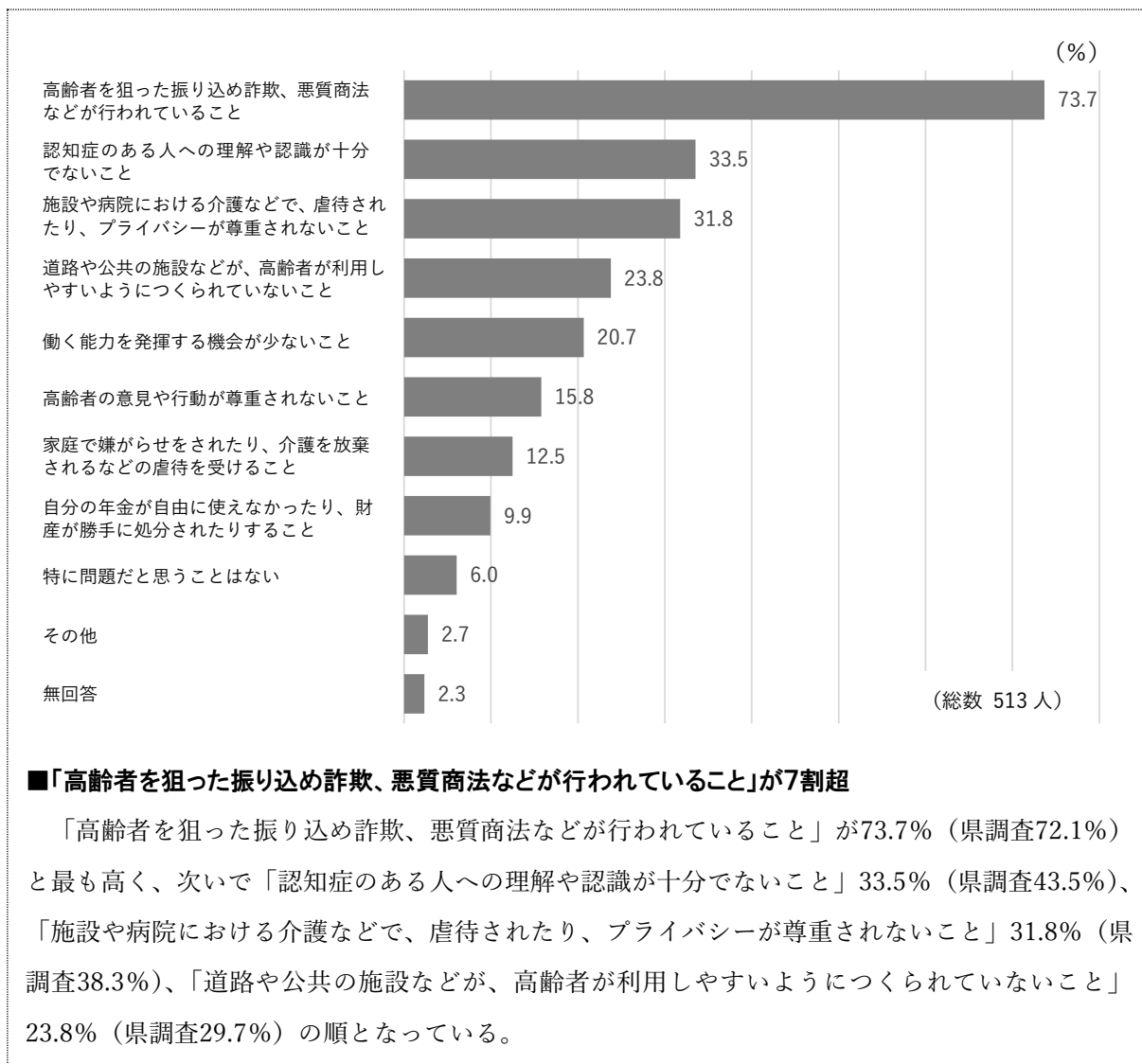
⑥ 自分らしく暮らし続けられる環境の充実

道路や公共施設などが高齢者にとって利用しやすくなるよう、バリアフリー⁹化を推進します。住環境や生活支援についても、安心して暮らし続けられるよう取り組みます。

⁹ 障がい者や高齢者が支障なく自立した日常生活・社会生活を送れるよう、物理的・心理的・社会制度や情報の障壁（バリア）を除去すること。近年では年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが自立した生活ができ、安心して移動・利用できる環境づくりを目指すといった「多様性を尊重し共生社会を築く」ことが基本理念となっている。

【市民意識調査の結果から】

■高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(選択はいつでも)



4 障がいのある人

【現状と課題】

すべての人は、障がいの有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、等しく基本的人権を享有する存在です。

平成5(1993)年6月には、「心身障害者対策基本法」が全面改正され、「障害者基本法」として施行されました。この法律では、すべての障がい者が社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるべきことが示されています。平成23(2011)年8月の改正では、障がい者の定義が見直され、「障害の社会モデル」の考え方が取り入れられるとともに、障がいを理由とする差別の禁止が基本原則として明記されました。

さらに、平成24(2012)年10月には、自治体への通報を義務付けた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行され、平成28(2016)年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。そして、令和6(2024)年4月には、すべての事業者による社会的障壁の除去に関して、必要かつ合理的な配慮の提供を義務とする「障害者差別解消法」の改正がされました。

このように法制度の整備は進んでいる一方で、社会には依然として課題が残されています。教育や職場環境における障壁、公共施設や交通機関のアクセシビリティ不足、さらには障がいを理由とした偏見や差別といった問題が存在しています。また、障がいのある人が自立して安心して暮らしていくためには、支援の充実が重要です。

令和7(2025)年現在、一定規模以上の民間企業には従業員の2.5%、地方公共団体には職員の2.8%に相当する障がい者の雇用が義務付けられています。制度の周知と実効性の確保に加え、雇用の質や職場環境の整備も求められています。

障がいのある人に対する虐待や、判断能力の不十分な人への財産面・金銭面での権利侵害も報告されています。そのため、権利を侵害されないように、成年後見制度などの普及や利用促進が求められています。

こうした課題を解決するには、社会全体が障がいに対する理解を深め、障がいの有無にかかわらず、誰もが尊重され、安心して暮らせる共生社会の実現に向けた環

境を整備することが重要です。

市民意識調査では、「障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いませんか」という問いに対して、全体の6割超が「障がいや障がいのある人への理解と認識が不十分であること」と回答した割合が61.6%と最も高く、「障がいのある人が働ける場所が少ないこと」37.2%、「障がいを理由に差別的な取り扱いがあること」33.7%、「合理的配慮が不十分であること」27.5%、「道路や公共施設のバリアフリー化が進んでいないことによる外出の困難」26.7%と続き、障がいのある人の人権に関する課題として認識されています。

本市では、令和6(2024)年3月に「誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、「第4次江津市保健福祉総合計画」を策定しています。福祉関連の上位計画となる「江津市地域福祉計画」及び「住み慣れた地域で安心して学び、働き、ともに自立して暮らせるまち」を基本理念とした「江津市障がい者保健福祉計画」に基づき、各施策を展開しています。

【施策の方向性】

障がいの有無にかかわらず、すべての人がひとりの人間として尊重され、自分らしく安心して暮らし続けられる社会の実現に向けて取り組みます。多様な個性や能力を認め合いながら、誰もが学び、働き、地域で共に暮らせる環境づくりを推進します。

① 尊厳の尊重と社会参画の促進

障がいのある人が社会の一員として尊重され、自ら意思をもって地域に関われるよう、参画の機会を広げます。障がいを理由に一律に弱者とみなすのではなく、個人としての尊厳が守られるよう、互いの人格と個性を認め合い、尊重し合う意識の醸成と環境づくりを進めます。

② 理解の促進と共生の地域づくり

障がいに対する正しい理解を広げ、偏見や差別のない地域社会を目指します。学校・地域・職場など、日常のあらゆる場面で共に暮らし、支え合える環境づくりを進めます。

③ 社会参加と就労の支援

障がいのある人が学び、働き、地域で役割を持ちながら自立して暮らせるよう、積

極的に社会参加できる環境づくりを進めます。

④ 差別の解消と合理的配慮の推進

障がいや理由とした差別的な取り扱いを解消し、必要な配慮が行き届く社会の実現に向けて取り組むとともに、障がいのある人の求めに応じて必要な配慮が適切に提供されるよう制度や理解の促進などを図ります。

⑤ 虐待の防止と権利擁護の強化

障がいのある人の人権が侵害されることのないよう、虐待の未然防止と早期対応に取り組めます。判断能力が不十分な人の財産管理や住まいの契約などに関する権利擁護を推進するため、成年後見制度などの活用や相談支援体制の充実を図ります。

⑥ 家族や支援者への理解と支援の充実

障がいのある人を支える家族や支援者が安心して暮らせるよう、支援体制を整備します。支援者への研修や情報提供を通じて支援の質を高め、地域で支え合えるネットワークづくりを推進します。

⑦ 暮らしの場の整備とアクセシビリティ¹⁰の向上

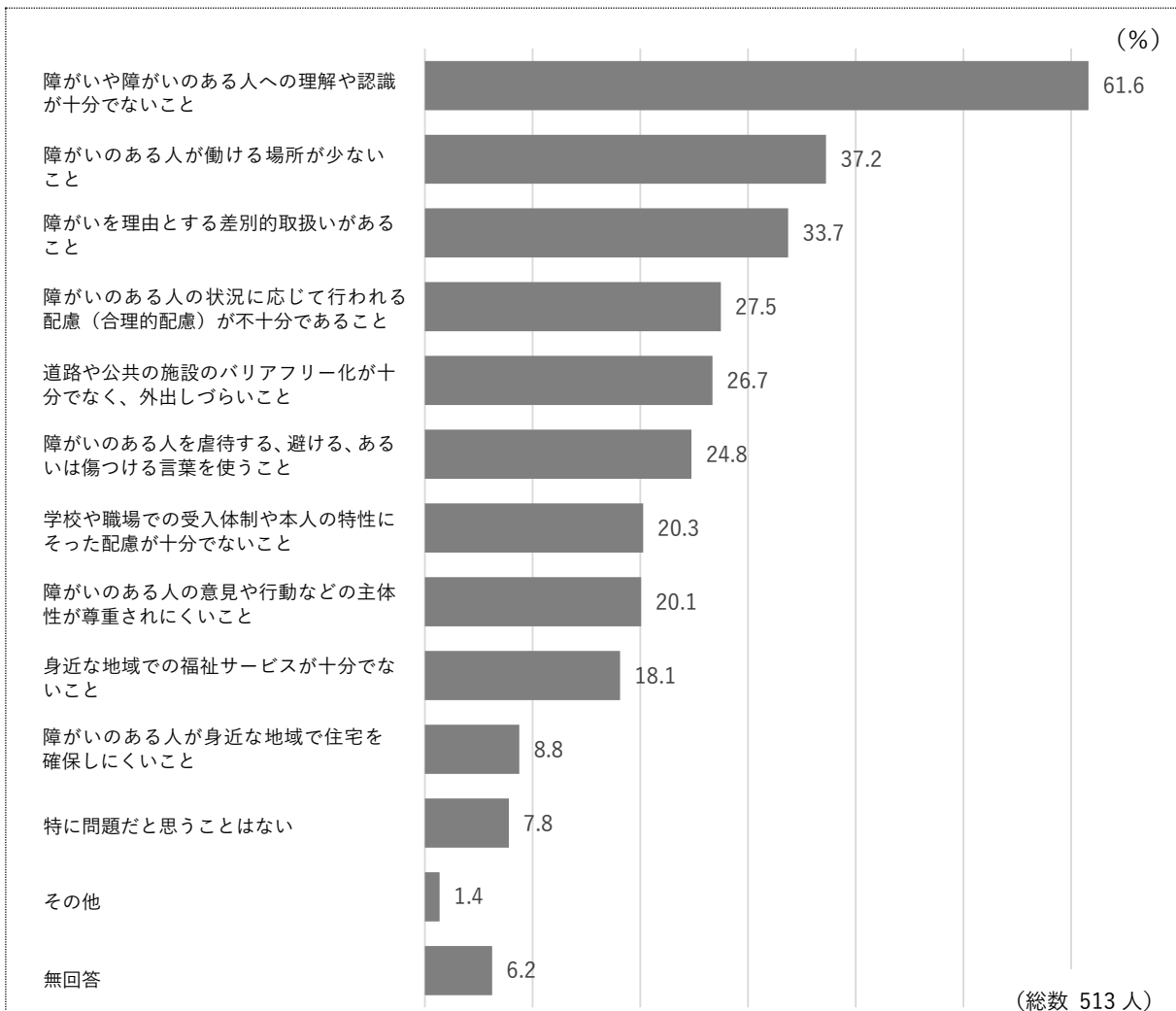
障がいのある人が地域の中で安心して日々を過ごし、自分らしく暮らし続けられるよう、身近な環境の整備を進めます。ユニバーサルデザイン¹¹の考えを取り入れ、住まいや福祉施設、公共施設などのバリアフリー化に加え、必要な情報やサービスにアクセスできる情報のバリアフリーを推進します。

¹⁰ 年齢、身体的な特性、利用環境の違いにかかわらず、誰もが不自由なく平等に情報やサービスへアクセスできるようにするための機会の供与を示す。情報社会が進む現代においてウェブサイトやアプリ、公共サービスなど、あらゆる場面でアクセシビリティの確保が求められている。

¹¹ 年齢や性別、身体的能力、文化的背景などに関係なくすべての人が使いやすく、快適に利用できるように設計されたデザイン。その理念は建築や製品設計だけでなく、情報提供、サービス、教育など、あらゆる分野に応用されており、共生社会の実現に向けた重要なアプローチとなっている。

【市民意識調査の結果から】

■障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。
(選択はいくつでも)



■「障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でないこと」が6割超

「障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でないこと」が61.6%（県調査61.4%）と最も高く、次いで「障がいのある人が働ける場所が少ないこと」37.2%（県調査44.8%）、「障がいを理由とする差別的取扱いがあること」33.7%（県調査36.6%）、「障がいのある人の状況に応じて行われる配慮（合理的配慮）が不十分であること」27.5%（県調査26.5%）、「道路や公共の施設のバリアフリー化が十分でなく、外出しづらいこと」26.7%（県調査33.9%）の順となっている。

5 部落差別（同和問題）

【現状と課題】

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度に起因する差別であり、国民の一部の人々が長年にわたり、経済的、社会的、文化的に不利な状態に置かれ、日常生活の中でさまざまな差別を受けてきた、わが国固有の重大な人権問題です。これは、個人の尊厳を損なう差別であり、現代においてもその問題はいまだ払拭されていません。差別を受けた人々が経験してきた社会的排除や機会の制限は、世代を超えて影響を及ぼしており、社会の中でなお問題としてあり続けています。

この問題の解決に向けて、国では、昭和44(1969)年7月に「同和对策事業特別措置法」を施行し、その後も一連の特別措置法に基づき、劣悪な生活環境の改善や差別意識の解消に向けた教育・啓発活動を推進してきました。これらの取組により、住環境やインフラ整備などの面では大きな進展が見られましたが、差別意識の解消には至っておらず、依然として偏見や誤解が存在しています。差別が表面化しにくくなった一方で、無関心や誤った理解が広がることによって、問題の本質が見えづらくなっている側面もあります。

近年では、インターネットやSNS上で差別的な書き込みや、被差別部落（同和地区）の所在地情報の掲載、差別を助長する動画の公開などが行われており、情報化社会の進展により、部落差別はより広範かつ深刻な形で広がっています。こうした状況を踏まえ、平成28(2016)年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行され、部落差別は現在も存在していること、そしてその解消に向けた教育・啓発の重要性が改めて示されました。同法では、国や地方公共団体に対して、部落差別の解消に向けた理解促進と取組の推進が求められています。

市民意識調査では、同和問題の解決について「解決に向けて自分も努力すべきだ」と考える人が約半数を占める一方で、「わからない」「無回答」とする人が32%に上り、前回調査（令和元年：26%）と比較して関心の低下が見られました。また、解決方法については、「人権を大切にする教育・啓発を進める」とする回答が半数を超えた一方で、「同和地区の人が分散して住む（分散論）」や「自然になくなるのでそっとしておく（自然消滅論）」といった理解・認識も一定数存在しており、正しい知識の普及が十分とは言えない状況です。

部落差別の解消に向けては、市民一人一人がこの問題に対する正しい理解と認識をもつとともに、差別のない社会の実現に向けて、啓発や教育を通じて、人権への理解を深め、人権感覚を育むことで、実践や行動へとつなげていくことが重要です。

また、インターネット上での差別的な情報発信は、匿名性のもとで拡散されることで、部落差別の歴史的背景をもとに地域に根付いた偏見と結びつきながら、問題が深刻化している側面があります。教育・啓発を通じて、差別を許さない社会的意識の醸成に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら適切に対応することが求められます。

【施策の方向性】

部落差別（同和問題）の歴史的な背景と現在も残る偏見や誤解を踏まえ、部落差別解消に向けて、教育・啓発を通じて理解を深め、互いの尊厳を尊重し合える社会の形成を推進します。

① 理解促進と意識の醸成

部落差別の歴史的背景や社会的構造について正しい認識を広げるため、学校教育や地域活動など、社会のさまざまな場面において教育・啓発を推進します。差別が生まれた背景への理解を深めるとともに、他者の尊厳を尊重する意識を醸成し、差別を自分ごととして捉える視点を育むことで、世代を問わず共に考え、学び合える環境づくりを推進します。

② 情報環境における差別への対応

情報環境において、部落差別に関する内容が正しい理解を欠いた形で共有されることで、差別の助長につながるおそれがあります。こうした課題への理解を深める啓発に努めるとともに、相談窓口に関する情報の周知を図り、関係機関との連携を通じて、差別を許さない意識の醸成と支援につながる環境づくりを推進します。

③ インターネットモニタリングと対応の充実

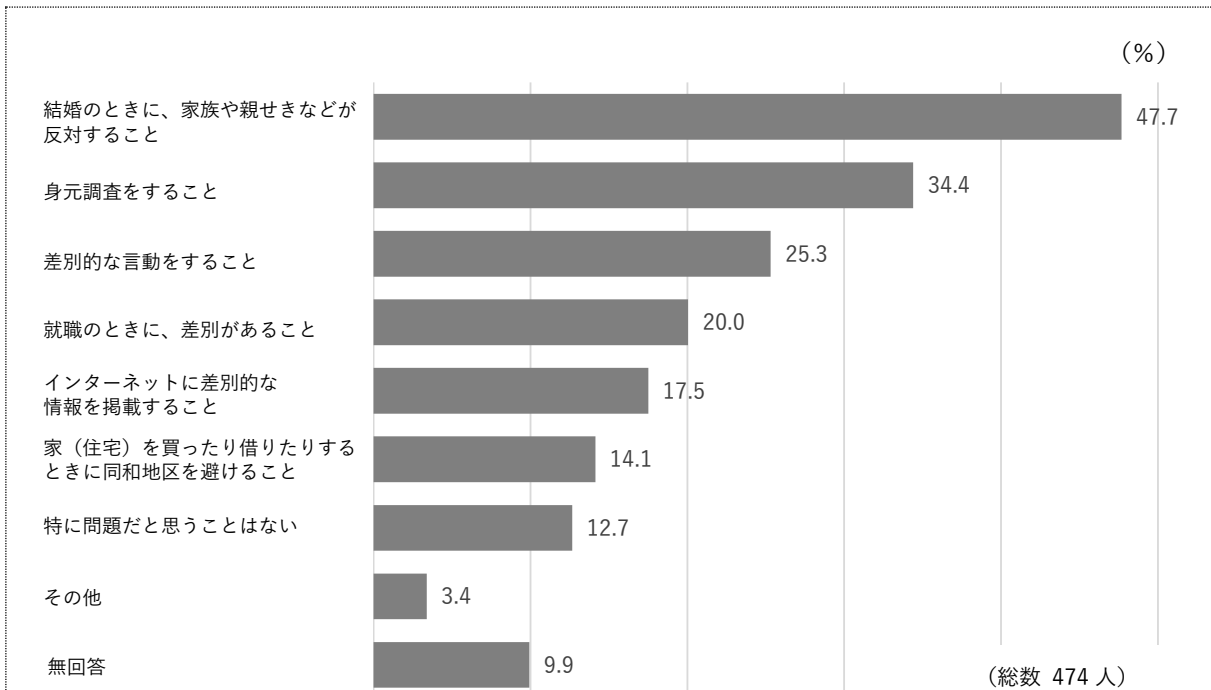
部落差別に関する人権課題の状況を把握するため、インターネット上の差別的な言動や表現に関するモニタリングを行います。差別的な情報が確認された場合には、関係機関と連携しながら、適切な対応につなげます。

④ 不当な行為への理解と対応

部落差別を口実にして企業や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為は、差別解消の流れを妨げるものです。こうした行為に対して冷静に対応できるよう、啓発と情報提供を通じて正しい理解を広げる取組を進めます。

【市民意識調査の結果から】

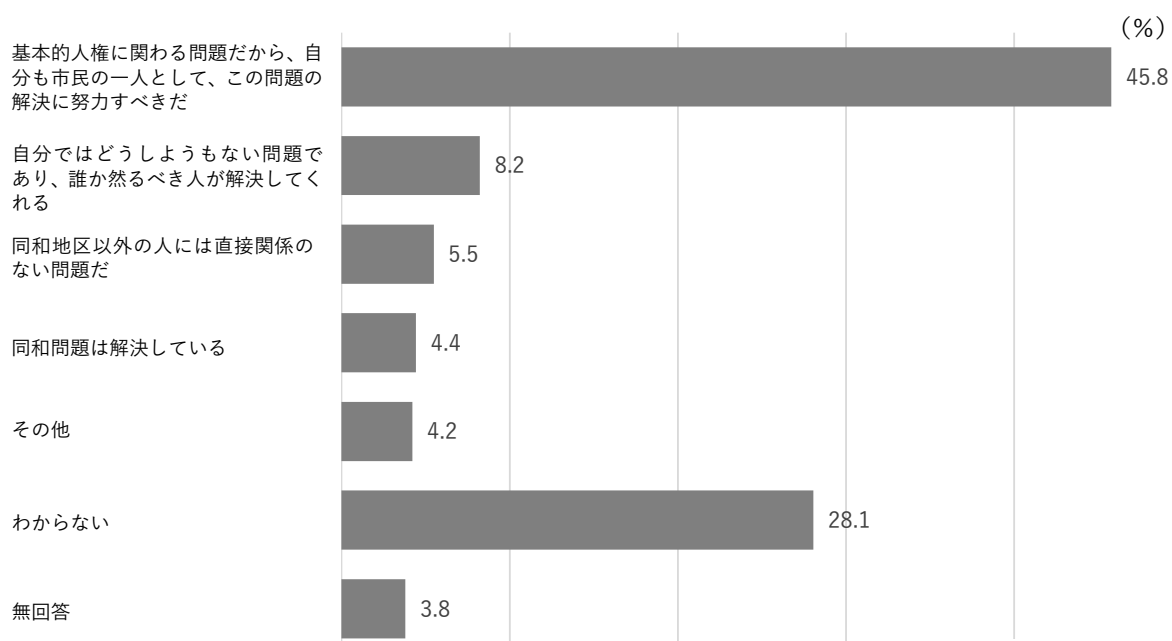
■ 同和問題について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(選択は3つまで)



■ 「結婚のときに、家族や親せきなどが反対すること」が5割弱

「結婚のときに、家族や親せきなどが反対すること」が47.7%（県調査66.9%）で最も高く、次いで「身元調査をすること」34.4%（県調査37.6%）、「差別的な言動をすること」25.3%（県調査32.7%）、「就職のときに、差別があること」20.0%（県調査28.7%）となっており、結婚に関わる事項が問題点の上位にあがっている。また、「特に問題だと思わない」12.7%（令和元年調査5.9% 県調査5.7%）、「無回答」9.9%（令和元年調査3.4% 県調査0.7%）と令和元年調査をそれぞれ大きく上回っている。

■ 同和問題の解決に対するあなたの考えはどうか。(選択は1つ)

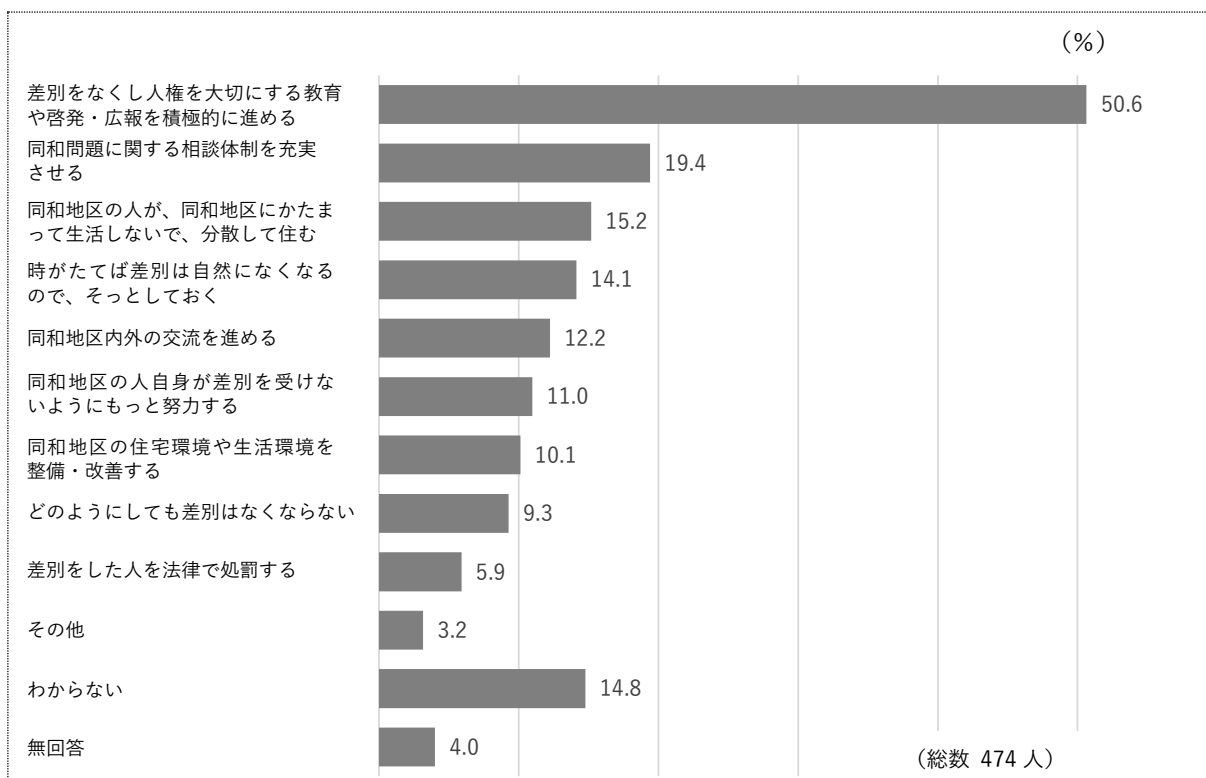


(総数 474 人)

■ 「自分もこの問題の解決に努力すべきだ」が5割弱

「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだ」が45.8% (令和元年調査45.1% 県調査40.1%) で最も高い。次いで「自分ではどうしようもない問題であり、誰か然るべき人が解決してくれる」8.2% (令和元年調査9.3% 県調査7.2%)、「同和地区以外の人には直接関係のない問題だ」5.5% (令和元年調査2.8% 県調査3.6%) の順となっている。また「わからない」「無回答」が合わせて31.9% (令和元年調査26.0% 県調査25.4%) で増加している。

■ 同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか。(選択はいつでも)



■ 「教育や啓発・広報を積極的に進める」が5割

「差別をなくし人権を大切にする教育や啓発・広報を積極的に進める」が50.6%（令和元年調査59.0% 県調査51.9%）で最も高い。次いで「同和問題に関する相談体制を充実させる」が19.4%（令和元年調査22.4% 県調査25.6%）、「同和地区の人が、同和地区にかたまって生活しないで、分散して住む」15.2%（令和元年調査20.9% 県調査18.6%）、「時がたてば差別は自然になくなるので、そっとしておく」14.1%（令和元年調査17.3% 県調査14.4%）、「同和地区内外の交流を進める」12.2%（令和元年調査22.2% 県調査21.5%）、「同和地区の人自身が差別を受けないようにもっと努力する」11.0%（令和元年調査10.8% 県調査10.1%）の順となっている。

6 外国人及び外国にルーツを持つ人¹²

【現状と課題】

社会・経済のグローバル化、国際交流の活発化に伴い、わが国に暮らす外国人は年々増加しています。

令和7(2025)年4月末現在、本市の住民基本台帳に登録されている外国人は、381人、人口比1.81%となっています。これは、10年前の平成27(2015)年4月末時点の264人(人口比1.06%)と比較して大幅に増加しています。

令和3(2021)年4月には市内に日本語学校が開校され、外国人は地域にとってより身近な存在となっています。一方で、文化や言語、制度の違いにより、外国人が日常生活を送るうえで困難を感じる場面も多く、これらの障壁が偏見や差別の要因となることがあります。

こうした状況を踏まえ、令和元(2019)年6月には「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、日本語教育の機会の確保と水準の維持・向上が求められるようになりました。本市では、市民ボランティア団体による支援活動を通じて、地域住民との相互理解やコミュニケーション能力の向上に取り組んでいます。

2000年代後半以降、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題化し、平成28(2016)年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。国内におけるヘイトスピーチとされる発言を伴うデモの件数は減少傾向にあるものの、SNSなどインターネット上での差別的言動は依然として後を絶ちません。

近年、外国人材の受け入れ制度は大きく変化しており、平成31(2019)年4月に施行された「特定技能制度」では、建設・宿泊などの分野での就労が認められ、特定技能2号により家族帯同や長期在留も可能となりました。さらに、令和6(2024)年6月に公布された「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」により、技能実習制度が廃止され、新たに「育成就労制度」が創設され、令和9(2027)年4月1日に施

¹² 外国籍の市民に加え、国籍を問わず、両親または一方の親が外国出身である人、帰化した人、本邦外出身者など、文化的・民族的に多様な背景を持つ市民を含む。

行されます。この制度では、企業が日本語教育・職業訓練・生活支援を含む育成就労計画を作成・実施することが義務付けられており、外国人が安心して働ける環境の整備が求められています。また、永住権取得要件の厳格化により、税金・年金・保険の適正な履行が重視され、地域社会の一員として責任ある生活を送ることが制度上求められています。

企業は、制度に応じた支援・育成計画の作成・実施などを通じて、外国人が安心して働ける環境を整備する責任を負っており、これらの対応は、法令遵守の観点に加え、外国人労働者の人権を尊重し、多様性を受け入れる社会づくりに資するものです。これまでの取組を踏まえつつ、制度の変化に応じた継続的な対応が、今後ますます重要となっています。

市民意識調査では、「外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」と回答した割合が50.5%と最も高く、次いで「日本人の異文化理解が十分ではなく、外国人に対する偏見を生みやすいこと」が42.5%、「日本語学習や日本の生活習慣を学習する機会が少ないこと」が32.7%と続き、外国人の人権に関する課題として認識されています。一方で、「特に問題だと思わないこと」の割合が14.4%と他の人権課題の回答より高くなっており、外国人の人権に関する課題への意識の希薄さがうかがえます。

今後、本市が国際化の流れの中で、住みよい地域社会を維持していくためには、外国人に対する差別や偏見の解消に努め、相互理解を進めながら、国籍・文化などの違いを認め合い、互いの価値観を尊重しながら共に暮らす「多文化共生社会」の実現を目指すことが求められています。

【施策の方向性】

外国人が、国籍や文化の違いにかかわらず、ひとりの人間として尊重され、地域の中で安心して暮らせる環境づくりに向けて取り組みます。多様な価値観を認め合いながら、互いに理解し合い、共に暮らせる多文化共生の地域づくりを推進します。

① 尊厳の尊重と差別の解消

外国人が地域の一員として尊重され、差別や偏見のない社会の実現に向けて取り組みます。ヘイトスピーチや差別的言動の防止に向けた啓発を推進し、誰もが安心し

て暮らせる環境を整備します。

② 異文化理解と共生の促進

国籍や文化の違いを認め合い、互いに理解し合える地域社会を構築します。学校・地域・職場など、日常のあらゆる場面で交流の機会を広げ、共に生きる意識を育みます。

③ 生活支援と情報環境の整備

外国人が地域で安心して暮らせるよう、生活情報の多言語化や「やさしい日本語」の活用、相談体制の充実を図ります。あわせて、地域の文化や制度への理解を深める支援を推進し、孤立を防ぎ、つながりを支える環境づくりを推進します。

④ 日本語学習支援の充実と学びの機会の提供

外国人が地域社会とつながりを深められるよう、日本語学習の機会の提供と支援に取り組みます。ボランティアや教育機関との連携を強化し、継続的な学習支援を推進します。

⑤ 就労支援と制度への対応

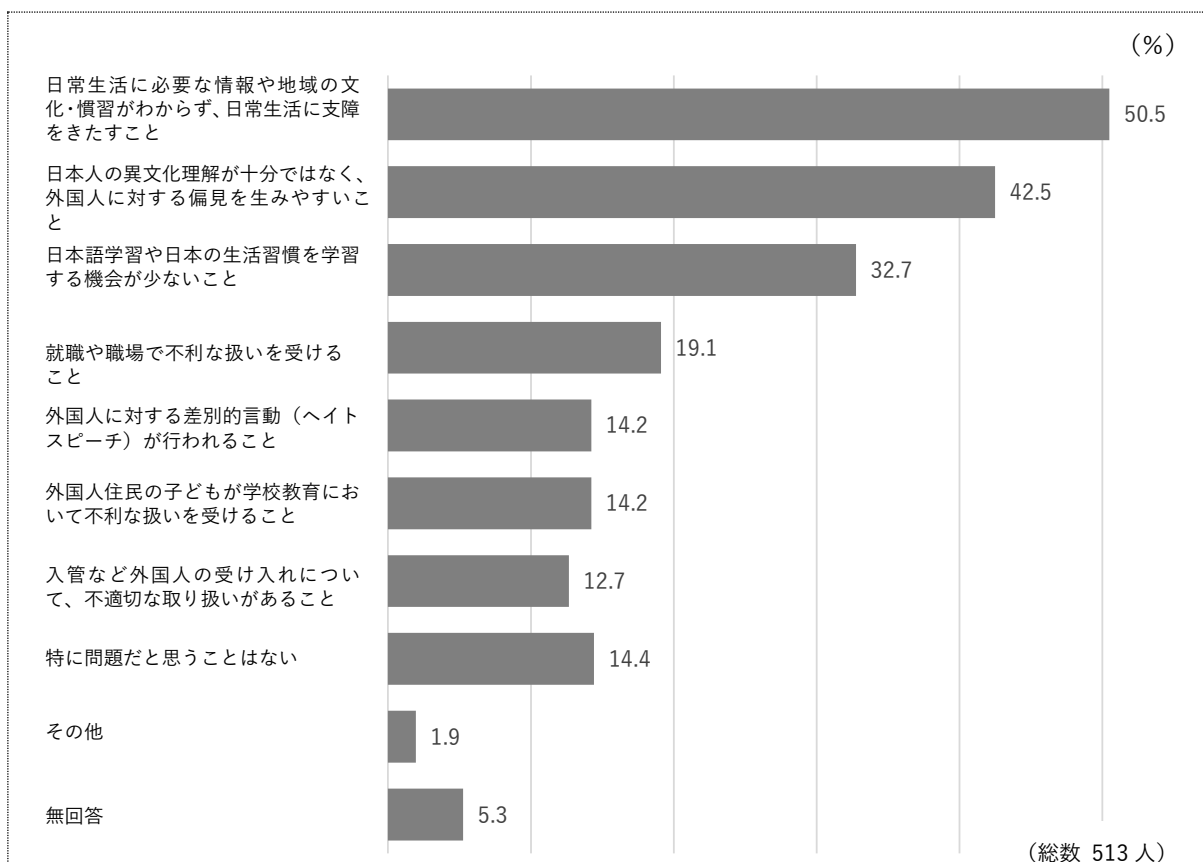
外国人が安心して働けるよう、企業と連携した育成支援や制度理解の促進を図ります。新たな就労制度に対応して、職場での人権尊重と多様性の受容を推進します。

⑥ 地域とのつながりと参加の促進

外国人が地域の一員として安心して暮らせるよう、地域コミュニティ組織や学校、地域行事への参加を支援します。交流の機会を広げ、互いの文化を尊重しながら共に暮らす関係づくりを推進します。

【市民意識調査の結果から】

■外国人の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(選択はいつでも)



■「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」が5割

「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習がわからず、日常生活に支障をきたすこと」が50.5%（県調査49.2%）で最も高い。次いで「日本人の異文化理解が十分ではなく、外国人に対する偏見を生みやすいこと」42.5%（県調査32.7%）、「日本語学習や日本の生活習慣を学習する機会が少ないこと」32.7%（県調査34.4%）の順となっている。「特に問題だと思うことはない」が14.4%（県調査6.1%）あり、他の人権課題より率が高い。

7 患者・感染症感染者など及びその家族

【現状と課題】

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)やハンセン病などの感染症は、医学的に不正確な知識や思い込みに基づく過度な危機意識が原因となり、現在においても偏見や差別などの人権問題が生じています。これらの感染症に対する誤解は、患者やその家族の社会的孤立を招き、医療へのアクセスや就労、教育などの面でも不利益をもたらすことがあります。感染症に関する人権課題は、単なる医療問題にとどまらず、社会全体の理解と当事者の立場に寄り添う姿勢が求められる重要な課題です。

近年では、SNSなどの普及により、感染症に関する不正確な情報が発信された場合、瞬く間に拡散され、偏見や差別などを助長する可能性が高まっています。匿名性の高いインターネット空間では、誤情報や誹謗中傷が広がりやすく、当事者の尊厳を損なう事例も報告されています。こうした情報環境の変化は、感染症に関する人権問題の新たな側面として、社会的対応が必要となっています。

令和2(2020)年以降に世界的に流行した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、感染症患者やその家族、医療従事者などに対する偏見や差別が見られるなど、さまざまな人権問題が生じました。地域社会においても、感染者への誤解や不安が差別的な言動につながる事例が見られ、社会的分断を生む要因となりました。こうした状況を踏まえ、令和3(2021)年2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部が改正され、差別的取扱いなどの防止を目的として、国および地方公共団体の責務として広報や啓発活動を行う旨の規定が新たに設けられました。

さらに、令和6(2024)年7月には「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が見直され、基本的人権の尊重の実現が目標の一つとして掲げられました。同計画では、感染症対策に関して国民が適切に判断・行動できるよう、発生前からの情報提供・共有の取組として「偏見・差別等に関する啓発」が盛り込まれています。

市民意識調査では、「新型コロナウイルス感染症に関わる人権について、特にどのようなことが問題だと思いませんか」という問いに対して、「SNSなどのインターネット上での誹謗中傷やデマの拡散」が41.1%、「感染者やその家族に対する差別的な言動やいじめ」が40.4%と問題として認識されています。これらの結果は、感染症に対する社会的理解の不足と、不確かな情報が人権侵害につながっていることを示しています。

感染症患者などの人権を尊重するためには、過去の偏見や差別の歴史を踏まえつつ、感染症に関する正確な知識の普及啓発を推進し、差別や偏見のない社会の実現に向けた取組を継続していくことが求められます。

【施策の方向性】

感染症に関する偏見・差別により、患者や家族、医療従事者の尊厳が損なわれることのないよう、正しい知識の普及と社会的理解の促進に取り組みます。差別の未然防止と、当事者の尊厳が守られる社会の構築を推進します。

① 知識の理解の普及

感染症に関する誤解や偏見、差別を防ぐためには、正確な知識の普及が不可欠です。医療的な理解だけでなく、感染症に関する差別の歴史や社会的背景にも目を向けた啓発を推進し、不確かな情報に惑わされることなく、自ら判断できる力を育む取組を進めます。

② 尊重意識の醸成

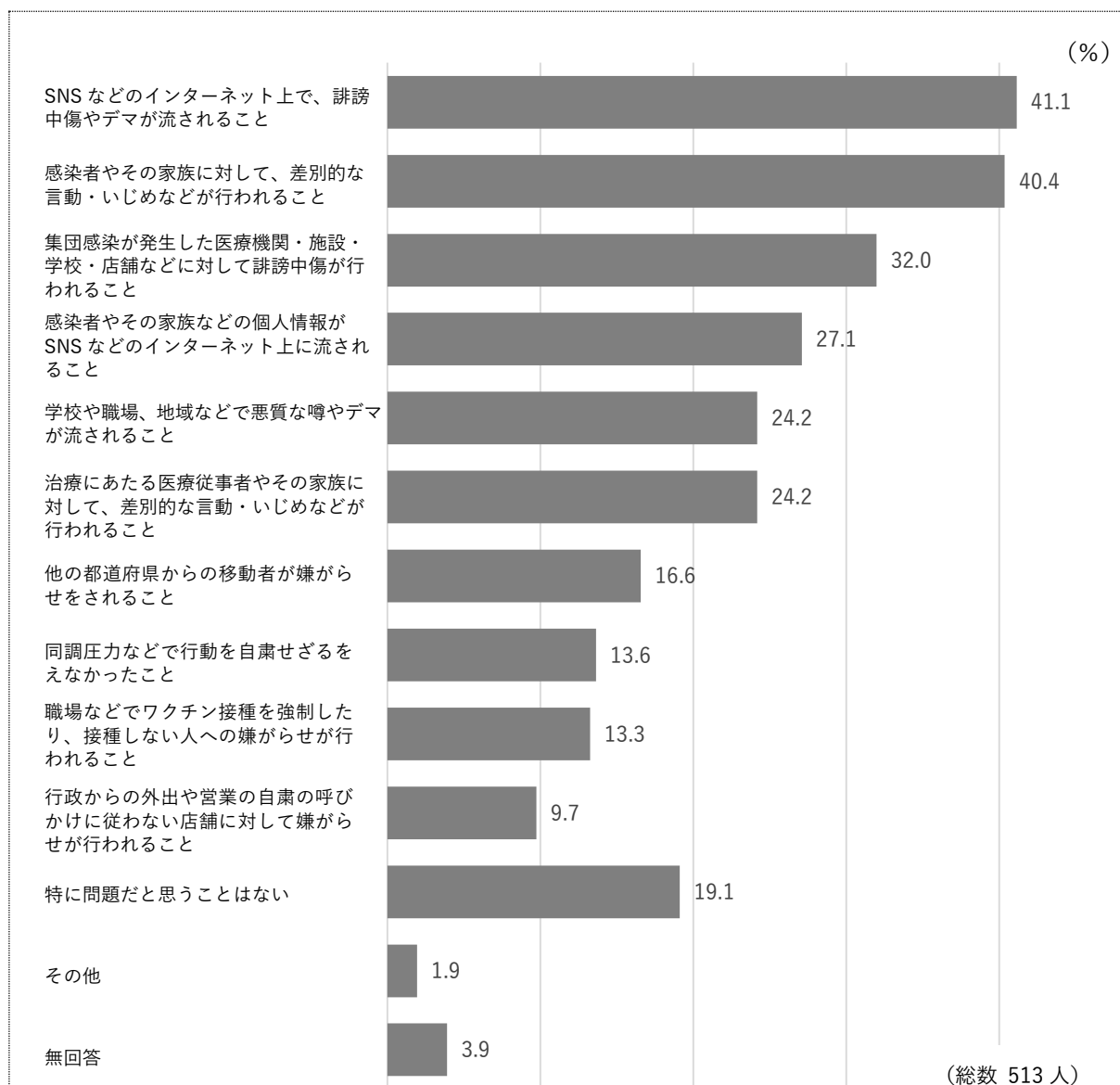
感染症患者などへの差別を「自分とは関係ないこと」として捉えるのではなく誰もが当事者になり得る課題として理解することが重要です。他者の立場に寄り添う姿勢を育む学びの場を通じて、互いを尊重し合える意識の醸成を図ります。

③ 誤情報と差別的言動への対応

SNSなどの情報環境では、感染症に関する誤情報や誹謗中傷が拡散されやすく、差別的な言動が助長される傾向があります。また、誤った認識を根拠とした不当な対応は、当事者の尊厳を損なう問題です。こうした状況に冷静に対応できる力を育むため、教育・啓発と情報提供を通じて、正しい情報を見極める判断力の向上と差別の未然防止を図ります。

【市民意識調査の結果から】

■新型コロナウイルス感染症に関わる人権について、特にどのようなことが問題だったと思いますか。(選択はいくつでも)



■「インターネット上の誹謗中傷」「差別的な言動・いじめ」がともに4割超

「SNSなどのインターネット上で、誹謗中傷やデマが流されること」が41.1%（県調査48.3%）で最も高い。次いで「感染者やその家族に対して、差別的な言動・いじめなどが行われること」40.4%（県調査54.0%）、「集団感染が発生した医療機関・施設・学校・店舗などに対して誹謗中傷が行われること」32.0%（県調査46.2%）の順となっている。「特に問題だと思わない」が19.1%あり県調査5.1%を上回っている。

8 性的マイノリティの人々

【現状と課題】

近年、性的指向(どの性を好きになるか)や性自認(自分の性をどう認識しているか)を表す「SOGI¹³」に関する社会的関心が高まっています。SOGIはすべての人が持つ性のあり方を示すものであり、その多様性が尊重されることは、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて重要な視点です。また、LGBT¹⁴などの性的マイノリティに対する不当な差別や偏見の見つめ直す契機ともなっています。性のあり方について社会全体が理解を深めていくためには柔軟で広い視野を持ち、互いの違いを認め合う姿勢が求められます。

しかしながら、社会的認識や理解が十分に進んでいないため、偏見や差別的な言動にさらされ、社会生活において困難を抱える当事者も少なくありません。職場や学校、家庭などの日常生活の場面で、無理解や排他的な態度に直面することが、精神的な負担や孤立感を生む要因となっています。こうした状況により、当事者は自身の性的指向や性自認を公表(カミングアウト¹⁵)することをためらい、自己の性を明かさないまま生活することを余儀なくされる場合もあり、そのことが精神的な負担につながることがあります。さらに、本人の承諾なしに第三者が当事者の情報を暴露する「アウトティング¹⁶」行為は、重大な人権侵害として問題となっています。

平成16(2004)年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件のもとで戸籍上の性別変更が可能になりました。さらに令和5(2023)年6月には「LGBT理解増進法」が施行され、性的指向及びジェンダーア

¹³ 性的指向を示す「Sexual Orientation」とジェンダーアイデンティティを示す「Gender Identity」の頭文字をとった略称。身体的な性などと共に、人間の性を構成する要素であり、誰もが有しているもの。

¹⁴ レズビアン(L)ゲイ(G)バイセクシュアル(B)トランスジェンダー(T)の頭文字を取った言葉。レズビアンは女性が女性に惹かれる人、ゲイは男性が男性に惹かれる人、バイセクシュアルは男女両方に惹かれる人、トランスジェンダーは出生時に割り当てられた性別と自認する性が異なる人を指す。LGBTに限らず性には多様なあり方がある。

¹⁵ 自分の性的指向や性自認、あるいはその他の個人的な内面の思いを他者に打ち明ける行為。長い間心の中に秘めていた自己の一部を信頼する人や社会に対して明らかにすることで、自己受容と解放により真の自分を認め、他者との関係をより誠実で深いものにする可能性を持っている。

¹⁶ 本人の同意なく、他人の性的指向や性自認などのプライバシーを第三者に暴露する行為。暴露された本人にとって深刻な精神的苦痛や社会的な不利益をもたらし、場合によっては職場や家庭、地域社会での立場を危うくすることがあり、理解と配慮が必要。

イデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目指すことが定められました。

市民意識調査では、「性的指向や性自認(LGBTなど)に関わる人権について、あなたはどのように考えますか」という問いに対して、「性は多様であり、いろいろなあり方があって当然である」と回答する割合が59.8%と約6割の方が理解する一方で、「趣味や嗜好の問題だ」12.9%、「自分には関係ない」10.1%、「男は男らしく、女は女らしくあるべきだ」9.9%と一定数の無関心層があることも見受けられ、当事者への理解を深めるための教育や啓発活動の必要性が明らかになっています。

本市においても、令和5(2023)年10月から「島根県パートナーシップ宣誓制度」を県と市町村の共同事業として開始し、多様な性を認め合い、性的マイノリティの人々が自分らしく生きることのできる環境整備を推進しています。本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な効力が生じるものではありませんが、性的マイノリティのカップルが抱える困難の軽減につながることを期待されます。一方で、市民意識調査では「島根県パートナーシップ宣誓制度」の認知度が低く、制度の周知や理解の促進が今後の課題となっており、誰もが暮らしやすくなる社会の実現に向けた取組が重要です。

【施策の方向性】

性的指向や性自認にかかわらず、すべての人がひとりの人間として尊重され、自分らしく安心して暮らせる環境づくりに向けて取り組みます。多様な性のあり方への理解を深め、偏見や差別のない地域社会の形成を推進します。

① 尊厳の尊重と差別の解消

性的指向や性自認などに関する偏見や差別的な言動を防止し、当事者の尊厳が守られるよう啓発を推進します。アウトティングなどの人権に関わる課題について理解を深め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

② 多様性の理解と教育の充実

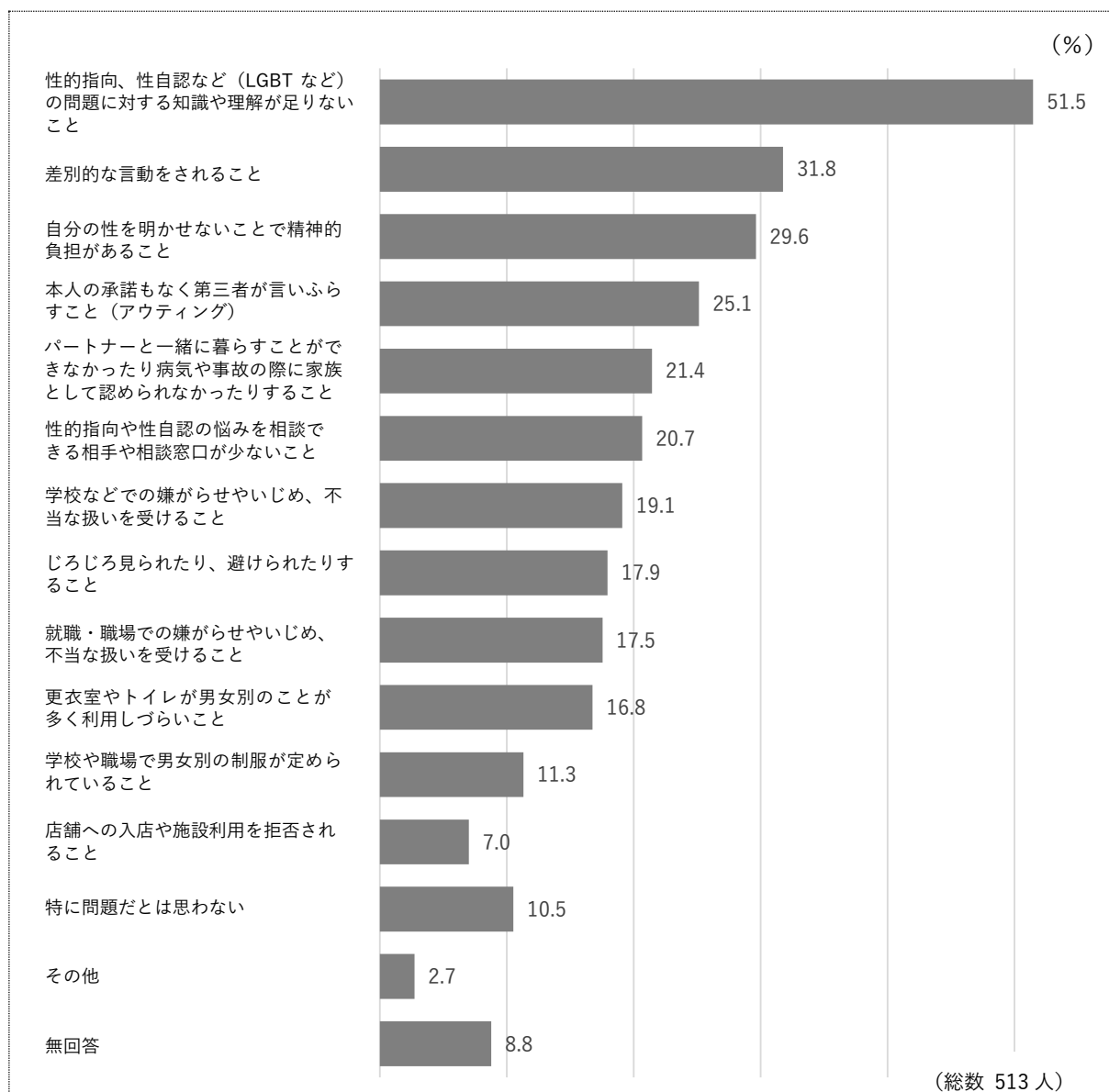
学校や地域において、性の多様性に関する教育や啓発を充実し、無理解や排除を防ぎます。子どもから大人まで、年齢や立場に応じた学びの機会が得られるよう、支援と環境整備を進めます。

③ 安心して暮らせる環境の整備

性的マイノリティの人々が自分らしく暮らせるよう、多様性に配慮した環境づくりに努めます。「島根県パートナーシップ宣誓制度」の周知と活用を進め、制度を活かした支援を広げます。

【市民意識調査の結果から】

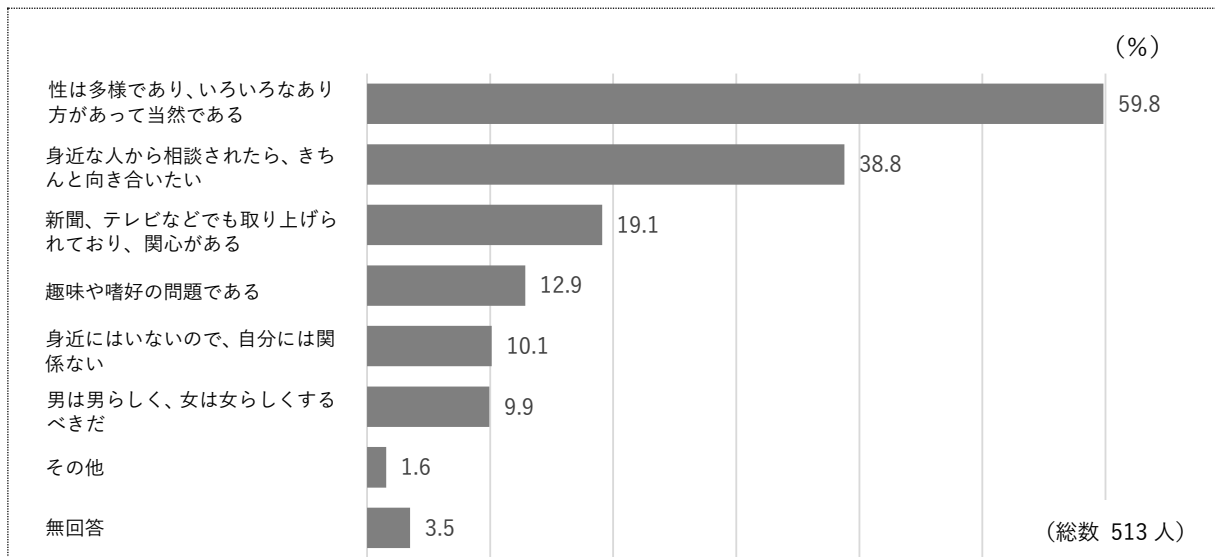
■性的指向、性自認など(LGBTなど)に関わる人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(選択はいつでも)



■「知識や理解が足りないこと」が5割超

「性的指向、性自認など(LGBTなど)の問題に対する知識や理解が足りないこと」が51.5%(県調査50.0%)で最も高い。次いで「差別的な言動をされること」31.8%(県調査33.8%)、「自分の性を明かせないことで精神的負担があること」29.6%(県調査31.7%)、「本人の承諾もなく第三者が言いふらすこと(アウティング)」25.1%(県調査項目なし)の順となっている。

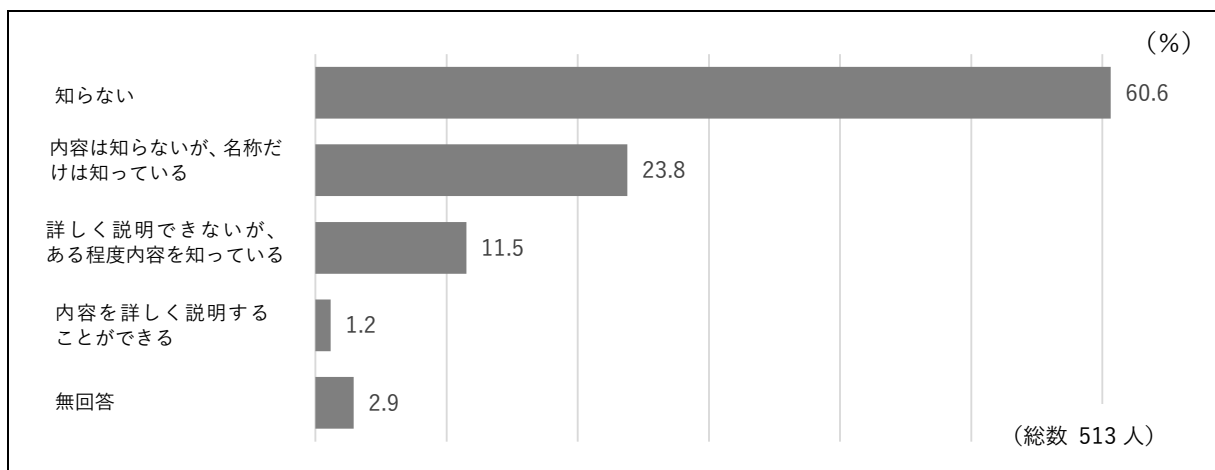
■性的指向、性自認など(LGBTなど)に関わる人権について、あなたはどのように考えますか。(選択はいくつでも)



■「性は多様であり、いろいろなあり方があって当然である」が6割

「性は多様であり、いろいろなあり方があって当然である」が59.8%（県調査60.1%）で最も高い。次いで「身近な人から相談されたら、きちんと向き合いたい」38.8%（県調査29.6%）と続く。一方「趣味や嗜好の問題である」12.9%（県調査8.8%）、「身近にはいないので、自分には関係ない」10.1%（県調査3.1%※）、「男は男らしく、女は女らしくするべきだ」9.9%（県調査7.6%）となっている。 ※「芸能人や特に注目されている人のことで、自分には関係ない」

■「島根県パートナーシップ宣誓制度」を知っていますか。(選択は1つ)



■「島根県パートナーシップ宣誓制度」そのものや内容を知らないが8割超

「知らない」が60.6%で最も高い。次いで「内容は知らないが、名称だけは知っている」23.8%、「詳しく説明できないが、ある程度内容を知っている」11.5%、「内容を詳しく説明することができる」1.2%の順で、制度の認知度は低い。県調査なし

9 インターネット上の人権侵害

【現状と課題】

インターネットやSNSは、情報収集や発信、コミュニケーションの手段として、現代社会において欠かせない存在となっています。一方で、急速な技術の進展に対し、利用者の情報リテラシー¹⁷が十分に追いついていない状況があり、匿名性や情報発信の容易さを背景に、特定の個人や集団への誹謗中傷、差別的な書き込み、個人情報の無断掲載などの人権侵害が発生しています。

さらに生成AI¹⁸の登場により、AIの利用機会や活用の幅が広がる一方で、それに伴うリスクも増加・多様化しています。人権侵害に関するリスクとしては、偽情報や誤情報の拡散とあわせて、プライバシーの侵害や、AIが生成した画像などにより名誉や信用が傷つけられることなどが懸念されています。

こうしたインターネット上の人権侵害は、情報の拡散が速く、被害が広範かつ深刻になりやすいという特徴があります。とりわけ、子どもたちの間で広がる「ネットいじめ」は、社会的にも大きな課題となっています。

法務省人権擁護局が公表した「令和6年における「人権侵犯事件」の状況」によれば、新規救済手続が開始されたインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、1,707件（処理件数1,910件）であり、その内訳は「プライバシー侵害」635件、「識別情報の摘示」475件、「名誉棄損」329件などとなっています。これらの件数は、インターネット上の人権侵害が高い水準であることが示されています。

平成14（2002）年5月に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」は、インターネット上で権利侵害が発生した際の削除要請や発信者情報の開示請求などの手続きを定め、被害者救済の制度的基盤となってきました。さらに、同法の改正により、令和7（2025）年4月には「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」が施行され、大規

¹⁷ 膨大な情報が飛び交う現代社会において「必要な情報の収集」「信頼性の判断」「目的に応じて活用する能力」を指す。発信者の意図や背景を理解し、事実と意見を区別する力も含まれ、フェイクニュースやSNSでの炎上など、情報に起因する問題が増える中、情報リテラシーを高めることは自己防衛であり、社会的責任でもある。

¹⁸ テキスト、画像、音声などを自律的に生成できるAI技術の総称。

模プラットフォーム事業者に対する削除申出への迅速な対応や裁判手続きの簡素化などが新たに定められています。

市民意識調査では、「インターネットによる人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「他人を誹謗中傷する投稿があること」と回答した割合が75.6%と最も高く、次いで「根拠のない噂やデマの流布」63.0%、「他人の個人情報や無断で公開する投稿」50.9%、「SNSにおける無視や仲間はずれなどのいじめ」45.6%といずれの選択肢においても高い割合で、インターネットによる人権侵害の課題として認識されています。

インターネットやSNS上の情報は、発信者の意図にかかわらず急速に拡散するおそれがあり、一度公開された情報を完全に消去することは極めて困難となっています。さらに、インターネット上の人権侵害は、他の人権課題と密接かつ横断的に関連する問題でもあり、個別の人権課題を解決するうえでも重要な視点となっています。

こうした状況を踏まえ、自分が被害者となった場合にどのように行動すべきかを理解することに加え、加害者とならないための「責任ある情報発信」の視点を含めた教育・啓発の充実が求められています。

【施策の方向性】

インターネットやSNSの利用拡大に伴う人権侵害の防止に向けて、教育・啓発による人権意識の醸成と、相談窓口の情報の周知に取り組みます。誰もが安心して情報社会に参加できる環境づくりを推進します。

① 情報リテラシーと人権意識の醸成

他者の尊厳を守る意識を育むため、情報リテラシー教育と人権啓発を推進します。年齢や立場にかかわらず学びの機会を提供し、責任ある情報発信の意識を普及します。

② 相談窓口の周知と支援への接続

インターネット上で人権侵害を受けた際に適切な支援につながられるよう、インターネットでの書き込みなどに関する相談窓口の情報を周知します。関係機関との連携を図り、必要な支援につながりやすい環境の整備を進めます。

③ 世代に応じた教育・啓発の推進

子ども・若年層や高齢者など、世代ごとの課題に応じた教育・啓発を推進するとともに、家庭・学校・地域が連携し、相談しやすい環境づくりを促進します。

④ 多様な人権課題への横断的な理解と対応

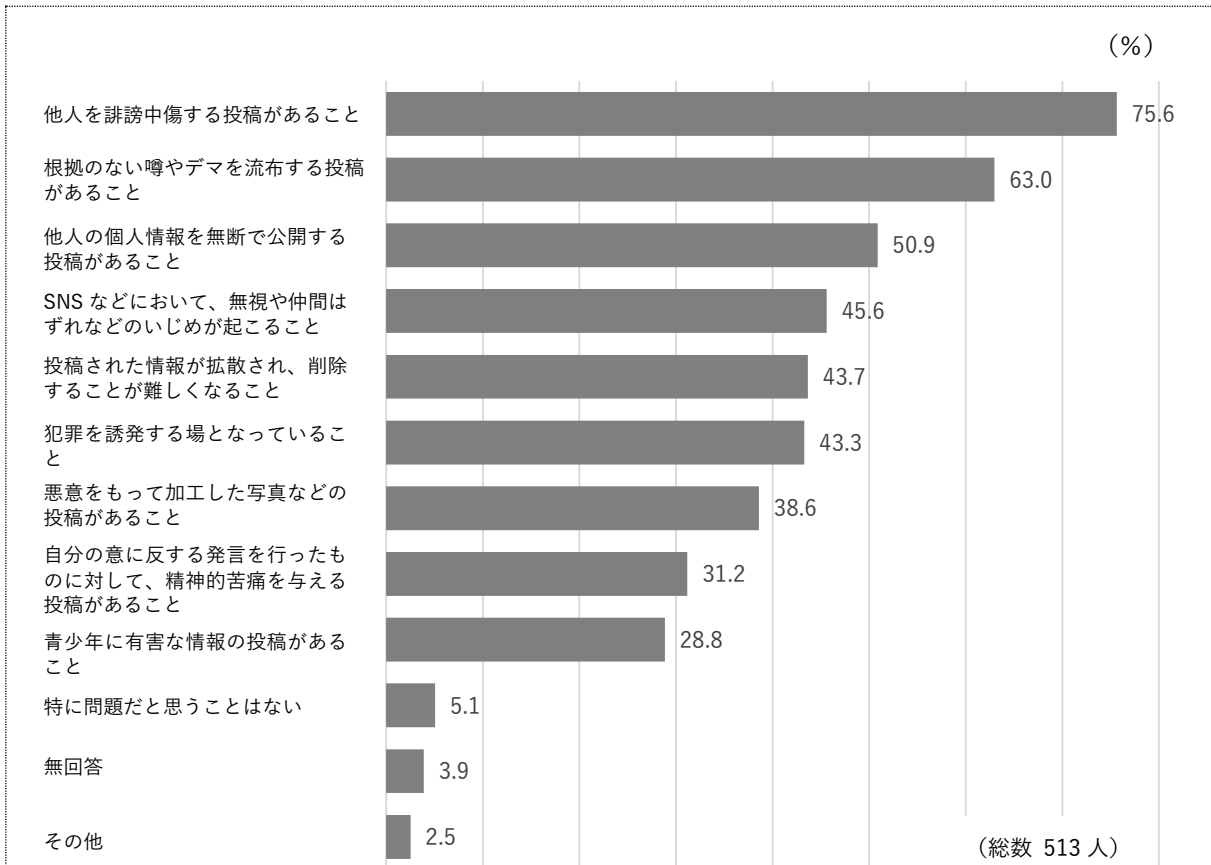
インターネット上の人権侵害は、災害時の風評被害、性的マイノリティへのアウティング、外国人への差別的投稿など、他の人権課題と密接に関連しています。こうした課題への理解を深め、分野を横断した啓発を通じて、多様な立場の人々に配慮した情報環境の整備を図ります。

⑤ 実態把握と対応の強化

インターネット上の人権課題の実態を把握するため、モニタリング調査を継続的に実施し、調査により人権上の懸念が認められた場合は、関係機関と情報を共有し、適切な対応につなげます。

【市民意識調査の結果から】

■インターネットによる人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思えますか。
(選択はいつでも)



■インターネットによる人権侵害の原因は「他人を誹謗中傷する投稿があること」が8割弱

インターネットによる人権侵害についてどのようなことが問題かと聞いたところ「他人を誹謗中傷する投稿があること」が75.6%（県調査66.4%）で最も高い。次いで「根拠のない噂やデマを流布する投稿があること」63.0%（県調査58.4%）、「他人の個人情報を無断で公開する投稿があること」50.9%（県調査62.5%）、「SNSなどにおいて、無視や仲間はずれなどのいじめが起ること」45.6%（県調査47.0%）の順となっている。

10 災害に伴う人権課題

【現状と課題】

近年、日本各地でこれまでの想定を超える自然災害が頻発しており、どこでも災害が発生しうる状況となっています。本市でも、平成25(2013)年、平成30(2018)年、令和2(2020)年、令和3(2021)年に豪雨災害が発生しており、地域の防災力と人権意識向上の両面への対応が求められています。

災害時には、女性や子ども、高齢者、障がい者、性的マイノリティ、外国人など、社会的に脆弱な立場にある人々が特に多くの困難に直面する傾向があります。避難所におけるプライバシーの欠如、要配慮者への支援体制の不備、避難生活の長期化による心身の負担などが、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」(中央防災会議)においても課題として指摘されています。災害対応は、生命・身体の安全確保に加え、個々の尊厳が守られる環境整備が不可欠であり、多様なニーズに応じた支援の充実とともに、人権尊重の視点を制度的に取り込むことが求められています。

市民意識調査では、「災害を伴う人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」という問いに対して、「避難所でのプライバシーが守られないこと」と回答した割合が56.5%と最も高く、次いで「避難所での多様性(女性・子ども・高齢者・障がい者・性的少数者など)への配慮が十分でないこと」が47.4%、「災害時に被害を受けやすい人々への配慮の不足」が38.0%と続き、災害に伴う人権の課題として認識されています。これらの結果から、災害対応における人権配慮の重要性が市民の間でも広く共有されつつあることを示しています。

本市では、「災害対策基本法」及び「江津市地域防災計画」に基づき、避難に際して支援が必要な人が迅速・確実かつ円滑に避難できるよう「避難行動要支援者名簿」を活用した避難体制整備に努めています。災害時には、強い不安やストレスにより人権意識が希薄になることがあり、特に避難所運営においては、人権侵害や支援の行き届かない事態が懸念されます。避難所の設営・運営にあたっては、誰もが安心して過ごせる空間づくりと、意思表示や相談がしやすい環境整備が重要です。

また、平時より「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)」(内閣府:令和6年12月改定)や、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府男女共同参画局:令和2年5

月)などを活用し、女性の参画を含めたより実践的な取組を推進することが重要です。加えて、災害時に生じやすい風評被害や差別の防止に向けて、人権教育・啓発活動の充実も求められています。地域住民の理解と協力を得ながら、実質的な避難訓練などを通して、災害対応における人権配慮の実効性を高めていくことは、他の取組とともに、防災・減災の質を高めるために不可欠な視点です。

【施策の方向性】

災害時においても、すべての人がひとりの人間として尊重され、生命と暮らしが守られ、安心して避難・生活できる地域づくりに向けて取り組みます。スフィア基準¹⁹など、人権の視点を災害対応に取り入れ、多様な立場に配慮した支援体制の整備を推進します。

① 人権尊重の災害対応体制の整備

災害時における人権意識の保持と尊厳の確保に努めます。支援が必要な人への迅速・確実な避難体制を強化し、誰もが安心して避難できる環境を整備します。

また、災害時の情報格差を防ぐため、多言語対応ややさしい日本語による情報提供など、誰もが情報を受け取れるよう、情報伝達手段の充実を図ります。

② 災害弱者への配慮と避難所環境の整備

避難所におけるプライバシーの確保や多様なコミュニケーション手段、意思を伝えやすい環境づくりを進めます。女性・子ども・高齢者・障がいのある人・性的マイノリティ・外国人などさまざまな背景を持つ人への配慮を行い、誰もが安心して過ごせる避難所環境の整備を図ります。

③ 平時からの備えと制度的支援の充実

地域防災計画の内容を踏まえ、人権尊重の視点が制度的に反映されるよう、今後の運用と見直しを通じて体制の充実を図ります。

¹⁹ 災害や紛争などの被災者に対する人道支援活動の最低基準を定めた国際的なガイドライン。人道憲章・権利保護の原則・人道支援の必須基準（CHS）及び技術支援（給水、衛生・食料安全保障と栄養、避難所および避難先の居住地、保健医療）からなり、避難所におけるトイレ数は男1：女3、居住空間は3.5㎡/人などの具体例もガイドされている。

④ 風評被害・差別の防止と教育・啓発の推進

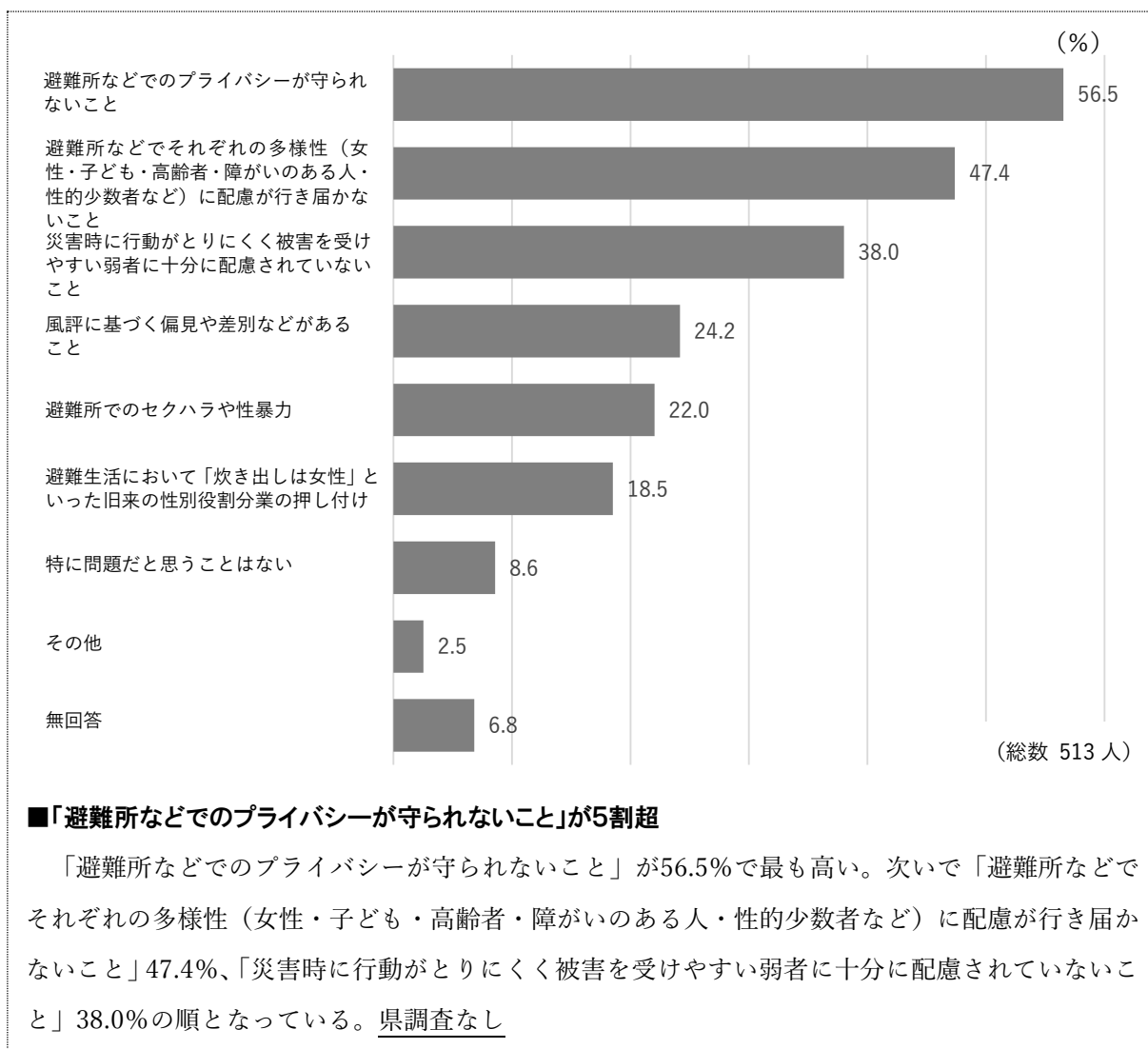
災害時に生じやすい偏見や差別の防止に向けて、地域の理解を深め、教育や啓発を充実し、互いを尊重し合える意識づくりを目指します。

⑤ 地域で支え合う防災・減災の推進

学校や地域における防災教育に人権の視点を取り入れ、避難訓練やワークショップなどを通じて、共に支え合う意識の醸成を図ります。あわせて、地域コミュニティによる見守りや支援の仕組みを整備し、誰もが安心して避難・生活できる共助の体制の構築を図ります。

【市民意識調査の結果から】

■災害に伴う人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(選択はいつでも)



11 さまざまな人権課題

(1) 犯罪被害者及びその家族

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害だけでなく、被害によって生じた身体的・精神的な傷に対する治療のための医療費負担や、休業・転職・失職による経済的困窮に直面することがあります。さらに、周囲からの好奇の目や、被害者に責任があるかのような誤解、報道機関による過剰な取材や事実と異なる報道によって、精神的苦痛を受け、私生活の平穏が脅かされるなどのさまざまな二次被害に苦しむ状況も見受けられます。

こうした状況を受けて、平成16(2004)年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者などを支援するための施策の基本となる事項が定められました。被害者の視点に立ちながら、関係機関や団体と密接に連携し、犯罪被害者などが置かれている現状への理解を深めるとともに、プライバシー保護や犯罪被害者などを守る取組への理解を促進する啓発活動が重要です。

(2) 刑を終えて出所した人及びその家族

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑に復帰するためには、社会全体の支援と市民一人一人の理解と協力が不可欠です。刑を終えた人やその家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向け、関係機関や団体と連携・協力しながら啓発活動に努めます。

(3) 自死をめぐる人権問題

自死は、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など、さまざまな要因が複雑に絡み合って生じる深刻な問題です。

本市では、令和6(2024)年に「第4次江津市保健福祉総合計画」を策定しており、「誰も自死に追い込まれることのない江津市」を基本理念とした「自死対策総合計画」に基づき、各施策を展開しています。

残された遺族が受ける精神的な苦痛は計り知れません。自責の念に加え、周囲からの差別的な言動や偏見により悩みが深まり、孤立してしまうことがないように相談・支援体制の充実が求められています。

(4) アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住してきた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など、豊かな独自文化を持つ民族です。過去の同化政策などによって、伝統的な狩猟や漁労が制限・禁止、アイヌ語の使用や独自の風習も禁止されるなど、文

化が失われてきた歴史があります。令和元（2019）年に制定された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」では、差別禁止の基本理念が定められ、施策推進に関する国や地方公共団体の責務が規定されています。アイヌの人々への文化や歴史、伝統を理解し尊重することが大切です。

（5）生活困窮者・ホームレスなど

社会的孤立を背景に生活困窮者の自立支援や子どもの貧困対策が課題となっています。本市では令和5年度より社会福祉協議会と専門機関の共同事業体による生活支援相談センターごうつを設置し、連携を図りながら生活困窮者の自立支援を行っています。今後も生活困窮者に寄り添い、相談や自立に向けた支援を行うとともに、制度や相談窓口について広く周知していく必要があります。

（6）北朝鮮当局によって拉致された被害者など

平成18（2006）年に制定された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では拉致問題は喫緊の国民課題であり、北朝鮮当局による人権侵害への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされました。この問題への関心と認識を深めていくことが必要です。

（7）日本に帰国した中国残留邦人とその家族

中国残留邦人とは、昭和20（1945）年当時、中国東北地方（旧満州地区）に居住していた開拓団などの日本人の中で、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどして終戦後も中国に留まらざるを得なかった人々を指します。その帰国までには長い年月を要し、多くの人々が言葉や生活習慣、就労などさまざまな面で困難を経験しました。日本に帰国した中国残留邦人およびその家族に対する差別と偏見を解消するための、正しい歴史認識と理解を深めるための啓発が重要です。

（8）その他の人権課題など

その他の人権課題や、今後新たに対応すべき人権課題に関しては、あらゆる機会を通じて偏見や差別をなくすための啓発活動や施策の推進に努めます。

また、特定の個人に複数の属性が重なり合うことで、複合的または加重的な形態の差別を受ける「複合差別」の問題についても、さまざまな人について正しい理解を広める啓発を推進し、偏見をなくし、すべての人が尊重される社会を目指します。

第4章 施策の推進体制

本基本方針に基づく施策の推進にあたっては、庁内の関係部署と連携をしながら、それぞれ分野別で策定されている個別計画などと整合性を図りながら進めます。

また、多様性が尊重される共生社会の実現に向けては、行政だけでなく、地域や関係機関、市民がそれぞれの役割を担い、協働して取り組むことが重要です。こうした連携を支える仕組みとして、施策の推進体制を整備し、継続的な協力関係の構築を図ります。

(1) 全庁的な体制整備

庁内に設置されている「人権施策連絡調整会議」及びその構成員により、全庁的な各人権施策や社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するための調整を行います。また、職員研修の実施を通じて、職員一人一人の人権感覚の向上を図ります。

(2) 国や県など行政機関との連携

国、県及び周辺自治体との連携を深め、情報の共有と相互の協力体制のもと整合性の取れた施策の推進に努めます。

(3) 地域、学校、関係団体、市民との連携・協働

地域に人権文化を広げるため、地域、学校や関係団体などと連携し、協働して取り組みます。また、地域社会の構成員一人一人が人権施策の担い手として主体的に関われるよう、啓発活動を通じて理解と共感の促進に努めます。

(4) 進捗状況の把握と施策の見直し

具体的な施策の実施や進捗管理については、分野ごとに策定された個別計画で位置づけ推進します。これらの計画との整合性を図りながら、各分野における実効性のある取組を進めるとともに、必要に応じて本方針の見直しも検討します。

資料

- ・「人権問題に関する市民意識調査」の概要
- ・主な人権関係法
- ・江津市人権施策推進基本方針検討委員会設置要綱
- ・江津市人権施策推進基本方針検討委員会委員名簿

「人権問題に関する市民意識調査」の概要

【調査の概要】

1. 調査の目的

市民のさまざまな人権に関する意識の現状を調査・分析し、今後の人権施策のあり方、方向性を考える基礎資料を得ることを目的とした。

2. 調査の項目

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| 1. 風習・慣習に対する意識について | 8. 外国人の人権について |
| 2. 人権全般の認識について | 9. 患者及び感染者などの人権について |
| 3. 女性の人権について | 10. インターネットによる人権侵害について |
| 4. 子どもの人権について | 11. 性的指向、性自認など (LGBTなど) の人権について |
| 5. 高齢者の人権について | 12. 災害に伴う人権について |
| 6. 障がいのある人の人権について | 13. 研修の参加状況などについて |
| 7. 同和問題について | 14. 人権が尊重される社会に向けての取組みについて |

3. 調査設計

- | | |
|---------------------|-------------------------------------|
| 1. 調査地域 市内全域 | 4. 標本抽出法 層化無作為抽出法 |
| 2. 調査対象 18歳以上の市内在住者 | 5. 調査方法 郵送法 |
| 3. 標本数 1,200人 | 6. 調査期間 令和7(2025)年
2月1日から2月28日まで |

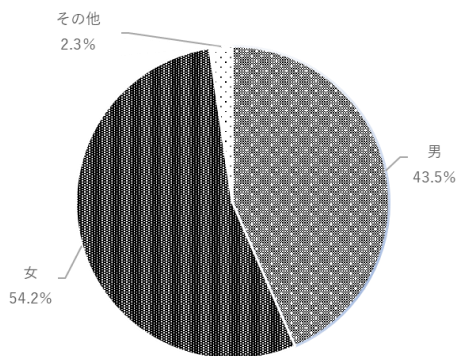
4. 回収結果

標本数	有効回収数 (率)	紙回答数 (率)	ウェブ回答数 (率)
1,200	513 (42.75%)	407 (79.33%)	106 (20.67%)

5. 調査回答者の属性

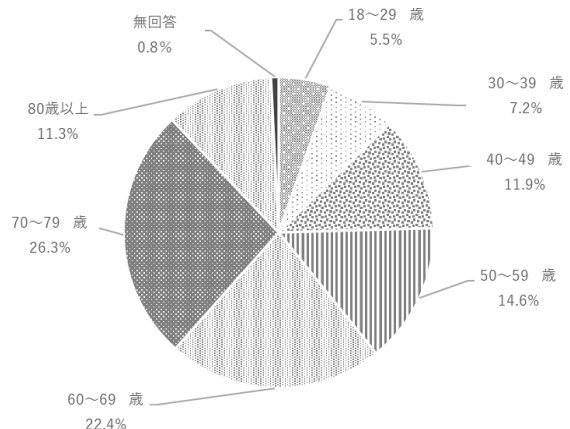
性別

- 男性 223人
 女性 279人
 その他(「答えない」「無回答」含む) 11人



年齢

- 18～29歳 28人
 30～39歳 37人
 40～49歳 61人
 50～59歳 75人
 60～69歳 115人
 70～79歳 135人
 80歳以上 58人
 無回答 4人



世界人権宣言

昭和23(1948)年12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

い。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21（1946）年11月3日公布
昭和22（1947）年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12(2000)年12月6日公布・施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(組織)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

江津市人権施策推進基本方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 江津市人権施策推進基本方針（以下「基本方針」という。）の改定について検討を行うため、江津市人権施策推進基本方針検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本方針の改定に関すること。
- (2) その他基本方針の必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係者及び関係団体から推薦を受けた者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、検討委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、第3条に規定する委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、人権啓発センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(会議招集の特例)

- 3 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

江津市人権施策推進基本方針検討委員会委員名簿

No.	氏 名	所 属 ・ 職 名 等	備 考
1	大 原 康 敬	浜田人権擁護委員協議会 会長	会長
2	河 崎 敏 文	江津市連合自治会協議会 会長	
3	坂 根 弥 生	江津市民生児童委員協議会 主任児童委員代表	
4	佐々木 一 俊	全日本同和会島根県連合会 会長	
5	澤 田 麻 理	江津市社会福祉協議会 総務経理係長	
6	山 藤 美 之	日本語交流クラブGOTO☆ワンハート代表	
7	高 木 康 之	浜田教育事務所管内 学校・福祉連携推進教員	副会長
8	多 田 令 子	江津市人権・同和教育推進協議会 委員	
9	土 井 伸 一	江津市教育研究会 人権・同和教育部長	
10	服 部 由 美	江津市男女共同参画推進委員会 会長	
11	安 田 菜 緒 美	特定非営利活動法人ちやいるどりーむ 江津市子育てサポートセンター 所長	
12	安 原 八 千 子	江津市連合婦人会(谷住郷地域婦人会 会長)	
13	脇 田 郁 夫	江津商工会議所 事務局長	
	樋 野 淳 巳	浜田教育事務所 人権教育推進員	オブザーバー

江津市緊急銃猟対応マニュアル

令和8年2月27日
(江津市)

目次

1. 導入	2
2. 江津市対応指針	4
3. 緊急銃猟時に備えた平時における事前準備	7
4. クマ出没時の対応	12

1. 導入

(1) 本マニュアルの概要

人の日常生活圏へクマの出没があった際に円滑な対応ができるように、緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備、出没時の対応フロー等についてまとめたもの。緊急銃猟にあたっては、本マニュアルとともに、「緊急銃猟ガイドライン」(令和7年7月環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室。以下「ガイドライン」という。)を適宜参照の上、実施するものとする。

(2) 緊急銃猟制度の概要

表1 緊急銃猟制度のポイント

緊急銃猟制度のポイント	
どのような時に	鳥獣保護管理法に定める4つの条件全てを満たした場合に可能
どこで	人の日常生活圏であって安全確保が可能な場所 ※主にクマが建物に侵入している場合や農地や河川敷での実施が想定される
誰が	実施の判断や安全確保を含め、江津市が行う そのうち、銃猟の実施行為は江津市以外の者への委託が可能 ※発砲タイミング等は委託の範囲において銃猟の実施行為を担うものが判断。その場合の責任も江津市が負う
何を用いて	主にライフル銃、特定ライフル銃(サボットスラッグ弾使用)、散弾銃(スラッグ弾使用)、麻酔銃
何を対象に	ツキノワグマ
どうする	人に弾丸が当たらないよう安全確保をした上で銃猟が可能 ※許可申請は不要

緊急銃猟4条件

①場所

危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物に侵入していること又は侵入するおそれ大きいこと

②緊急性

当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合

③方法

銃猟以外の方法によつて的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難

④安全性の確保

銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすお

それがないと認めるとき

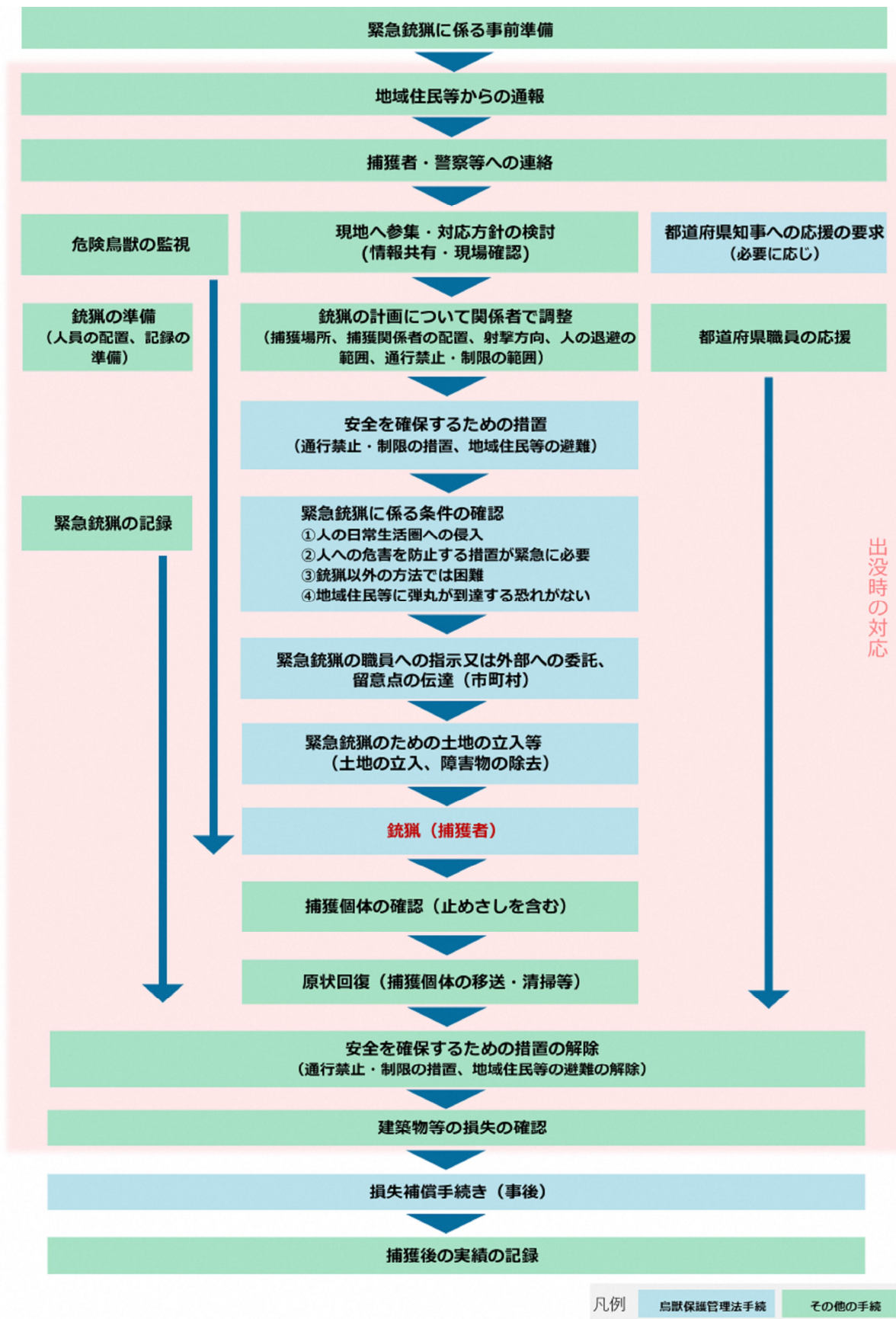


図1 緊急銃猟実施の流れ

(3) 実施について

緊急銃猟実施にあたり、4条件は遵守し、人口密集地や危険鳥獣の動きが静止しない等によって十分な安全措置が講じられない、弾丸によって負傷した危険鳥獣が絶命するまで人に危害を及ぼすおそれがある場合は原則、緊急銃猟は実施しないこととする。また、追払いや箱罟等での対応を原則とし、危険性等を鑑み緊急銃猟の実施は極力控える。

2. 江津市の対応方針

(1) 目的

この方針は、江津市が実施する緊急銃猟対応に関する基本的事項について定め、緊急銃猟の実施又は実施の可能性がある場合に、関係機関と連携し市民の生命、身体及び財産の被害防止を図り、安全安心なまちづくりを進めることを目的とする。

(2) 背景

近年、危険鳥獣が住居集合地域等に頻繁に出没し、通報が多く寄せられている。人口減少や高齢化による農林業従事者等の担い手不足が進み、里山の荒廃や耕作放棄地の増加が進んでおり、危険鳥獣の生息域は拡大傾向にある。

江津市では危険鳥獣による人身被害が発生しているとともに、目撃情報等が頻発しており、地域住民からはその被害対策について強い要望がある。出没時に迅速かつ適切に対応するため、江津市鳥獣被害防止計画(平成20年8月策定)において緊急連絡体制や役割を定め、江津市有害鳥獣捕獲班と連携して捕獲体制の構築を進めてきた。しかしながら、近年、危険鳥獣が民家周辺など本来の生息地以外に出没する事例が多発しており、地域住民の安全の確保とともに、個体群の適切な維持管理を図る必要がある。こうした状況を踏まえ、人身被害防止を最優先とし、第二に不要な捕殺を避けつつ、人里等への危険鳥獣の出没が起きた場合の対応を定めることとする。さらに、鳥獣保護管理法改正により創設され、令和7年9月1日に施行された「緊急銃猟制度」によって、江津市が主体となり、島根県西部農林水産振興センター(以下「島根県」という。)や江津警察署(以下「警察」という。)、江津市鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)等と連携しながら、緊急時には銃器を用いた捕獲対応を実施できる法的枠組みが整備された。この制度の趣旨を踏まえ、従来の連絡体制・実施隊の活動に加えて、緊急銃猟に関する判断手順や実施体制を本マニュアルに位置づけることとした。

(3)対応基本方針

ア.危険鳥獣の定義

本マニュアルにおいて危険鳥獣とは「ツキノワグマ(以下「クマ」という。)」を指す。

イ.住民への注意喚起と安全確保

江津市内の市街地等にクマが出没した際は、速やかに住民へ注意喚起を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し、住民の屋内待避や安全な場所への誘導等を実施する。その対応に当たっては、常に住民の安全確保を最優先とする。

ウ.排除と捕獲

山際等での出没は原則山林内に追い払いを行う。市街地等にクマが留まっている、または、その可能性が高い場合においても、住民と対応従事者の安全を確保しつつ、基本的には追い払いにより市街地等から排除する。ただし、山林までの追い払いに際し住民の安全確保が困難となる場合や周囲の状況からやむを得ないと判断される場合、関係機関で対応方法の有効性を検討したうえで、次の方法により捕獲対応を行う。

○緊急銃猟による捕獲(対象:クマ)

令和7年9月1日施行の緊急銃猟制度に基づき、人身被害の危険が切迫していると判断される場合には、江津市が主体となり、島根県、警察、実施隊等と連携して銃猟を実施する。実施にあたっては、ガイドラインに従い住民および対応従事者の安全確保を最優先とし、どうしても必要な場合に限って行う。なお、実施にあたっては江津市緊急銃猟実施マニュアルに基づき、島根県、警察、実施隊等と連携して実施する。緊急銃猟を実施した後は必ず検証会議を開催し、対応の改善を行うものとする。

○吹き矢による捕獲

安全な作業が可能である場合では、吹き矢(麻酔)を用いた捕獲を実施する。

(4) 危機レベルの区分及び危機対応体制

危機のレベルを、その状況等に応じて、次のように分類して対応する。

表2 危機レベルごとの対応

危機レベル	定義	現地対応	庁内対応
レベル1	一定期間同じ地域で目撃等が頻発、捕獲対応した檻周辺のトレイルカメラに頻繁にクマが映っている等、今後緊急銃猟を実施する可能性が高まっている状態。	【関係機関と情報共有】 島根県、警察、実施隊等と情報共有し、緊急銃猟実施に向けて各機関で事前準備等を行う。	【農林水産課対応】 農林水産課を主体とした各関係部署と連携した対応を行う。
レベル2	クマが建物や市街地区域内の藪等に入ったなど、現にクマの所在が確定しており、緊急銃猟の可能性のある状態。	【緊急銃猟実施準備対応】 原則追払い花火等で追払いを実施。花火等での追払いが困難な場合は島根県、警察、実施隊等と緊急銃猟実施に向けて対応する。	【危機連絡会議】 危機管理監が危機連絡会議を招集。各部門参事と情報共有し緊急銃猟実施に向けて対応する。
レベル3	緊急銃猟実施に向けて対応が必要な状態。	【現場本部の設置と緊急銃猟の実施】 緊急銃猟を実施するため現場本部を設置し、対応を協議する。	【対策本部の設置】 市長を本部長とする対策本部を設置し、緊急銃猟に向けた調整を行う。

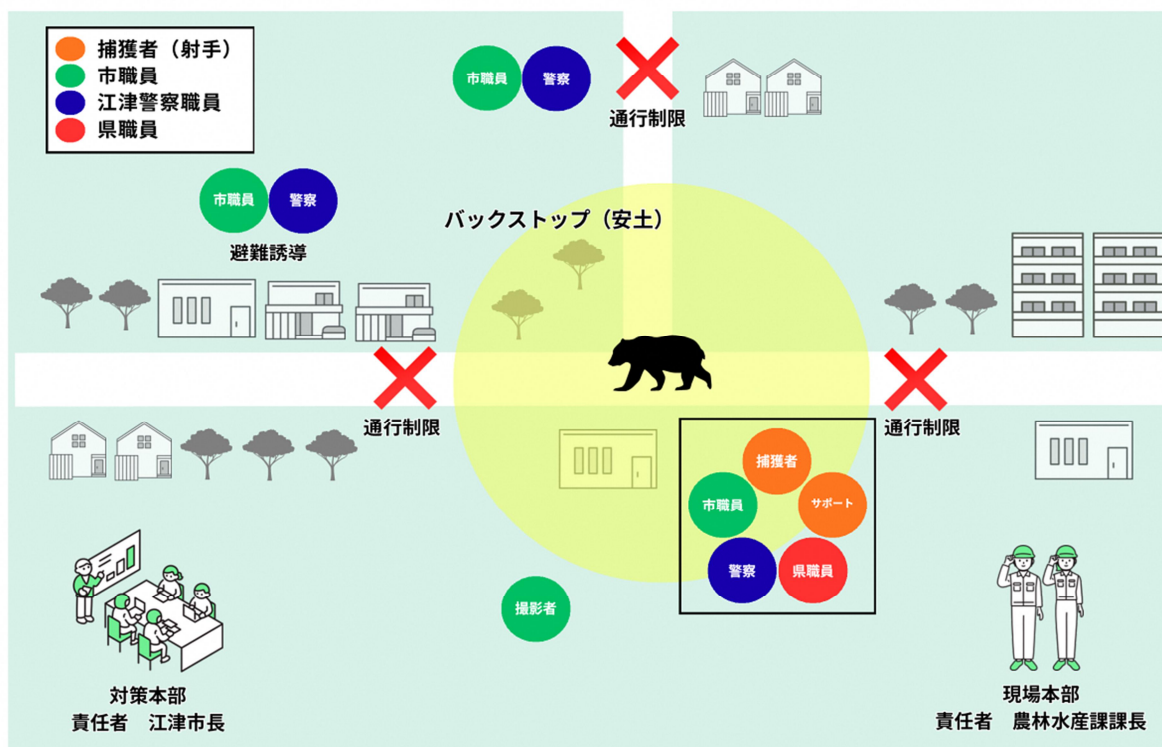


図2緊急銃猟実施のイメージ図(※捕獲者の配置、人数等は現場で変更の可能性あり)

(5) その他

- ① マスコミは対策本部で対応する。現場でのマスコミ対応は原則実施しない。
- ② 現場での移動は原則車で実施する。避難誘導等によって車から降りることを避けられない場合は複数人で移動し、緊急時は車に逃げ込める距離等で活動するなど2次被害が起これないように十分に注意する。

3. 緊急銃猟に備えた平時における事前準備

(1) 対応体制の確保

○必要な人員の確保

緊急銃猟における役割分担は表3、表4、表5のとおりとする(詳細は別紙1参照)。また、捕獲者の要件は表6のとおり。

表3 緊急銃猟を実施する際の役割分担

役割	対応者	内容
① 捕獲者	捕獲の技術を有する者 (実施隊)	実際に緊急銃猟を実施する者(射手)。命中したとしても動きが止まらない可能性を想定し、複数名の射手がいることが好ましい。また、その場合は発砲の順番をあらかじめ決めておく。

② 捕獲者をサポート、監視する者	実施隊	現場で捕獲者のサポートを行う。また、捕獲者とともにクマの動きを監視する。
③ 捕獲チーム	島根県、警察、農林水産課	捕獲者と行動し、クマの行動に合わせて銃猟等実施の判断を行う。
④ 緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の職員への指示又は職員以外の者への委託を行う者	江津市長、農林水産課長	緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮を行う。緊急銃猟を実施隊に委託する。
⑤ 通行制限を行う者	警察、建設部門	道路等において、通行制限を行う。 ※通行制限等の範囲は江津市で判断
⑥ 住民への避難を呼びかける者	警察、経済部門	現場に臨場し、付近の住民へ避難、広報車での呼びかけを行う。 ※避難等の範囲は江津市で判断
⑦ 緊急銃猟の様子を記録する者	総務部門	緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影して記録する。
⑧ 場所の管理者・地権者との調整を行う者	農林水産課	緊急銃猟や土地の立入りの際に、場所の管理者、地権者(土地の立入りの場合)と調整を行う。
⑨ 広報を行う者	総務課、学校教育課、子育て支援課、商工観光課、地域振興課、警察	HPやSNS等での広報や、関係機関への注意喚起を行う。
⑩ 原状回復を行う者	農林水産課	捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。
⑪ 応援の受入れに係る調整を担当する者	総務部門	島根県に応援を要請する際の、応援の受入れに関する調整を担当する。

※ ⑤、⑥には責任者(リーダー:原則係長級以上)を置き、内部での意思決定・対外的交渉を担う。

表4 緊急銃猟を実施する際の関係機関の役割(※人員数は目安とし、現場での判断で増減あり)

関係機関の名称	役割	人員数
江津市農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・関係部署への情報提供 ・現場本部の運営 ・現場本部と対策本部の連携 ・現地パトロール ・捕獲者の選定、委託事務 ・緊急銃猟実施の際の対応(実施・中止の判断、安全確保) ・実施隊への出動依頼 ・警察への出動依頼 ・島根県への応援依頼 ・物品等の運搬、土地管理者等と調整 ・捕獲個体の処分、原状回復 ・関係機関等と連携 	6名
江津市総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の運営 ・現場本部と対策本部の連携 ・HPやSNS等での広報 ・住民からの問合せ対応 	4名

	・マスコミ対応	
江津市各部門参事	・対策本部の補助 ・庁内の動員等に係る調整、指示 ・土地の立ち入り等に関する補助	7名
江津市建設部門	・警察が実施する通行制限等の補助	4名
江津市経済部門	・警察が実施する避難等の補助、広報車等での注意喚起	4名
江津市総務部門	・緊急銃猟の様子をカメラ等で撮影	1名
警察	・対策本部の補助 ・銃猟に関する指導、助言 ・通行制限、避難等に関する住民の安全確保 ・江津市、島根県と連携した対応 ・現地パトロール	8名
島根県	・銃猟に関する指導、助言 ・通行制限、避難等に関する住民の安全確保の補助 ・江津市、警察と連携した対応	4名
実施隊	・緊急銃猟の実施 ・捕獲者のサポート、クマの監視 ・関係機関との連携	3~5名

※農林水産課から先遣隊(担当者等)が現場へ急行。同時に二次隊、三次隊の派遣準備。

緊急銃猟実施の可能性があれば、二次隊以降は必要物品(盾、プロテクター、無線等)を2トラックにて運搬。

表5 対策本部、現場本部の役割

名称	責任者	役割
対策本部	市長	・現場からの情報を市長へ報告 ・マスコミ対応 ・周辺地域への市HP、SNS等での注意喚起 ・関係機関、庁内の連絡調整等 ・現場本部との情報共有
現場本部	農林水産課長	・現場での情報統括 ・現場関係者への指示(通行制限、避難措置実施範囲の決定、緊急銃猟実施の判断) ・対策本部との情報共有

表6 緊急銃猟(麻醉銃猟を除く)を実施する者の要件

必須	・第一種銃猟免許を受けた者
	・一年間に二回以上の銃猟又は射撃の練習をしていること。
	・過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者

※捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。また、鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて行う捕獲、登録狩猟、指定管理鳥獣捕獲等事業であるかを問わない。

(2) 島根県や近隣市町村との協力体制の確保

島根県に対して応援要請ができることとなっており、また、市町村界に出没した場合に備え、近隣の市町村と対応時の連携について協力体制を確保する。

(3) 関係者リスト、連絡網の作成

上記(1)、(2)の役割分担に係る関係者リストは別紙2のとおり。
連絡網における情報の流れは下記の図3のとおりとする。

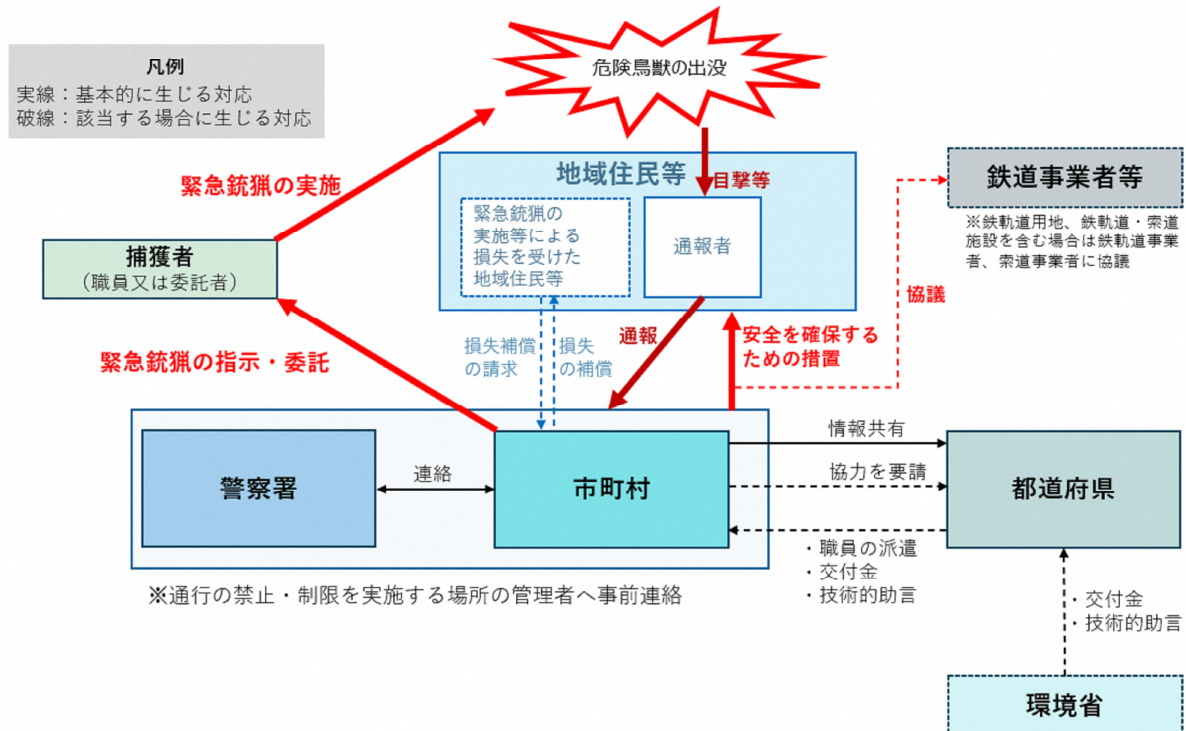


図3 緊急銃猟を実施する際の対応体制図

(4) 備品の確保

用意する備品は下記の表7のとおりとする(詳細は別紙1参照)。

表7 備品リスト

備品の種類	説明	個数等	所管課	保管場所
現場本部				
ヘルメット	頭部をクマの攻撃から防御	10個	農水	倉庫
盾	クマの攻撃を回避 建物内で発砲する際は特に跳弾が捕獲関係者等に当たるリスク回避	5個	農水	
クマ撃退スプレー	クマが向かってきた際に噴射	5個	農水	

プロテクター(防刃ベスト)	上肢や体幹をクマの攻撃から防御	10セット	農水	
無線機(デジタル簡易無線)	現地での連絡調整、対策本部と連絡に使用	15個	総務	庁内
タブレット	対策本部との通信に使用	3～5台	農業委員会	
さすまた	クマが向かって来た際に使用	5個	農水	倉庫
双眼鏡	クマの行動を監視する	2個	農水	
ゼッケン	交通制限班、避難誘導班が使用	10枚	農水	倉庫
プラ舟	捕獲後の運搬に使用	1個	農水	
誘導灯	通行制限時に使用	10個	農水	
拡声器	避難誘導時に使用	2個	農水	
距離計測器	クマとの距離を計測するために使用	1個	農水	
ライト	暗い場所に入ったクマを確認するために使用	2個	農水	
サーモカメラ	藪等に入ったクマの位置を確認するために使用	1個	農水	
緊急銃猟を行う捕獲者の証票	自治体名の記載がある腕章、ゼッケン等 ※土地の立入り等の際の証票と見かけがつかないようにしておく ※法令上必要	5個	総務	庁内
緊急銃猟のための土地の立入り等の証票	※法令上必要	3個	名札で代用	適宜
緊急銃猟対応マニュアル	本マニュアル	適宜	農水	庁内
関係者リスト・連絡網	別紙2参照	適宜	農水	
ガイドライン	ガイドライン	適宜	農水	
緊急銃猟対応フロー	鳥獣保護管理法等に定める法令上の緊急銃猟の条件等をチェックリスト形式にしたもの。江津市が緊急銃猟の実施可否を判断する際に用いる(別添現場ワンペーパーフロー)	適宜	農水	
車両	移動のほか、通行制限の開始地点を明示するため使用(スピーカーを積載した車両も準備)	適宜	各課	駐車場
トラック	緊急銃猟を実施する際にトラックの荷台から撃ち下ろす場合や捕獲個体を搬出のために必要	1台	土木	
土嚢	バックストップを補強等する場合に必要	適宜	土木	倉庫
原状回復に必要な道具類	ブルーシートや清掃用具等の必要な道具類(デッキブラシ、プラ舟)	適宜	農水	
ビデオカメラ等	緊急銃猟の様子を撮影して記録 ※捕獲者が希望した場合等、捕獲	1台	総務	庁内

	者が了承を得ている場合のみ、市町村の責任のもとに捕獲者が対応した内容を後から証明できるよう実施			
対策本部				
ホワイトボード	必要事項を記載するために使用	1個		庁内
無線機	現場本部との連絡に使用	2個	総務	
ノートパソコン	現場本部との連絡に使用 (Zoom アカウントは政策企画より提供)	1台	農水 (鳥獣被害対策協議会)	
大型モニター	現場本部との連絡に使用 (Zoom)	1台		

(5) 保険の加入

緊急銃猟の実施に伴い、物損や万一の人身事故が生じた場合には、原則として実施主体である江津市が損失の補償・賠償を行う。通常生ずると考えられる物損については、法第34条の6に基づく損失補償の対象となる。また、安全確保措置が講じられていることから、人身事故は発生しないことが前提となるが、万一発生した場合は、国家賠償請求の対象となることが想定される。なお、物損には、緊急銃猟の実施によりクマが暴れたことが原因となる被害も含まれることに注意が必要である。

保険商品を選定する際には、次の観点を踏まえ、補償内容が十分に担保されるものを選定する。

○捕獲者自身が負傷した場合の補償

○第三者に対する賠償責任(物損・人身被害)の補償

江津市はこれらの要件を考慮し、緊急銃猟のリスクに対応可能な保険制度を導入するものとする(詳細は別紙3参照)。

4. クマ出没時の対応

(1) 通報時の対応

①目撃者から聞き取る項目

クマの出没に関する一報が寄せられた際は、目撃者から現場の状況を適切に聞き取る(警察が第一報を受けた場合には、警察からの聴取を実施し、必要に応じて目撃者等から再聴取を行う)。

聞き取り項目は下記の表8のとおりとし、「クマ目撃情報聞き取り表」に記録する(詳細は別紙4参照)。

表8 目撃者から聞き取る項目

項目	詳細
通報者の情報	氏名、連絡先
被害に関する情報	怪我の有無や程度、農作物被害の有無

出没の種類	目撃、痕跡、その他
出没日時	クマを目撃した日時 ※ 同一個体と見られるクマについて目撃者が複数いる場合、全員から聞き取った目撃日時を繋げてクマの進行方向を推測したり、最後の目撃地点から警戒範囲を推測したりする。
出没場所の情報	地区、目印になる路線名や建物等
クマが向かった方向の情報	クマが逸走等した場合には、クマが向かった方向（山野なのか人の日常生活圏なのか）を把握
目撃したクマの情報	頭数（親子）、大きさ、行動等
目撃した人の情報	目撃時の行動、目撃後の対応

②注意喚起

住民への注意喚起は、緊急性に応じて、以下のような方法で実施する。

・防災無線、防災メール、SNS ・広報車、個別訪問

(2) 緊急銃猟に関する計画の調整

①緊急銃猟による捕獲等の選択可否に係る判断

江津市において捕獲によりクマを当該地域から排除する必要があると判断した場合、現場本部にて緊急銃猟を実施できるか検討する。条件を満たす見込みが十分であると判断された場合には、島根県、警察、実施隊と緊急銃猟の実施に関する計画の調整を進める。条件を満たさないと判断された場合には、緊急銃猟によらない方法（追い払い、箱罠による捕獲）により対応する。なお、箱罠で捕獲した場合には、その後の運搬や止めさしの方法に課題がある点に留意が必要である。

②緊急銃猟に関する計画の調整

現場の情報収集の結果などを踏まえ、緊急銃猟の実施が決定されたら、現場又は現場近くにおいて、捕獲者等（実施隊）と捕獲チーム（江津市、島根県、警察）で地図（タブレット等）を見ながら安全確保の方法や発砲の向き等を相談し、緊急銃猟の実施に関する計画を具体的に検討する。

※クマを興奮させ、捕獲者等（実施隊）と捕獲チーム（江津市、島根県、警察）を危険にさらさないために、クマから見えない場所であり、クマが確認でき、緊急な対応が可能な位置で実施する。また、逃走時や攻撃時などの様々なクマの反応を想定して、それぞれのパターンに応じた対応を決めておく。

(3) 都道府県に対する応援の要請

①要請する応援内容

島根県に応援を要請する役割は、以下のア～ウによるものとする。

ア. 銃猟に関する指導、助言

イ. 通行制限、避難等に関する住民の安全確保の補助

ウ. 江津市、警察、実施隊と連携した対応

② 応援の手順

以下のア～ウによるものとする。

ア. ニーズ把握

現場本部と対策本部、島根県、警察、実施隊で通行規制等に必要な人数を決定する。原則応援に関する調整は対策本部が対応し、配置箇所等は現場本部で決定する。

イ. 応援の要請

必要人数が決定したら島根県と調整する。

ウ. 応援業務の開始・状況把握

応援職員が現場に到着してからは、現場本部では応援職員の状況を把握するよう努め、対策本部と随時情報共有する。

(4) 安全を確保するための措置の実施

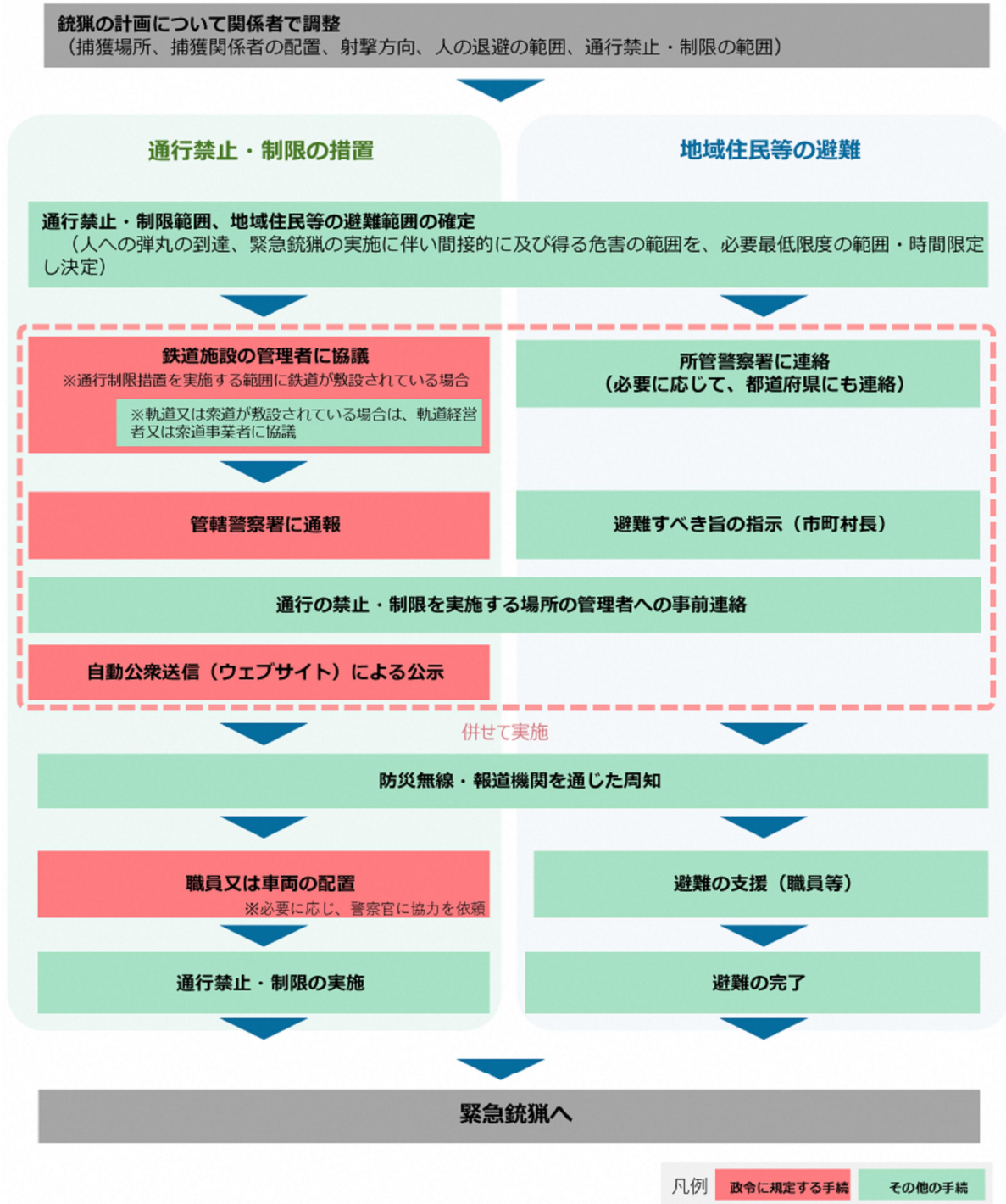


図4 安全確保措置の流れ

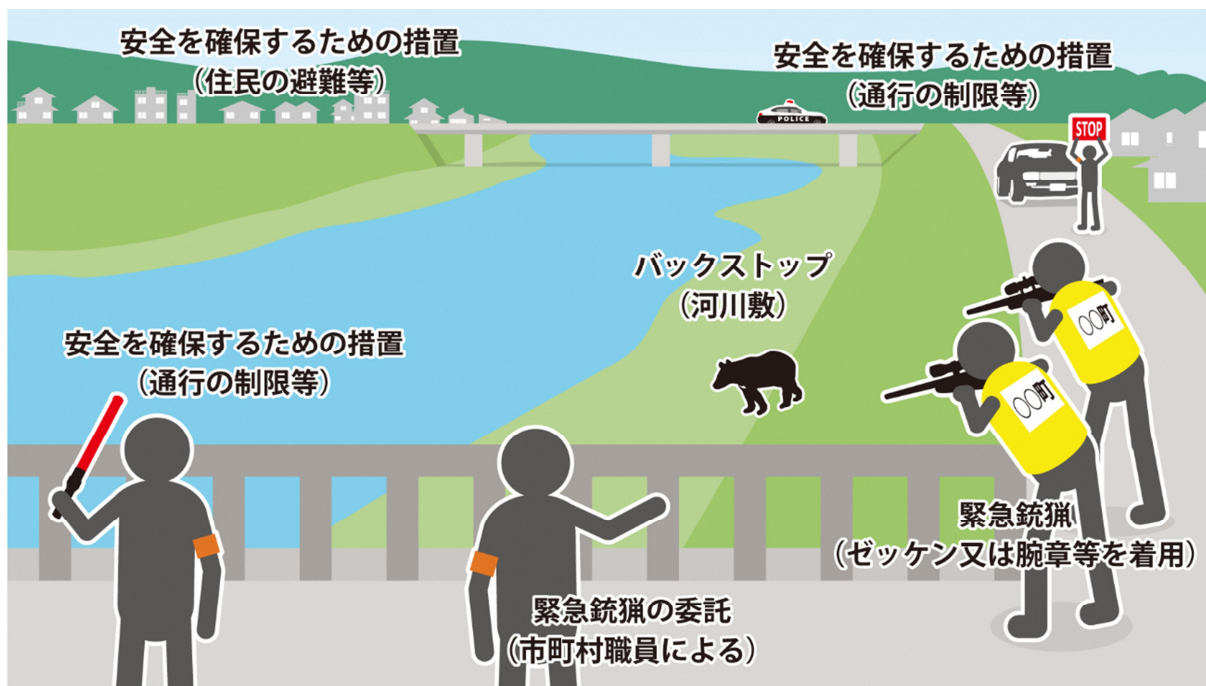


図5 安全確保措置が実施されているイメージ

①通行禁止・制限範囲、地域住民等の避難範囲の確定

ア. 通行禁止・制限範囲の設定

島根県、警察、実施隊と緊急銃猟に関する計画の調整後、江津市が責任者の判断に基づき決定し、江津市が主導して警察に指示する。規制の実施にあたっては、警察の権限に基づきに必要な規制措置を行い速やかに現地の安全を確保する。

イ. 地域住民等の避難

通行禁止・制限範囲にいる者を外へ退避させ、通行禁止区域内に立ち入らないように呼びかける。原則は屋内避難をさせ、屋外に出ないように呼びかけた上で通行禁止・制限を開始する。屋内避難の場合は、跳弾が窓に当たる等により、窓が割れ怪我をする可能性に備え、窓から離れるか、窓のない廊下に避難し、身を守る姿勢をとることが重要である。また、建物の壁の材質や厚さによっては、弾丸が貫通してくる可能性もあるため、この観点からも上記の対応が必要である。射線方向に家屋がある場合に関しては、建物から退避し、安全な場所へ避難することも検討する。

②通行の禁止・制限を実施する場所の管理者等への協議・事前連絡・住民への周知

ア. 協議・連絡先

- ・管轄の警察署への通報
- ・鉄道施設の管理者に協議(鉄道が施設されている場合)
- ・道路管理者への事前連絡

鳥獣保護管理法施行令において通行の禁止・制限をしようとするときは、通行が禁止され、又は制限されるべき場所を管轄する警察署に通報を行わなければならないこととし、また、

当該場所に鉄道が敷設されているときは、鳥獣保護管理法施行令第5条第2項に基づき、警察署への通報前にその施設を管理する者に協議をしなければならないこととしている。政令に規定されていない場合であっても、道路管理者など通行の禁止・制限により当該場所の管理が妨げられることとなる場所の管理者には、事前に通行の禁止・制限の実施について連絡するものとする。

イ. 住民への周知(詳細は別紙5参照)

鳥獣保護管理法施行令第5条第4項に基づき、適当な場所及び一般の供覧に資するように、江津市 HP、防災無線、防災メール、SNS 等で通行制限を行う場所・制限の内容を明示する。現場周辺では広報車のスピーカー等を用いて可能な限り緊急銃猟実施を周辺住民に周知する。

③捕獲関係者の配置・安全確保

捕獲関係者等の安全が確保されるよう、次のとおり必要な措置を講じる。

ア. 対象となるクマとの距離

クマとの必要な距離及び回避場所を確保する。

イ. 捕獲者付近への配置

誤射や跳弾により誤って弾丸が捕獲関係者等に到達するリスクを低減するため、銃猟を実施する付近への人員の配置については、必要最少限とする。

ウ. 捕獲関係者の装備

ヘルメット、盾、クマ撃退スプレー、連絡手段等の装備を配備するよう努める。装備は状況把握の下見や訓練においても徹底して行う。

エ. 捕獲関係者による捕獲者のサポート

現場では、捕獲者がクマの捕獲に集中できるよう、江津市、島根県、警察がサポートする。人の日常生活圏では突発的な部外者の立ち入りなど予測困難な事態が発生する可能性があるため、江津市、島根県、警察、実施隊が連携して、現場対応にあたり、状況判断と対応方針を協議し、関係法令の違反が生じないようにする。

オ. クマを見失った場合の対応方法の検討

クマを見失った場合には、速やかに地域住民への周知を徹底する。

カ. 手負い個体への対応の準備

手負いになったクマは、最終確認地点、移動方向、被弾の状況といった当該個体の状況をできる限り把握し、損傷の程度などの情報を捕獲関係者間で共有する。追い詰められた場合が最も危険なので、地域住民への注意喚起とともに複数で慎重に追跡を行う。損傷が大きい個体の場合は特に物陰等に身を潜める場合があるので追跡の際は特に注意をする。

④安全確保措置の留意点のまとめ

緊急銃猟を実施する場所は屋外だけでなく、屋内もあり得る。状況ごとに留意すべき点は次のとおり。

表9 安全確保措置の状況ごとの留意点

条件	考慮すべき点
屋外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・バックストップの確保 ・跳弾が到達する可能性、クマが興奮して移動する可能性を考慮した通行禁止・制限範囲の設定 ・住宅が近くにある場合は、屋内退避し窓から離れてもらう等の呼びかけを行う ・射線方向にやむを得ず家屋があることが避けられない場合については、弾丸の到達の可能性を考慮し、住居等の安全な場所への避難を検討する。なお、屋外避難する際には安全性を確保するため、車等を利用し、また常にクマの動向に関する情報に留意する ・射線上から引火物や爆発物を外すほか、引火した場合を想定した安全確保を行う
屋内の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・バックストップとなり得る壁の材質の確認する。貫通等の危険性があれば土嚢を用いて補強する。 ・住民等に敷地外への退避と通行制限の実施 弾丸がクマを貫通することが想定される場合は、それぞれの威力（貫通力）を考慮して、建物の背後の確認を行う ・屋内の発砲は特に跳弾のリスクが高いため、盾等を装備する ・暗い室内の場合は、照明を携帯する ・射線上から引火物や爆発物を外すほか、引火した場合を想定した安全確保を行う

(5) 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託

①緊急銃猟を実施させるものの要件を満たしていることの確認

緊急銃猟を実施させる者の要件の該当の有無は別添現場ワンペーパーフローにより確認を行う。チェックシートには、緊急銃猟を実施させる者の署名を求める。

②腕章の受け渡し等の方法

緊急銃猟を実施する者は、江津市から実施前に腕章を捕獲者に渡し、着用させることで初めて緊急銃猟が実施可能となる。緊急銃猟を実施する判断や捕獲者への指示又は委託をする判断を行っていない段階（例：安全確保が完了していない段階）に腕章を渡すことは避ける。腕章は、緊急銃猟を実施する者の人数分必要となる。確実な捕獲のため、第一矢がクマに命中しない場合には直ちに第二矢を放つ体制を確保する場合が考えられるが、このような場合には、同時に2名に腕章を渡す。クマが移動した場合等で緊急銃猟の条件を満たせずやりなおす場合には、腕章を回収し再度緊急銃猟ができる条件が整った際に改めて付与する。

③留意点の伝達方法

緊急銃猟の実施にあつては、以下の情報を捕獲者に伝達する。

ア. 緊急銃猟を実施する場所、射線方向

イ. 緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱（危険物や引火物を取り扱う工場や施設）に関する情報

ウ. できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報や銃猟の対象と

なるクマに関する情報等

エ. 緊急銃猟の条件が整わなくなった場合等(例:クマの移動等)に緊急銃猟を中止する場合の方法(ジェスチャーやかけ声等)等

④警察官職務執行法第4条に関すること

緊急銃猟を実施する上で、江津市から腕章を付与し発砲までの間でクマが予測不能の動きをし、江津市が緊急銃猟中止の判断後等に、クマが周辺の関係者等を襲撃する可能性を考慮し、捕獲者に警察も同行する。

⑤動画撮影について

捕獲者から動画撮影の了承を得られた場合は、緊急銃猟を適正に実施していることを証明するため動画撮影を開始する。

⑥外部への委託に係る報酬等について

捕獲者及び捕獲をサポート、監視する者に対する報酬等は、江津市有害鳥獣捕獲事業費補助金交付要綱に定めるものとする。

(6) 緊急銃猟のための土地の立入等

緊急銃猟は私有地や障害物等がある場所で行われることも想定される。基本的に地権者と調整したうえで立ち入ることが望ましいが、緊急時にはそれによらず対応できるようにするため、法第34条の3では、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をしたクマの適切な処理をするために必要な限度において、土地の立入りや障害物の除去ができる規定となっている。なお、該当する者は、全員が職員証を携帯する(緊急銃猟を実施する者の腕章とは別の物とする)。

(7) 原状回復、安全を確保する措置の解除

緊急銃猟の実施が終了したら、捕獲個体の生死等を安全確認後、安全を確保する措置(通行禁止・制限の措置、地域住民の避難)の解除を行う。安全確認は個体の状態や、跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無の確認を島根県、実施隊で行う。また、報告のために写真を撮影する。確認が終わり次第、通行制限を含む安全確保措置を解除する。安全確保措置の解除の方法は、措置を講じた際の手順にならない行方。

(8) 損失補償手続

損失の補償を受けようとする者は、緊急銃猟の実施権者である江津市にその請求を行うこととなっている。江津市は、緊急銃猟により損失が発生した場合は被害を受けた者より、請求者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)、補償請求の理由、補償請求額の総額及びその内訳その他必要な書類を受理する。損失に対する補償の要否及び補償額については、請求を受けた江津市が審査、決定し、請求者に対し通知しなければならない。

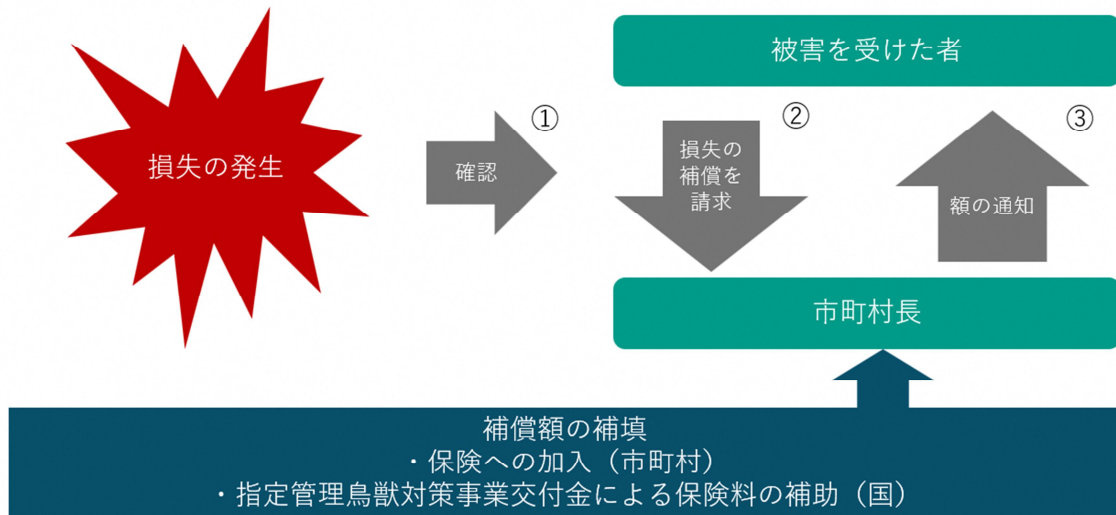


図6 損失補償の流れ

○緊急銃猟実施体制

対策本部(15名)		
江津市		
	担当	人数
責任者	市長	1
補佐	副市長	1
統括	危機管理監	1
内部調整	総務課長	1
HP等での周知、現場本部と対策本部を繋ぐ機器等の調整	総務課	1
マスコミ対応	総務課	1
関係機関への連絡、応援対応等の調整、土地の立ち入りに関すること	各部門参事	7
緊急銃猟を熟知している者	有害鳥獣担当係長	1
江津警察署とのリエゾン	警察職員	1

現場本部						
江津市(農林5名、経済部門5名、建設部門4名、総務部門1名)			警察(7名)		島根県(4名)	
	担当	人数		人数		人数
責任者	農林水産課長	1	緊急銃猟に関する協議	1	緊急銃猟に関する協議	1
補佐	農林水産課補佐	1	現地本部運営の補佐	1	現地本部運営の補佐	1
統括	担当者	1				
対策本部との調整	経済部門	1				
物品等の運搬、土地の管理者等と調整、原状回復を行う者	農林水産課	2				
緊急銃猟実施者(サポートも含む)	実施隊(捕獲者3+サポート1)	4				
捕獲チーム	農林水産課	3(兼務)		2(兼務)		2
記録者	総務部門	1				
通行制限を行う者(最大4路線の封鎖を想定)	建設部門	4		4		
避難誘導(※警察車両1台、スピーカーが搭載された市公用車での広報、その他は徒歩にて誘導を想定)	経済部門	4		1		

○緊急銃猟必要物品

対策本部(15名)		
江津市		
	担当	人数
責任者	市長	1
補佐	副市長	1
統括	危機管理監	1
内部調整	総務課長	1
HP等での周知、現場本部と対策本部を繋ぐ機器等の調整	総務課	1
マスコミ対応	総務課	1
関係機関への連絡、応援対応等の調整、土地の立ち入りに関する事	各部門参事	7
緊急銃猟を熟知している者	有害鳥獣担当係長	1
江津警察署とのリエゾン	警察職員	1

物品
・ ホワイトボード
・ 無線機
・ HP情報発信原稿
・ LINEの原稿
・ 無線の原稿
・ ノートパソコン
・ 大型モニター

江津市(農林5名、経済部門5名、建設部門4名、総務部門1名)		
	担当	人数
責任者	農林水産課長	1
補佐	農林水産課補佐	1
統括	担当者	1
対策本部との調整	経済部門	1
物品等の運搬、土地の管理者等と調整、原状回復を行う者	農林水産課	2
緊急銃猟実施者(サポートも含む)	実施隊(捕獲者3+サポート)	4
捕獲チーム	農林水産課	3(兼務)
記録者	総務部門	1
通行制限を行う者(最大4路線の封鎖を想定)	建設部門	4
避難誘導(※警察車両1台、スピーカーが搭載された市公用車での広報、その他は徒歩にて誘導を想定)	経済部門	4

物品
・ 車(複数台、スピーカーが搭載された車も)
・ 2tダンプ
・ 無線機(複数台)
・ 盾、プロテクター、防刃ベスト
・ 腕章
・ 双眼鏡、ライト2個
・ タブレット複数台(農業委員会)
・ ゼッケン(交通管制班、避難誘導班)
・ プラ船、誘導灯、拡声器、距離計測器、サーモカメラ、クマスプレー、ブルーシート、デッキブラシ

江津市緊急銃猟に係る緊急連絡先一覧

- 江津警察署：0855-52-0110
- 西部農林水産振興センター：0855-29-5604
- 西部農林水産振興センター公用携帯：090-2094-4574
- JR 西日本米子安全推進室：0859-32-8060
- 浜田河川国道事務所：0855-27-1133
(山陰道無料区間、国道9号)
- NEXCO 西日本中国支社道路管制センター：082-879-5866
- 浜田県土整備事務所維持管理部管理課：0855-29-5687
(時間外) 090-2292-8903
(県道、国道261号、国道186号)
- 浜田市農林振興課：0855-25-9510
- 大田市農林水産課：0854-83-8083
- 川本町産業振興課：0855-72-0636
- 県庁鳥獣対策室：0852-22-5160

緊急銃猟における事故時の対応表

別紙3

実施者	本人の負傷	
	賠償責任(根拠)	保険名称
現場職員	市(地方公務員災害補償法)	(地方公務員災害補償)※1
捕獲者	市(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)	保険はないが左記の条例に基づき市が補償する※1

※1 限度額なし。最先端治療は対象とならない等があり、個別の症状、病院等の調整で額が決まる。

実施者	人身事故	
	賠償責任(根拠)	保険名称
現場職員	市(国家賠償法)	市民総合賠償保障保険※2
捕獲者	市(国家賠償法)	市民総合賠償保障保険※2

※2 上限1億円/1名。1事故における保険上限は10億円。追い詰める等によってクマの捕獲で物が壊れた等は補償外

実施者	物損事故	
	賠償責任(根拠)	保険名称
現場職員	市(鳥獣保護法)	緊急銃猟時補償費用保険※3
捕獲者	市(鳥獣保護法)	緊急銃猟時補償費用保険※3

※3 1事故あたりかつ保険期間中限度額3,000万円

無線放送依頼書

別紙5

総務課				放送依頼主管課		
課長	主査	係長	合議	課長	係長	合議
依頼者		所属： 氏名： (内線)				
件名		緊急銃猟実施に関する注意喚起について				
<p>こちらは、「ぼうさいごうつし」です。 []から「銃器を使用したクマの捕獲に関する注意喚起」についてお知らせします。</p> <p>令和〇年〇月〇日(〇曜日)〇時頃より、〇〇町の〇〇交差点の周囲において、出没したクマの捕獲などのため、通行制限を行います。クマ及び銃器を使用した捕獲による危険があるため、近づかないよう、お願いいたします。</p> <p>※繰り返します</p> <p>※該当地区は屋外スピーカーも使用すること</p>						
放送区分・放送希望日 (定時・臨時のいずれかに希望日を記入)				放送種別 (希望する区域を○で囲む)		
定時		○臨時		全市一括 江津一括 桜江一括		
月 日 朝・夜 月 日 朝・夜		月 日		○郡 別(地区を指定) ↓ (波積 黒松 都治 後地 浅利 松川 川平 金田 渡津 江津 島の星 嘉久志 和木 都野津 二宮 敬川 波子 跡市 有福温泉 長谷 市山 川戸 谷住郷 川越)		

※原稿は、そのまま放送できるよう日時・場所をはっきりと、用件は端的・明瞭に作成すること。
 人名・地名・固有名詞はふりがなを表記すること。

放送担当者処理欄

放送担当者氏名	放送日時		放送記録整理番号
	(定時)	(臨時)	
	月 日	朝・夜	:
	月 日	朝・夜	:

LINE配信内容

別紙5

依頼者	所属： _____ 氏名： _____ (内線)
件名	緊急銃猟実施に関する注意喚起について
<p>令和〇年〇月〇日 (〇) 〇時頃より、〇〇町の〇〇交差点の周囲において、出没したクマの捕獲等のため、通行制限を行います。クマ及び銃猟による危険があるため、近づかないよう、お願いいたします。</p> <p>【問い合わせ先】</p> <p>電話： _____</p> <p>画像添付 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/></p>	
セグメント (希望するセグメントに <input checked="" type="checkbox"/>)	<input checked="" type="checkbox"/> すべて希望 <input type="checkbox"/> 防災メール <input type="checkbox"/> 子育て <input type="checkbox"/> 教育・学校 <input type="checkbox"/> 環境・ごみ <input type="checkbox"/> 移住・定住 <input type="checkbox"/> 広報かわらばん <input type="checkbox"/> イベント <input type="checkbox"/> 行政情報 <input type="checkbox"/> 仕事 <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> 健康
	<p>配信日時 (希望する日時に<input checked="" type="checkbox"/>)</p> <p>月 日 () <input type="checkbox"/>定時 午後 時 <input checked="" type="checkbox"/>臨時 _____ 時</p>

【処理欄】

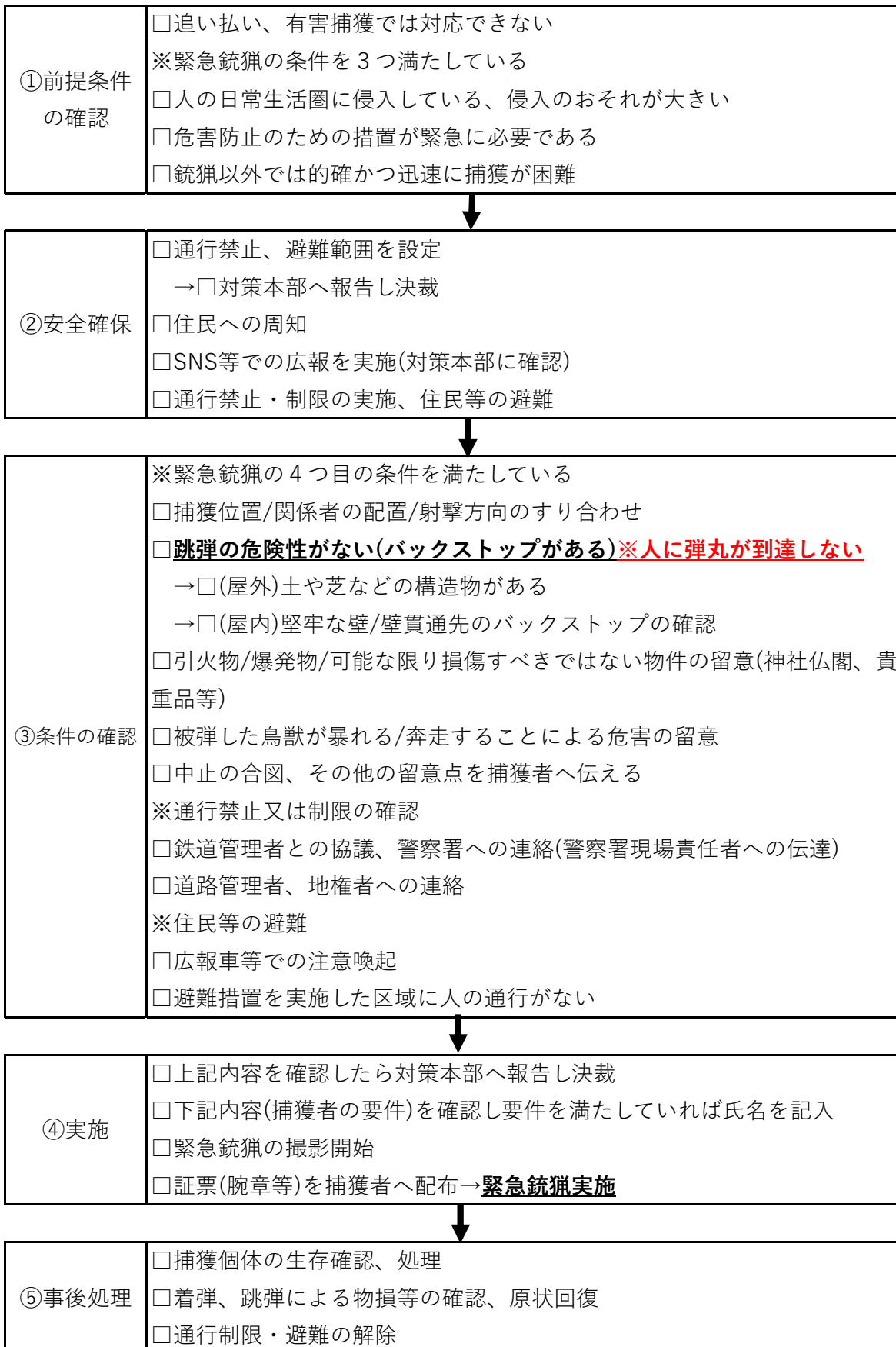
処理日 月 日
 配信日 月 日 午前・午後 時
 予約・即時
 配信対象者数 人

※配信希望日の1週間前までに総務課広聴広報係へガルーンで提出してください。

令和○年○月○日（○曜日）○時頃より、○○町の○○交差点の周囲において、出没したクマの捕獲のため、通行制限及び屋内避難措置を行っています。クマ及び銃器を使用した捕獲による危険があるため、建物から出ないようにし、窓ガラス等に近づかないようお願いいたします。

※繰り返しアナウンスすること

○緊急銃猟対応フロー



捕獲者の要件： 第一種銃猟免許を受けた者 過去1年以内に2回以上の銃猟又は射撃練習をしている
 過去3年以内に使用する銃と同種の銃でクマ、イノシシ、ニホンジカのいずれかを捕獲した経験がある

年 月 日 氏 名

江津市水道事業経営戦略

団 体 名	： 江津市
事 業 名	： 江津市水道事業
策 定 日	： 平成 29 年 3 月
改 定 日	： 令和 8 年 3 月
計 画 期 間	： 令和 8 年度 ～ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 35 年 7 月	計画給水人口	22,200 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	全部適用	現在給水人口	19,885 人
		有収水量密度	0.35 千m ³ /ha

② 施設

水 源	江津地域・・・島根県企業局江の川水道用水供給事業からの受水 桜江地域・・・地下水(自己水源)		
施 設 数	浄水場設置数	4	管 路 延 長 404.34 千m
	配水池設置数	30	
最 大 給 水 量	9,130 m ³ /日		施 設 利 用 率 74.9 %

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	用途別、口径別以外の料金体系である。 基本水量付段階別増基本料金＋単一従量料金である。 基本水量は7m ³ /月。 基本料金は、使用水量7m ³ /月までが1,540円、8～40m ³ /月が1,804円、41～100m ³ が3,124円、101m ³ 以上が5,302円。 従量料金は、基本水量を超えた使用水量1m ³ 当り231円。 資産維持費は算定していない。		
料金改定年月日 (消費税率変更に伴う改定は除く)	平成 26 年 4 月 1 日		

④ 組織

水道事業を運営するために水道課を設置している。 令和8年3月31日現在の職員数は11人。年齢構成は下表のとおり。

	20～25才	26～30才	31～35才	36～40才	41～45才	46～50才	51～55才	56～60才	61才～
事務職		1人	1人	1人	1人	1人	1人		
技術職		1人	1人		1人		1人	1人	

(2) 経営比較分析表を活用した現状分析

【令和6年度決算に基づく経営比較分析表を活用した現状分析】

＜経常収支比率＝経常収益÷経常費用×100＞

107.20%で、類似団体平均値を上回っているが、全国平均値は下回っている。

＜累積欠損金比率＝当年度未処理欠損金÷(営業収益－受託工事収益)＞

欠損金は発生していない。

＜流動比率＝流動資産÷流動負債×100＞

143.54%で、類似団体平均値及び全国平均値を下回っているが、100%を超えており、短期債務に対する支払能力はあると言える。

＜企業債残高対給水収益比率＝企業債現在高合計÷給水収益＞

539.93%で、平成29年度の桜江簡水統合により比率は上昇したものの、統合時604.72%から確実に減少しており、今後計画している更新事業の財源に企業債収入を充てても、計画期間中に単年度の借入額が償還額を上回る可能性は低いので、当該指標値はさらに低下する見込みである。

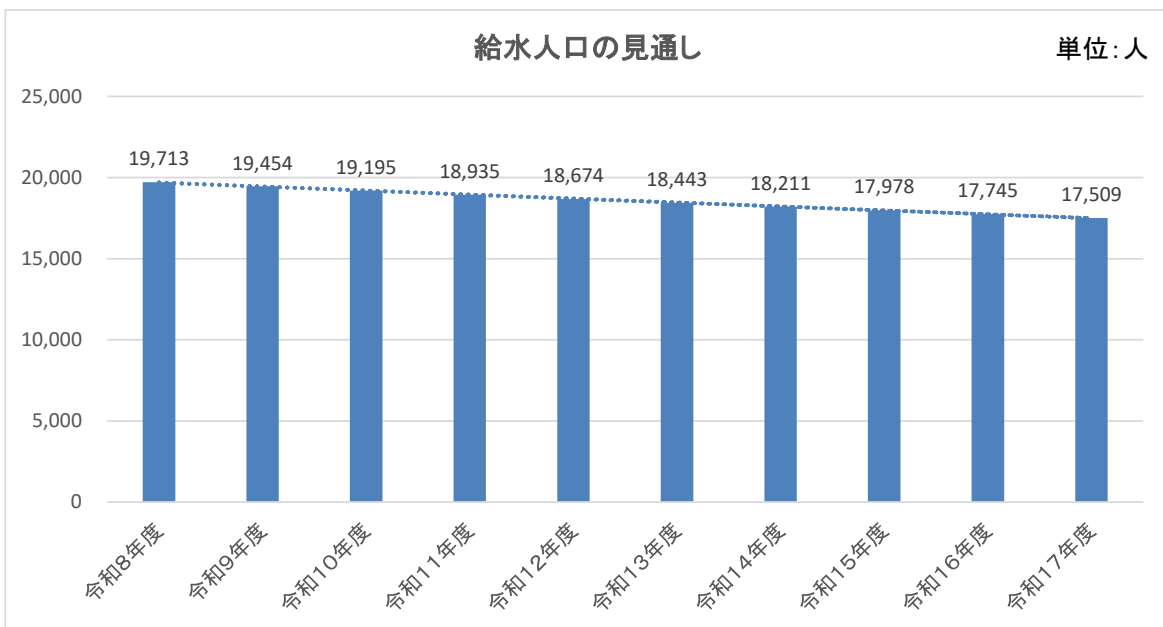
＜料金回収率＝供給単価÷給水原価＞

87.77%で、経常収支比率が100%を超えていることと併せ考えると、一般会計からの繰入に依存していることがわかる。

2. 将来の事業環境

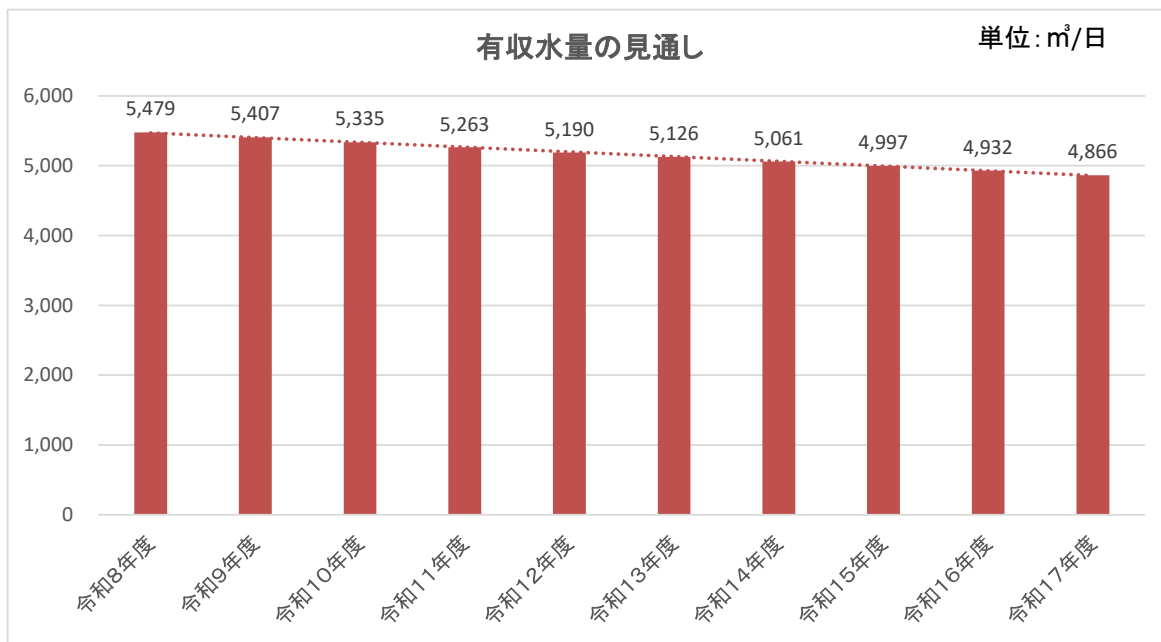
(1) 給水人口の予測

- ・ 計画当初に引き続き、将来推計人口は、「江津市人口ビジョン」の推計値を採用した。
- ・ 将来推計人口を推計し、これに令和6年度の給水普及率を乗じて将来給水人口を算出した。
- ・ これらの推計の結果、令和17年度における推計給水人口は17,509人となり、令和6年度末給水人口19,885人に対して、88.1%となる見込みである。少子高齢化や転出の増加により、人口減少が進んでおり、今後も給水人口は減少傾向となる見通しである。



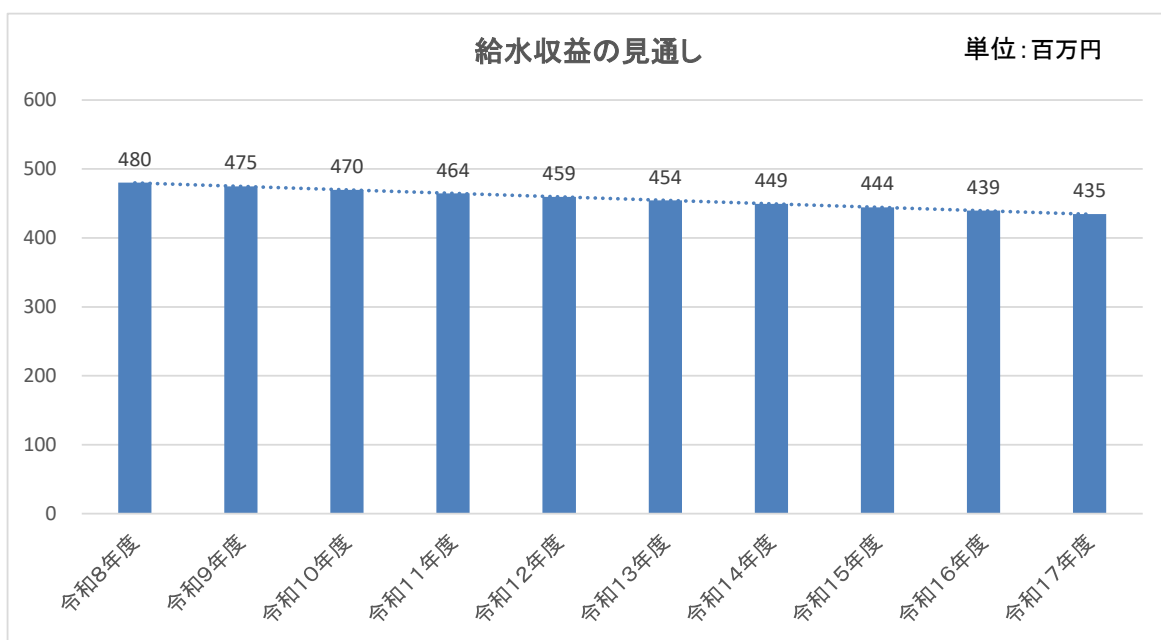
(2) 水需要の予測

- 水需要の予測は、令和2年度から令和6年度までの実績値に基づく時系列傾向分析を行い、1日当たり推計有収水量を算出した。
- これらの推計の結果、令和17年度における1日当たり有収水量は4,866 m^3 となり、令和6年度実績5,673 m^3 の85.8%となる見込みである。給水人口の減少や節水機器の普及等により、今後も有収水量は減少するものと予測される。



(3) 給水収益の見通し

- 給水収益の将来推計は、給水戸数の減少率を0.8%、有収水量の減少率を1.3%とし、それらの減少率を水道料金の基本料金部分(4割)と従量料金部分(6割)にそれぞれ乗じ算出した。
- 供給単価は、令和2年度から令和6年度の実績から平均値を出し、計画期間中変わらないものとした。
- この推計の結果、令和17年度の推計給水収益は、令和6年度実績に対して、約6,100万円の減、87.8%となる見込みである。今後も給水人口減少を抑えることは難しく、給水収益は減少するものと予測される。

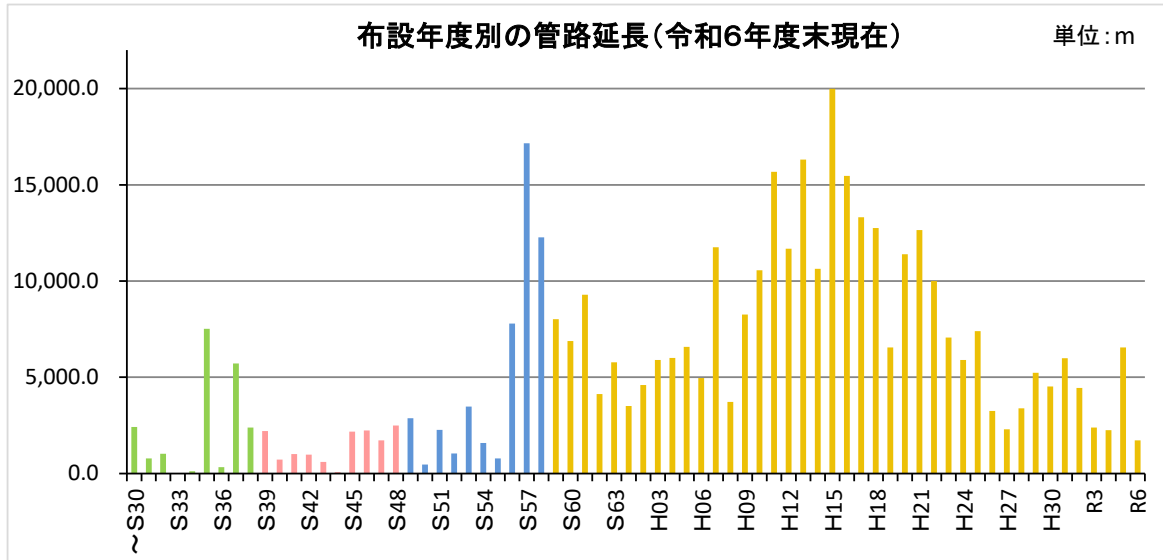


(4) 施設の見通し

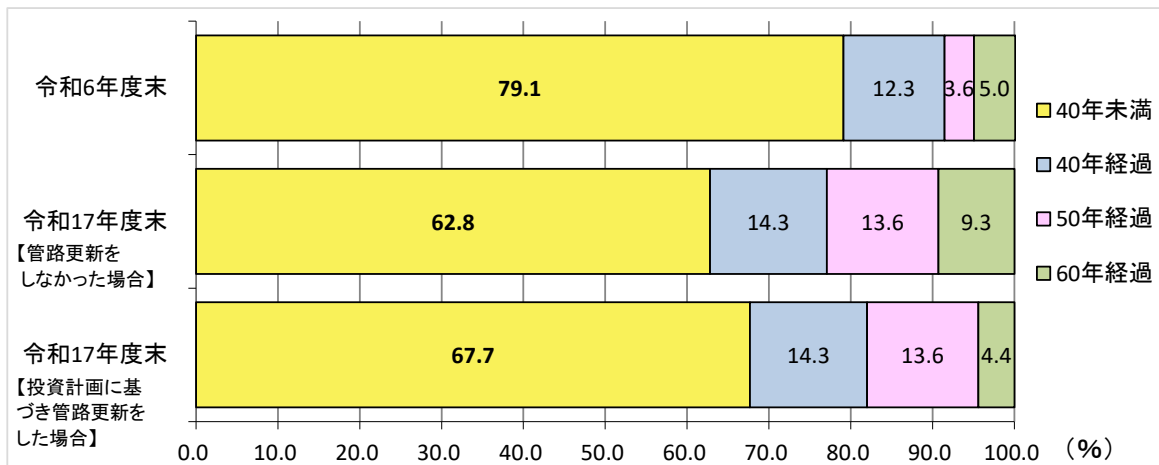
令和6年度末時点の、管路の総延長に対する40年経過管の割合は20.9%、50年経過管の割合は8.6%、60年経過管の割合は5.0%である。

計画期間の最終年度である令和17年度までまったく管路更新をしなかった場合には、40年経過管の割合は、37.2%、50年経過管の割合は、22.9%、60年経過管の割合は、9.3%まで増加する。(令和7年度中の更新は織り込んでいない。管路総延長が変わらないものと想定。)

今後も、経年管及び老朽管の布設替えや公共工事の施工に伴う配水管支障移転工事による布設替えの状況、漏水多発箇所及び基幹管路の耐震化の状況等を踏まえ、将来の更新需要を的確に把握し、計画的に管路更新を行う必要がある。



配水管経年比率



(5) 組織の見通し

施設設備の適正な維持管理と水質の保全を行い、将来にわたって安全・安心で安定的な飲料水の供給を持続するためには、日常業務はもちろん、災害時等に迅速に対応できる組織構築が望まれるが、技術職員の不足により、技術力の確保や技術の継承に課題を抱えている。また、今後も厳しい経営環境が続く中、経営の安定化のためには、企業会計に精通した職員の確保と育成も重要な課題である。

3. 経営の基本方針

- ・ 施設設備の適切な管理に加え、老朽施設の更新を計画的に行うことにより、安全で安心な飲料水を安定的に供給する。
- ・ 経常的経費及び投資経費を確保するため、経費の節減に努めるとともに、必要な財源の確保に努める。

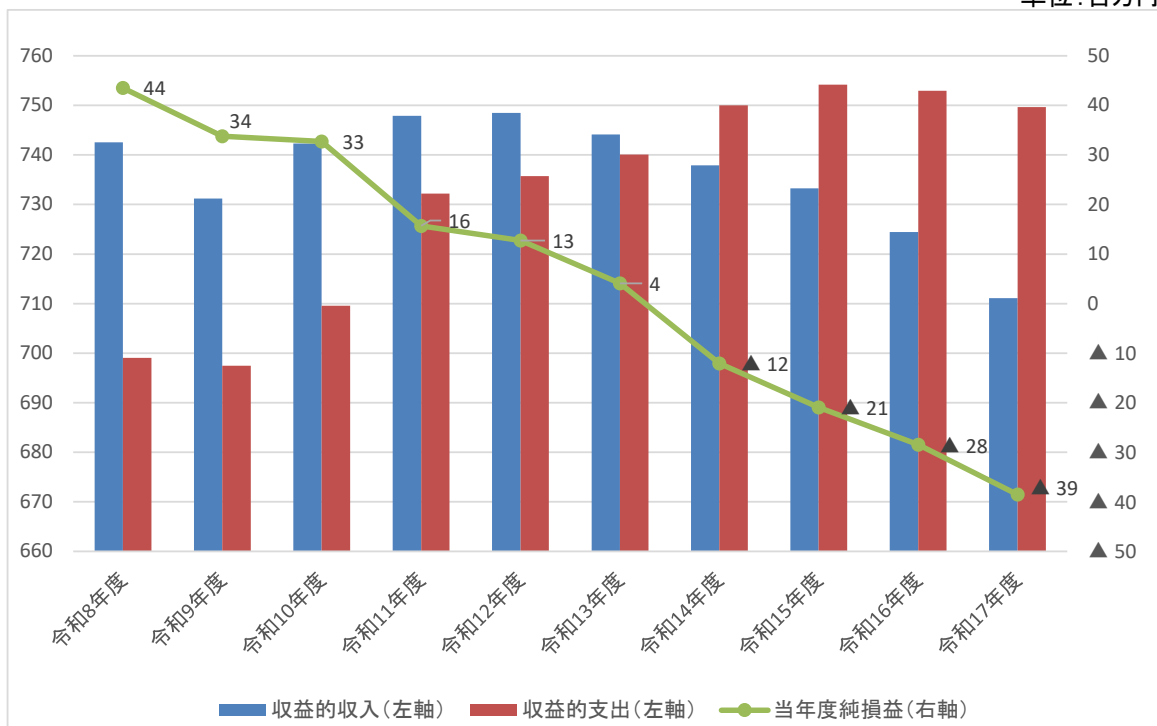
4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 詳細は別紙のとおり

- ・ 収益的収支は、受水費の高騰等により、令和14年度には収益的支出が収益的収入を上回る見込みである。
- ・ 当年度純損益は、令和13年度までは黒字を維持するが、令和14年度以降は赤字に転じ、将来的にも赤字が続くことが予想される。収益的収入の大半を占めている給水収益は、給水人口・給水量減少に伴い減収傾向の見通しである。現状のままだと収益的支出額を賄うことは厳しく、料金改定等による収益の確保が必要となってくる。

収益的収支・当年度純損益の推移

単位:百万円



(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

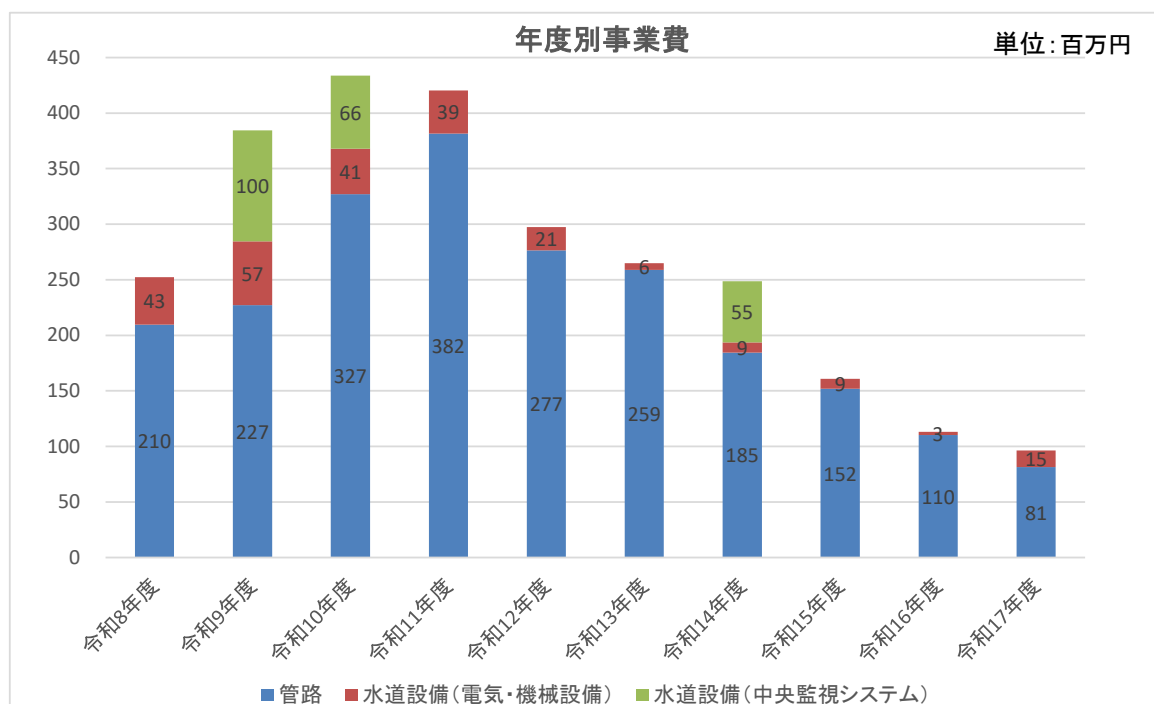
① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・ 基幹管路耐震適合率:50%
-----	-----------------

・ 管路については、布設後60年を経過した管路や漏水が多発している路線、災害時に避難拠点としている施設等の重要度の高い管路の耐震化を優先して更新を実施する。同時に他の公共工事の施工に伴う配水管支障移転工事に併せて管路の更新を実施する。

・ 腐食の著しい橋梁添架管や水管橋の更新を実施する。

・ 設備については、江津・桜江地域の中央監視システムを更新し、各施設にある電気・機械設備については適切な更新周期に基づいて順次実施する。



② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収支比率:100%以上 ・ 流動比率:200%以上 ・ 企業債残高対給水収益比率:400%以下
-----	---

・ 給水収益については、現行の料金水準を変更しないものとして試算している。(将来の水需要予測に基づく給水収益の減少は反映している。)

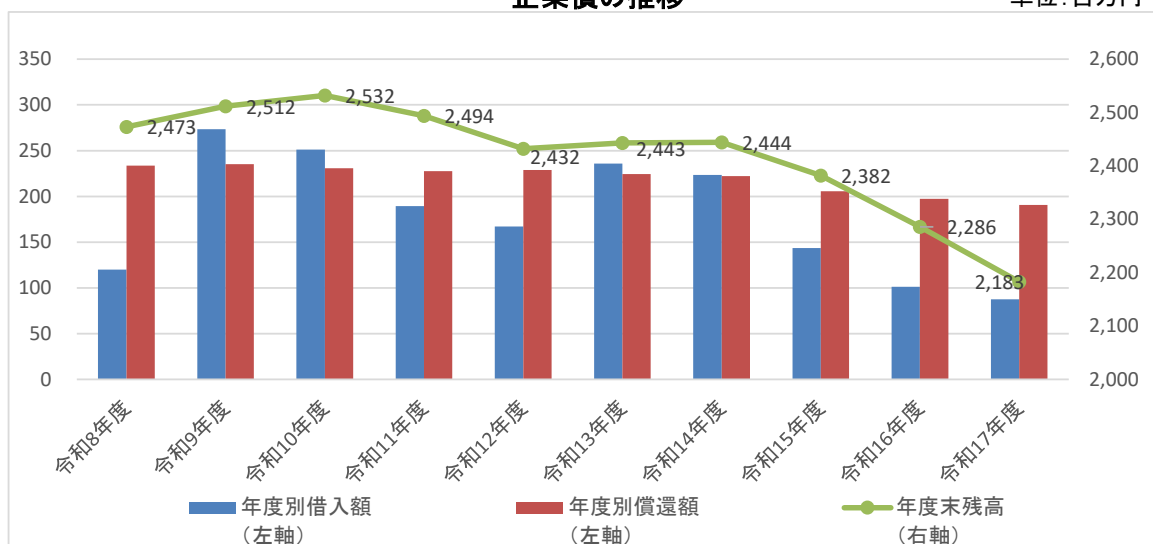
・ 投資計画に計上した事業費については、その90%相当額を企業債収入で財源充当する。また、過疎債、辺地債といった有利な財源を優先的に確保し、過度に将来世代に負担を先送りしないよう企業債を発行する。

・ 繰入金については、「公営企業繰出基準」による基準内繰入を基本としつつ、過去行った給水区域の拡張事業に伴う採算性の低い地域に係る経費の一部等について、一定のルールの下で繰入を行う。

・ 令和12年度まで水道管路耐震化事業費の一部について、一般会計出資金(国の財政措置あり。)により、当該事業の財源とする。

企業債の推移

単位:百万円



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・ 委託料は、対前年度比1%増の金額を積み上げた額を計上した。

・ 修繕費は、近年の動向を加味し、対前年度比1.5%増の金額を積み上げた額を計上した。

・ 動力費は、令和8年度から令和11年度までは同額としている。令和12年度より松川町長良地区から桜江浄水場までを連絡管で繋ぐ予定にしており、それに伴う桜江浄水場の取水及び浄水施設の休止により、動力費の削減が見込まれる。

・ 職員給与費は、対前年度比1%を加算した額を、各年度の額として計上した。

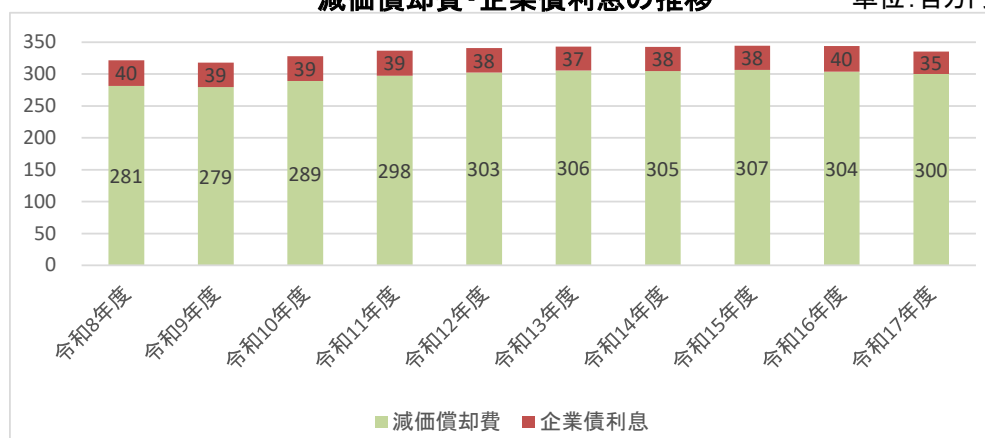
・ 受水費は、島根県企業局の試算を基に計上した。

・ 減価償却費は、現有固定資産の減価償却費の額に、取得する固定資産の種別に応じた耐用年数により算出した額を加算した額を計上した。

・ 支払利息については、既発債に係る額に、新発債について資産の耐用年数に応じた償還年数、利率、元金均等償還で算出した額を加えた額を計上した。

減価償却費・企業債利息の推移

単位:百万円



(3) 投資・財政計画(収支計画)に反映している取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

・管路の更新については、道路改良工事や河川改修工事等公共工事の施工に伴う配水管の支障移転工事が大きな比重を占めているが、将来計画の把握には限界があるので、これらの事業の将来計画を把握した時点で、随時投資計画に反映させていく。
・管路の耐震化は、災害時拠点病院等の重要給水施設への配水経路を優先的に行う。
・施設設備の更新については、施設台帳に基づいて投資計画に反映させていくとともに、将来の水需要予測を勘案したダウンサイジング、スペックダウンの可否を検討し、更新費用の圧縮を図る。

② 財源についての検討状況等

今後給水人口の減少、給水収益の減少が進む中で、施設の更新に要する財源を確保することが困難になってくることが予想されるため、投資所要額(更新需要)と投資可能額(財源)のギャップを埋める方策を検討する。

投資計画を反映した総括原価に基づく料金の算定と、料金体系見直しの検討もあわせて行う。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

江津地域においては、浄水の全量を島根県企業局が運営する江の川水道用水供給事業から受水している。当該事業への本市の参画水量は17,500m³/日となっている中、令和2年度から令和6年度までの1日平均配水量は6,237m³/日という状況である。

このことから、当該事業が施設の更新を行う場合には、将来水需要と災害時リスクの両面を勘案し、ダウンサイジング、スペックダウンも視野に入れたものとするよう、県企業局及び他の受水団体と十分に協議し、受水費増高の抑制を図る。また、現在、令和12年度から松川町長良地区から桜江浄水場までを連絡管で繋ぐ事業を計画している。それにより江の川水道用水供給事業による参画水量の有効利用が見込まれる。一方、桜江浄水場の取水及び浄水施設の休止により、施設の維持管理費削減にも繋がるため、計画的に事業を進めていく。

5. 水道事業の広域化に関する事項

全国の水道事業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い、急速に厳しさを増している。こうした中、住民生活に必要な不可欠なライフラインとして水道事業の持続的な経営を確保していくため、市町村の区域を超えた広域化の推進が求められている。これを受け、島根県では、県と市町村で組織する「島根県水道事業の連携に関する検討会」において令和5年3月に「島根県水道広域化プラン」を策定した。このプランにより、県内水道の基盤強化を図り、将来にわたって安全・安心な水道を供給していくため、広域化に向けて検討を行うことになった。

島根県では県内での経営の一体化に向け、令和5年4月に「島根県水道広域化推進協議会」を設置した。本市においてもこの協議会に参加し、広域化の検討を進めている。

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

令和8年度以降毎年度、実績と「投資・財政計画」との比較検証を行い、実績と計画に大きな乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行う。

また、概ね5年ごとに計画終期の延長を行い、常に中長期的な将来展望を把握するように努める。

投資・財政計画（収支計画）

(単位:千円)

年 度		R6年度 (決算)	R7年度 (決算見込)	R8年度 (推計)	R9年度 (推計)	R10年度 (推計)	R11年度 (推計)	R12年度 (推計)	R13年度 (推計)	R14年度 (推計)	R15年度 (推計)	R16年度 (推計)	R17年度 (推計)
区 分	1. 営 業 収 益 (A)	496,382	487,394	482,621	476,859	472,036	466,870	461,761	456,708	451,711	446,769	441,881	437,047
	(1) 料 金 収 入 (A)	495,223	485,481	480,141	474,859	469,636	464,470	459,361	454,308	449,311	444,369	439,481	434,647
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	1,159	1,913	2,480	2,000	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	2. 営 業 外 収 益	292,166	278,807	259,929	254,330	270,270	281,044	286,715	287,433	286,198	286,513	282,563	274,079
	(1) 補 助 金	97,522	94,309	83,452	76,162	80,406	87,539	92,679	93,674	92,511	92,703	94,461	90,292
	他 会 計 補 助 金	97,522	94,309	83,452	76,162	80,406	87,539	92,679	93,674	92,511	92,703	94,461	90,292
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	171,389	162,183	155,361	154,281	161,200	164,841	165,372	165,095	165,023	165,146	159,438	155,123
	(3) そ の 他	23,255	22,315	21,116	23,887	28,664	28,664	28,664	28,664	28,664	28,664	28,664	28,664
	収 入 計 (C)	788,548	766,201	742,550	731,189	742,306	747,914	748,476	744,141	737,909	733,282	724,444	711,126
	1. 営 業 費 用	687,165	677,198	658,616	658,888	670,734	693,030	697,270	702,612	712,230	716,250	715,945	714,248
	(1) 職 員 給 与 費	48,684	53,348	53,881	54,420	54,965	55,514	56,069	56,630	57,197	57,769	58,346	58,929
基 本 給	25,051	26,530	26,795	27,063	27,334	27,607	27,883	28,162	28,444	28,728	29,015	29,305	
そ の 他	23,633	26,818	27,086	27,357	27,631	27,907	28,186	28,468	28,753	29,041	29,331	29,624	
(2) 経 費	334,290	338,224	323,383	325,023	326,672	339,887	338,618	340,293	350,239	351,931	353,632	355,343	
受 水 費	198,156	196,705	180,179	180,179	180,179	191,737	191,737	191,737	200,000	200,000	200,000	200,000	
動 力 費	9,088	9,446	9,334	9,334	9,334	9,334	6,398	6,398	6,398	6,398	6,398	6,398	
修 繕 費	41,770	40,755	41,292	41,829	42,366	42,903	43,440	43,977	44,514	45,051	45,588	46,125	
材 料 費	1,670	1,273	1,273	1,286	1,299	1,312	1,325	1,338	1,351	1,365	1,379	1,393	
そ の 他	83,606	90,045	91,305	92,395	93,494	94,601	95,718	96,843	97,976	99,117	100,267	101,427	
(3) 減 価 償 却 費	304,191	285,626	281,352	279,445	289,097	297,629	302,583	305,689	304,794	306,550	303,967	299,976	
2. 営 業 外 費 用	48,433	40,551	40,425	38,552	38,863	39,181	38,482	37,447	37,773	37,956	36,981	35,417	
(1) 支 払 利 息	42,833	40,521	40,400	38,527	38,838	39,156	38,457	37,422	37,748	37,931	36,956	35,392	
(2) そ の 他	5,600	30	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	
支 出 計 (D)	735,598	717,749	699,041	697,440	709,597	732,211	735,752	740,059	750,003	754,206	752,926	749,665	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	52,950	48,452	43,509	33,749	32,709	15,703	12,724	4,082	▲ 12,094	▲ 20,924	▲ 28,482	▲ 38,539	
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	52,950	48,452	43,509	33,749	32,709	15,703	12,724	4,082	▲ 12,094	▲ 20,924	▲ 28,482	▲ 38,539	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	859,813	908,265	951,774	985,523	1,018,232	1,033,935	1,046,659	1,050,741	1,038,647	1,017,723	989,241	950,702	
流 動 資 産 (J)	517,859	348,100	314,581	301,956	280,260	251,506	223,758	198,928	156,187	114,691	77,103	37,072	
う ち 未 収 金	31,705												
流 動 負 債 (K)	360,776	261,692	264,330	226,127	227,624	228,874	224,536	222,078	205,747	197,496	190,594	158,077	
う ち 一 時 借 入 金													
う ち 未 払 金	104,324												
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 19 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	496,382	487,394	482,621	476,859	472,036	466,870	461,761	456,708	451,711	446,769	441,881	437,047	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 額 の 比 率 (L) / (M) × 100 (N)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 業 務 模 式 (P)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 (N) / (P) × 100 (Q)													

年度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
区分		(決算)	(決算見込)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)
資本的収入	1. 企業債	98,800	148,700	120,000	273,500	251,100	189,400	167,100	235,700	223,300	143,400	101,200	87,600
	2. 他会計出資金	0	43,185	28,005	50,881	87,841	98,570	75,206	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	69,702	73,667	76,204	80,099	86,583	88,919	95,251	94,262	91,402	83,619	83,920	84,529
	4. 他会計負担金	5,632	7,436	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国県補助金	9,373	8,640	11,666	11,333	41,166	41,166	0	5,000	2,333	2,666	1,666	0
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	42,431	143,191	78,300	16,000	19,400	62,000	24,700	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	225,938	424,819	314,175	431,813	486,090	480,055	362,257	334,962	317,035	229,685	186,786	172,129
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計 (A)－(B) (C)	225,938	424,819	314,175	431,813	486,090	480,055	362,257	334,962	317,035	229,685	186,786	172,129	
資本的支出	1. 建設改良費	209,239	422,322	287,251	419,853	469,537	456,564	333,903	301,589	285,807	198,329	151,104	134,683
	資本勘定職員給与費(税込み)	32,112	34,435	35,003	35,353	35,707	36,064	36,425	36,789	37,157	37,529	37,904	38,283
	資本勘定職員給与費(税抜き)	32,074	34,396	34,964	35,314	35,668	36,025	36,386	36,750	37,118	37,490	37,865	38,244
	建設改良費	177,127	387,887	252,248	384,500	433,830	420,500	297,478	264,800	248,650	160,800	113,200	96,400
	2. 企業債償還金	232,022	235,613	233,596	235,091	230,827	227,624	228,874	224,536	222,078	205,747	197,496	190,594
	R6年度までの借入分	232,022	235,613	226,660	222,252	204,290	187,714	177,921	165,235	154,274	128,700	114,074	103,262
	R7年度からの借入分	0	0	6,936	12,839	26,537	39,910	50,953	59,301	67,804	77,047	83,422	87,332
	3. 他会計長期借入金返還額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	441,261	657,935	520,847	654,944	700,364	684,188	562,777	526,125	507,885	404,076	348,600	325,277	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)－(C) (E)	215,323	233,116	206,672	223,131	214,274	204,133	200,520	191,163	190,850	174,391	161,814	153,148	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	204,440	212,294	191,880	190,622	180,302	175,246	175,683	167,506	168,418	159,976	151,635	144,345
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	10,883	20,822	14,792	32,509	33,972	28,887	24,837	23,657	22,432	14,415	10,179	8,803
	消費税等資本的収支調整額	10,883	20,822	14,792	32,509	33,972	28,887	24,837	23,657	22,432	14,415	10,179	8,803
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (F)	215,323	233,116	206,672	223,131	214,274	204,133	200,520	191,163	190,850	174,391	161,814	153,148	
補填財源不足額 (E)－(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	2,673,846	2,586,933	2,473,337	2,511,746	2,532,019	2,493,795	2,432,021	2,443,185	2,444,407	2,382,060	2,285,764	2,182,770	

○他会計繰入金

年度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
区分		(決算)	(決算見込)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)
収益的収支分	97,522	93,594	83,452	76,162	80,406	87,539	92,679	93,674	92,511	92,703	94,461	90,292	
	うち基準内繰入金	30,662	22,080	13,720	7,888	7,772	7,639	7,482	7,099	6,630	6,291	5,966	
	うち基準外繰入金	66,860	71,514	69,732	68,274	72,634	79,900	85,197	86,575	85,881	86,274	84,326	
資本的収支分	69,702	73,966	76,204	80,099	86,583	88,919	95,251	94,262	91,402	83,619	83,920	84,529	
	うち基準内繰入金	55,237	56,579	54,516	54,531	52,645	50,478	48,664	42,115	36,325	25,363	25,941	
	うち基準外繰入金	14,465	17,387	21,688	25,568	33,938	38,441	46,587	52,147	55,077	58,557	58,588	
合 計	167,224	167,560	159,656	156,261	166,989	176,458	187,930	187,936	183,913	176,322	178,381	174,821	

経営比較分析表（令和6年度決算）

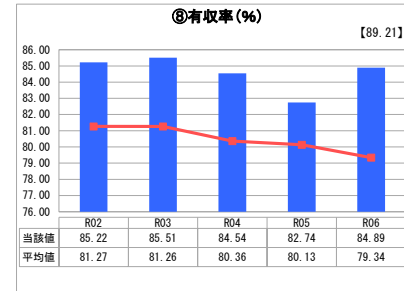
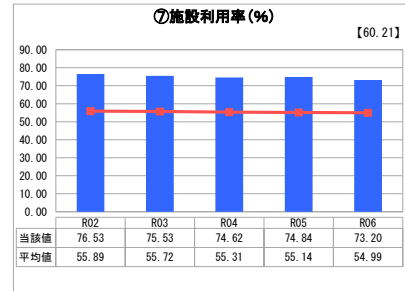
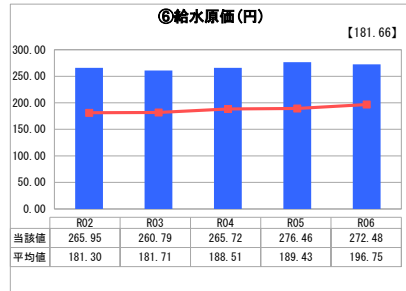
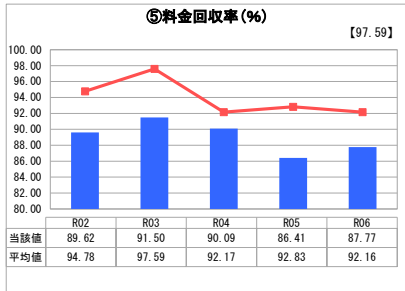
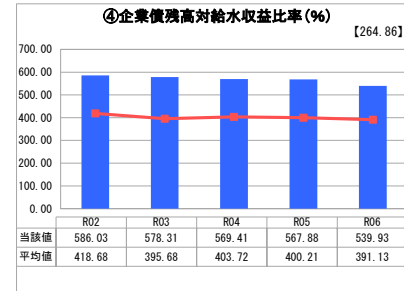
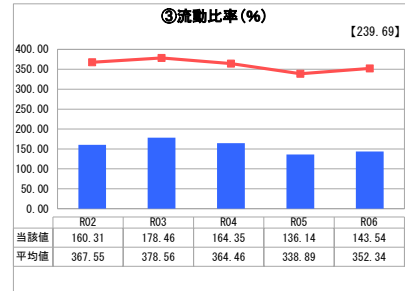
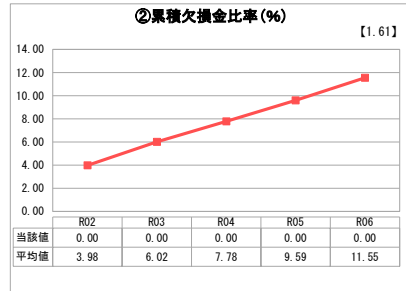
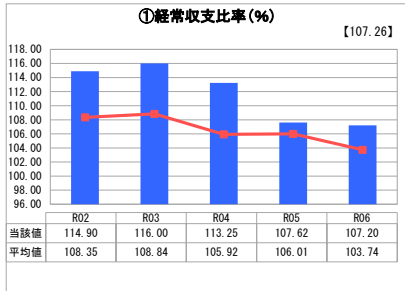
鳥根県 江津市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A6	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)	
-	63.79	94.79	4,807	

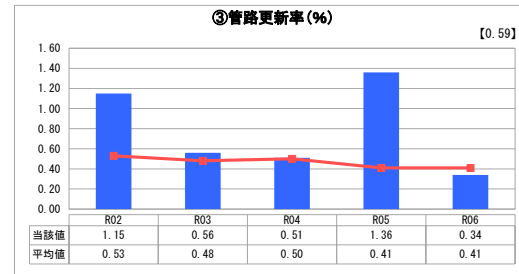
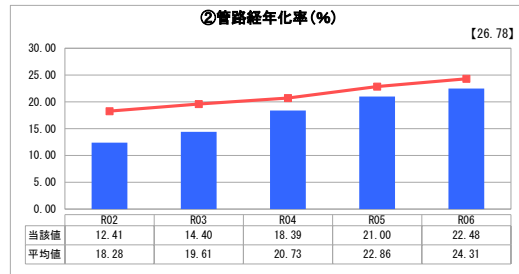
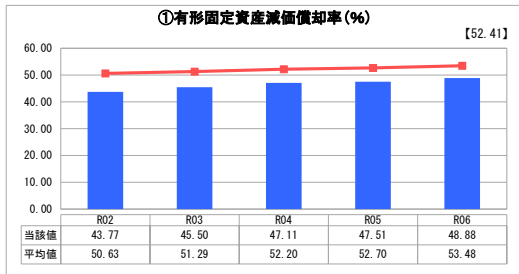
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
21,202	268.24	79.04
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
19,885	60.10	330.87

グラフ例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

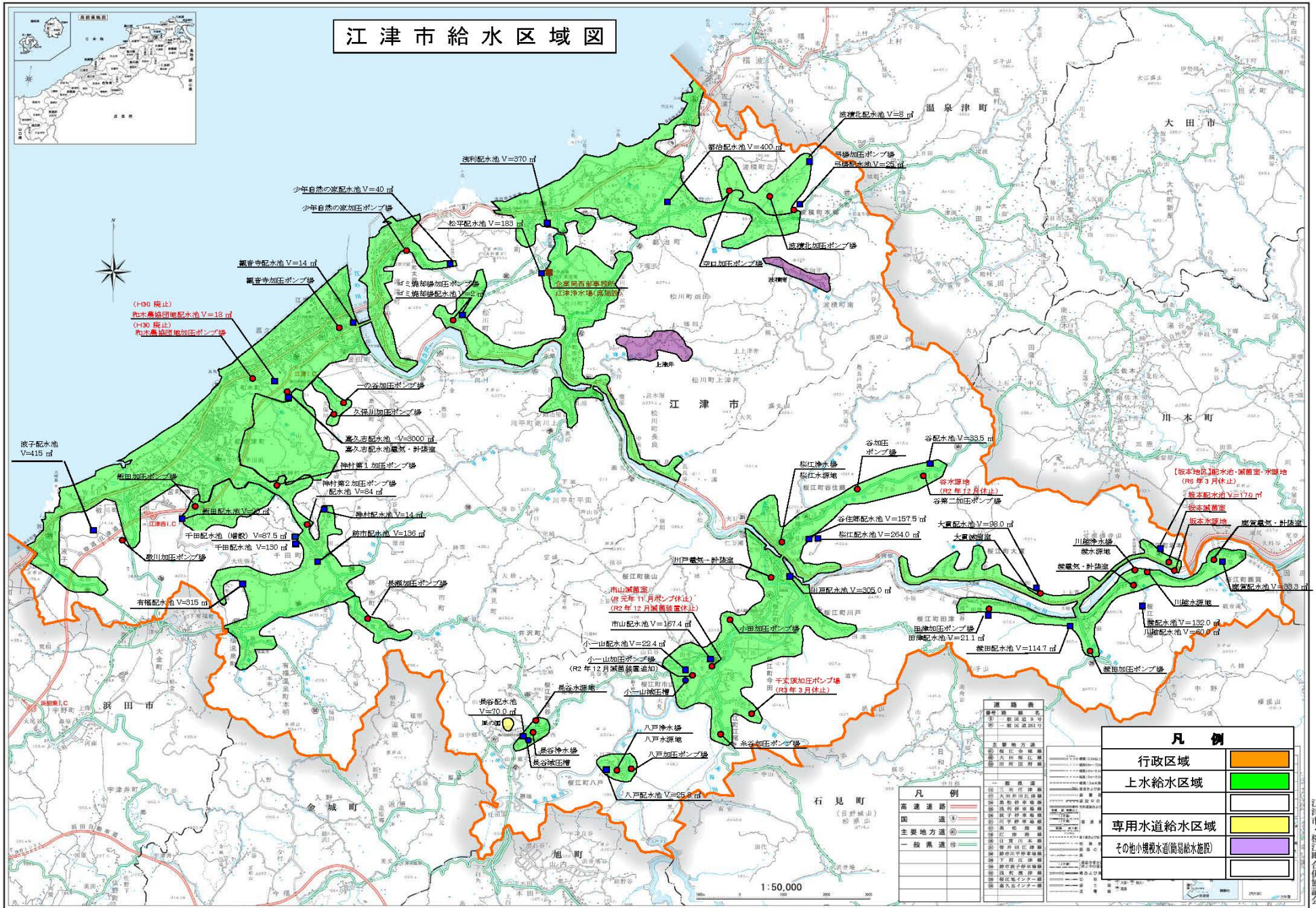
①経常収支比率は、経常収益、経常費用ともに減少したが、他会計補助金等の収益の減少の方が大きかったことから0.42ポイント減の107.20%となった。また⑤の料金回収率は、1.36ポイントの増となったものの依然として低い数値であるため、一般会計からの繰入等の料金収入以外の収入に依存する構造は変化していない。
 ②流動比率は、管路更新投資に係る費用減により前年度から7.4ポイントの増となった。依然として、類似団体平均値及び全国平均値と比べて低く、短期の支払い能力が劣っている。
 ③企業債残高対給水収益比率は、企業債の年度末未償還残高が前年度末対比で約1億33百万円減額したことにより低下したが、類似団体平均値及び全国平均値と比べて高い水準にある。
 ④料金回収率は、給水収益の増加及び経常費用の減額により1.36ポイントの増となった。しかし、前年度と同様に90%を下回り、類似団体平均値及び全国平均値と比較しても低い水準にある。
 ⑤給水原価は、資産減耗費や減価償却費等の経常費用の減額により前年度比で約3.98円低下した。今後も他の費用抑制に努める必要がある。
 ⑥施設利用率は、一日平均配水量の減少により低下したが、今後の給水人口減少等を見込んで、施設の適切な統廃合・改修・改修等を検討する必要がある。
 ⑦有収率は、2.15ポイントの増となった。類似団体平均値を上回っているものの、引き続き漏水調査に基づく修繕や管路の布設替により改善を図っていく必要がある。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は、前年度比で上昇したが、類似団体平均値や全国平均値を下回っている。
 ②管路経年化率は、類似団体平均値及び全国平均値を下回っているものの、1.48ポイントの増となった。今後も経年化率を抑えるために、引き続き優先順位を定めて計画的、効率的な更新を行っていく必要がある。
 ③令和6年度における管路の更新実績は、管路工事の繰越により1.02ポイントの減となり、前年度実績や類似団体平均値、全国平均値を下回った。更新ペースは、配水管の法定耐用年数に基づく場合と比較し遅れているが、今後も、実耐用年数を勘案して更新を行う等過剰な投資とならないよう財政状態とのバランスを図りながら計画的、効率的な管路更新を図っていく必要がある。

全体総括

経常収支は比較的安定しているが、一般会計からの繰入に依存する（営業損失を営業外利益で補う）構造である。令和8年度まで高料金対策に係る繰入が段階的に減少していくことから、経常収支の悪化を防ぐ手立てが必要である。
 資金収支では、他会計補助金（高料金対策補助金）の減少に加え、前年度からの工事未払金の支払いが影響し、前年度末より資金残高は減少している。今後も給水収益の減少、一般会計からの繰入の減少、物価の高騰等、現金残高が減少する要因が複数存在する。
 今後安定的な経営を行っていくためには、適切かつ効率的な施設管理や費用の抑制に努めつつ、適正規模の投資を行っていく必要がある。老朽化対策、耐震化対策等多大な資金が必要となるが、施設の状況把握に基づく優先順位等を考慮して投資計画を逐次見直し、収支見通しを立てながら進めていくことが重要である。
 こうした取り組みの中で、必要な財源確保のための適正な料金水準等の検討も行っていく必要がある。



この地図は、国土院発行の5万分の1地形図を複製し、複製図面に基づく測量結果(中15号換算)を転記したものである。

江津市教育大綱

令和8年度～令和12年度

(2026～2030)



令和8年3月策定

江津市

GO  GOTSU!

はじめに

国においては、不安定な国際情勢、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大、頻発する規模の大きな自然災害、そして進展する人口減少社会などの予測困難な将来に対して、個人だけでなく、地域や社会全体においても幸せや豊かさを感じることができる未来となるために「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つをコンセプトとして、第4期教育振興基本計画を令和5年6月に策定しました。

島根県では前述の社会情勢に加え、いじめや不登校、特別な支援が必要な児童生徒の増加、教員不足など、教育を取り巻く環境の大きな変化による課題の複雑化・多様化に対応するために、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした教育大綱と教育振興ビジョンを策定しています。

本市では、「第6次江津市総合振興計画（後期計画）」の基本理念である「小さくともキラリと光るまち ごうつ」に基づいて、本市の美しい海・山と江の川の自然を活かし、「元気」と「勇気」を持って市民と一緒に歩み、江津市に係るすべての人が「感動」を胸に宿すことができるまちの実現に努めています。

また、「産業と自然が調和した新たなにぎわいを生み出すまちづくり」「豊かな暮らしを支えるやすらぎのまちづくり」「いきいきとした人づくり・地域づくり」を基本目標として、今後のあるべき姿を設定し、各種の施策に取り組んでいます。

一方、続く人口減少のなか、地域活動の担い手不足だけでなく、市内企業の人材不足も顕著であり、持続可能な地域づくりが必要となっており、人材育成の取組はますます重要となっています。さらに、見通しの立てにくい将来を前に、自他を尊重しながら、地域社会に新しい価値を創造する人材が求められています。

今回、これまでの江津市教育大綱の流れを引き継ぎながら、国・県の関係計画や市の計画、社会の要請する教育課題に対して、学校教育、社会教育、人権教育など、今後の本市の教育、芸術、文化及びスポーツの振興に関して、総合的な施策の体系を示す新たな「江津市教育大綱」を定めました。

令和8年3月

江津市長 中村 中

《 目 次 》

1	大綱策定の趣旨	1
2	大綱策定の経緯	1
3	大綱の期間	1
4	教育ビジョン	2
	「地域を愛し、共に学び、認め合い、未来を創る人づくり」	
5	教育ビジョンがめざす姿	2
	《めざす姿1》 主体的、協働的に学び続ける人	
	《めざす姿2》 地域とともに新しい価値を創造する人	
	《めざす姿3》 多様性を認め、自他を尊重する人	
	《学びの環境整備及び体制づくり》	
6	教育方針及び具体的な施策	3
	《めざす姿1》 主体的、協働的に学び続ける人	
	教育方針① 自立した学ぶ力を育む教育の推進	3
	教育方針② 豊かな心、健やかな体の育成	4
	教育方針③ 教育の場を通じた「つながり」「学び合い」の充実	5
	《めざす姿2》 地域とともに新しい価値を創造する人	
	教育方針① 地域に学び、地域に誇りをもつための教育の推進	6
	教育方針② 子どもの育ちを支えるネットワークの確立	7
	教育方針③ 文化芸術・スポーツ活動の振興	8
	教育方針④ イノベーションを担う人材の育成	9
	《めざす姿3》 多様性を認め、自他を尊重する人	
	教育方針① 共生社会の実現に向けた教育の推進	10
	教育方針② 自他を尊重する心の育成	11
	教育方針③ 多様なニーズに対応した学習機会の提供	12
	《学びの環境整備及び体制づくり》	
	方針① ICT活用のための基盤整備	13
	方針② 子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる環境・体制づくり	14
	方針③ 「学びの保障」を支える体制整備	15
7	大綱の体系図	16
	【参考】児童生徒の声	17

1 大綱策定の趣旨

「教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、平成27年度から地方公共団体の長に策定が義務づけられたものです。その内容については、教育基本法第17条第1項の規定に基づき政府が策定する教育の振興に関する施策の基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じ、目的や施策の根本となる方針を定めることとされています。本市においても「江津市教育大綱」を策定し、教育、芸術及び文化の振興に関する総合的な目標や施策、方針を示します。

2 大綱改定の経緯

平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間、続く令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を期間として「江津市教育大綱」に基づいた教育を推進してきました。この度、期間終了に伴い、変化する時代に即した新たな教育大綱を策定することとなりました。江津市総合振興計画や、国、県の策定する教育に関する計画等を確認し、教育委員会内の議論をはじめ、江津市校長会や地域の意見、児童生徒の声を聴きながら見直し作業を進め、市長と教育委員会による「江津市総合教育会議」を経て、新たな「江津市教育大綱」を策定しました。

3 大綱の期間

本大綱が対象とする期間は、令和8年度（2026年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）までの5年間とします。ただし、国・県の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて本大綱を改定するものとします。

年度	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030		
【国】教育振興基本計画 (5年ごとに改定)	→			●	→					●	→						
【県】しまね教育ビジョン (5年ごとに改定)	→				●	→				●	→						
【市】江津市総合振興計画 (10年ごとに改定)	→				●	→											
江津市教育大綱 (5年ごとに改定)	●	→				●	→				●	→					本大綱

地域を愛し、共に学び、認め合い、 未来を創る人づくり

未来を担う子どもたちとわたしたちには、急速な社会情勢の変化に対応しながらも、心豊かでよりよい生き方を見つけることが求められています。そのなかで、持続可能な地域づくりに主体性をもって関わり、自他のウェルビーイングを向上させることが大切です。江津市教育委員会では、すべての教育活動を通じて自分らしさを発揮し、自分とは異なる多様な考えを認め、共に学ぶことで、自らの志を強くもちながら、地域社会に新たな価値をつくり出すことができる人づくりを進めます。

5 教育ビジョンがめざす姿

教育大綱で掲げる「教育ビジョン」を実現するために以下の3つの「めざす姿」を設定し、併せてその基盤となる「学びの環境整備及び体制づくり」を進めます。

「めざす姿1」

主体的、協働的に学び続ける人

一人一人が自分で考え、他者と一緒に学び合いながら自己実現に向けて行動する力を育みます。

「めざす姿2」

地域とともに新しい価値を創造する人

自分の考えに固執することなく、地域社会の様々な考えを受け入れながら、新しい価値を生み出す力を育みます。

「めざす姿3」

多様性を認め、自他を尊重する人

様々な生き方を認めながら、自己理解を深め、他者も尊重する力を育みます。

学びの環境整備及び体制づくり

6 教育方針及び具体的な施策

江津市及び江津市教育委員会は前項の3つの「めざす姿」と「学びの環境整備及び体制づくり」を達成するために、以下の教育方針に基づき、具体的な施策を実施します。

めざす姿Ⅰ 主体的、協働的に学び続ける人

基本方針① 自立した学ぶ力を育む教育の推進

平成29年の学習指導要領改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むために「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に基づいて教育活動を進めるよう整理されています。予測困難な社会の変化に主体的に関わり、自らの人生や社会をより良くしていくためには、自立して学びつづけることが大切であり、自ら学ぶ力を育む教育活動を推進します。

■ 新しい時代に求められる資質・能力に対応した学びの提供

児童生徒の個性や興味、特技を鑑みた個別最適な学びを提供する必要があります。そのためICT機器の活用を進め、児童生徒の情報活用能力を高めながら、それぞれの学力を向上させる学びを提供します。また、多様な人々とコミュニケーションを図るために外国語教育や、情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング教育を推進します。

■ 自ら課題を設定した探究的な学習の推進

物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を定め、結果を予測しながら計画的に解決策に取り組みます。さらに振り返って次の問題発見や解決につなげていく探究的な学習は、各教科で身に付けた力を総合的に活用することにつながる学習活動です。総合的な学習の時間や、特別活動等において探究的な学習の推進を図ります。

■ 家庭学習等における主体的な学びの充実と支援

家庭学習の意義を学校と家庭が共通理解し、学習の質の向上と習慣化を図ります。また、授業と関連する課題だけでなく、子どもたちが自ら立てた課題と計画に応じた学習を進めることで、主体的な学びと学習意欲の向上を図ります。

基本方針② 豊かな心、健やかな体の育成

子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感、他者への思いやり、社会性、公共の精神、主体性を育むための基盤となる望ましい生活習慣の確立、体力の向上につながる取組が必要です。

■ 望ましい生活習慣の確立

早寝早起きなどの規則正しい生活習慣は、学習の面でも健康の面でも基盤となる行動です。例えば過度な電子メディア接触による健康や睡眠への影響についての理解などに基づいた、家庭でのルールづくりを促すなど、子どもたちが自ら考え、実践できる力を育成します。

■ 日常生活につながる体力向上・健康づくりの推進

体育・保健体育などの教科学習を柱にした重点的な取組や教育課程全体を通じて児童生徒の「体力」「健康確保」等の向上を行います。また、多様化する健康に関する課題についても学校・家庭・地域が連携した取組となるよう体制構築を行います。

■ 学校給食・食育の充実

安全・安心な学校給食の提供とともに、教材として活用した実践的な指導（栄養教諭による指導等）を行います。また、地域生産者や食の専門家との交流、連携等を通じて、生産者への感謝の心を育みながら、食に関する正しい知識と望ましい習慣を身につけ、健やかな体の育成にもつなげます。

基本方針③ 教育の場を通じた「つながり」「学び合い」の充実

学習者がお互いに自分の意見や考えを躊躇なく交換できる場は、学びを深めるうえで大切な土壌となります。そのためには、教育機関や、関係者の連携、教科の横断など、教育を進める側の連携と、学ぶ側のつながりを構築することで、学び合いの効果を深め、学習者の行動変容が期待できます。

■ 幼小中連携・接続の推進

幼児期と小学校教育の円滑な接続を図るため、子育て支援課との連携のもと保育所（園）や認定こども園と小学校が情報共有できる機会を設けます。

また、校区内の小・中学校においてめざす子どもの姿を共有し、協働した教育活動、効果的な指導方法の工夫等についての取組を深めます。

■ 教科横断的な学習の充実

社会的・職業的自立に向けて必要な能力（基礎的・汎用的能力等）や学習の基盤となる能力（言語能力、問題発見・解決能力、情報活用能力等）の育成をめざします。そのために、教科横断的な視点による教育課程編成のもと、現代的な諸課題に関する教育（※）を推進します。

また、学校図書館・ICT環境の整備、高等学校等を含む教育関係機関との連携強化による学習の充実を図ります。

■ 多様な意見に触れる機会の充実

児童生徒の様々な学習の基盤となる言語能力育成の重要性に鑑み、言語能力育成の中核的な教科である国語科を要として、各教科の特質に応じた言語活動を充実とともに異文化理解にもつながる外国語教育を推進します。この中で、自分とは異なる意見や考え方に触れる機会を充実し、主体的・対話的でより深い学びの実現を図ります。

また、地域社会においても、「学び合い」の場を大切にし、こうした活動の支援を行います。

（※）現代的な諸課題に関する教育：伝統や文化に関する教育、主権者に関する教育、消費者に関する教育、法に関する教育、知的財産に関する教育など

基本方針① 地域に学び、地域に誇りをもつための教育の推進

家族や近所の人からの丁寧な関わりを受けて育つことや、地域の豊かな自然、歴史・文化などの地域資源を、そこに住む地域の方から学び、実際に体験することで、自己存在感や自己肯定感が生まれ、地域を愛することにつながります。そのなかで、地域とともに、自分を大切に、また相手も大切にできるような教育の展開が必要です。

■ 江津市ふるさと・キャリア教育の取組

市内の小・中学校において、江津の「ひと・もの・こと」を活かした学習活動をとおして、ふるさとへの愛着と誇りを育むとともに、今の学びと未来の生活のつながりを常に意識して、児童生徒の自立をめざす教育を推進します。また、それぞれの地域の特徴や魅力を活用した社会教育を支援し、子どもたちの学びを深めます。

市内の県立学校（江津高等学校・江津工業高等学校・江津清和養護学校）においても、地域との連携を支援し教育の魅力化に寄与します。

■ 体験活動・交流活動の推進

江津市にある自然環境や、伝統文化などを実際に感じるができる体験活動・交流活動を推進します。江津市内にある県立少年自然の家やB&G海洋センター等の実施する事業と連携を深め、事業の効果を高めます。

また、各校の魅力や、これまでの実践を活かした児童生徒の多様な体験活動・交流活動を推奨し、関係機関や企業等と連携しながら継続した取組を行うことで、教育活動の継続性の担保と、多様な経験とスキルを持った人材育成につなげます。

基本方針② 子どもの育ちを支えるネットワークの確立

よりよい教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と地域社会が共有し、教育機関や地域コミュニティ組織をはじめとした子どもの育成に関する地域団体等の有機的なネットワークを強化し、地域社会の未来を担う人材育成を推進します。

■ 学校・家庭・地域の連携・協働による教育体制の構築

学校は、児童生徒の学びや成長を保障する役割とともに、社会資源として地域や住民の社会生活の核としても、その役割を果たします。

家庭教育は、全ての教育の出発点です。社会の変化に対応しながらも、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、子育てに関する気づきの場や、保護者同士のつながりづくりの場などの提供を行い、学校や地域とのよりよい関係性の構築を支援します。

地域においては、その地域の子どもたちがどのように育ってほしいか、それをどのように実現していくかのビジョンを共有し、地域主体の多様な関わりを行うことで、子どもたちに多様な経験や価値観を伝えることが大切です。

■ コミュニティ・スクールの効果的な運営

学校運営の基本方針を地域の方と一緒に考える学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールは、その仕組みを形骸化させることなく子どもたちの学びや成長のために、どのようなことができるかを協議し、共有することで実践につなげることが大切です。そのために、協議や活動が有意義なものとなるための情報提供や協議の場のファシリテート（※）を行います。

また、コミュニティ・スクールの効果的な運営により、子どもの育成を目的としたコミュニティのつながりが深まり、大人の学びと地域活動の活性化が図られます。

（※）ファシリテート：会議やワークショップ等の進行において、内容を分かりやすくしたり、深めたりすることで、参加者の理解や学びを促進すること。

基本方針③ 文化芸術・スポーツ活動の振興

生涯にわたって、美術や書道、音楽など多岐に渡る様々な芸術活動や、生まれ育った地域で守られてきた伝統芸能などの文化に触れる生活のなかで、豊かな感性を育むとともに、表現する力と多様性を受け入れる力が育まれます。

また、スポーツが生活のなかに日常的にあることで、健康的な心と体を整えたり、他者とのつながりのなかで、共に生きることを体験的に理解することができます。この文化芸術・スポーツ活動の振興に関する取組は、学校教育、社会教育それぞれのステージで連続的に奨励・振興します。

■ 生涯を通じて文化芸術に触れる機会の充実

小・中学校においては、教科学習を柱にした重点的な取組や芸術・文化活動を充実します。

社会教育においては、芸術や文化に触れる機会を創出する個人や団体の活動支援を行いながら、主体的な活動への動機づけとなる展示・発表会等の提供とともに、埋蔵文化財や古文書など、当市独自の史料の収集と整理作業を進め、郷土学習に活用するための保存方法や収蔵場所の検討を行います。

■ 生涯を通じてスポーツに触れる機会の充実

小・中学校においては、教科学習を柱にした重点的な取組や体育・スポーツ活動を充実します。

社会教育においては、競技スポーツの活動を取りまとめ、推進する団体の育成と支援に加え、スポーツの体験会や競技会の提供体制を整えながら、年齢にかかわらず、みんなが楽しむことができるニュースポーツ等の普及とともに、地域におけるスポーツの指導者育成に努めます。

基本方針④ イノベーションを担う人材の育成

地域社会における複雑で困難な課題の解決や持続的な社会の発展と地域の維持に向けて、自ら新たな考えを生み出したり、多様な考えを取り入れたりして課題に向き合うなど、地域社会に新たな価値を創造する人材の育成が求められています。

また、既存の枠にとらわれず複数の分野をまたいで活躍できる多彩な知識とスキルを有し、責任ある行動に移せる資質をもった人材の育成が求められています。

■ アントレプレナーシップ教育 (※1) の推進

学習指導要領を踏まえ、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人と協働しながら課題の解決をめざす探究的な学習や、教科等横断的な学習の充実とともに、起業への理解促進や起業体験活動を推進するために、地域課題解決を題材とした学習プログラムの研究と教育活動をキャリア・パスポート (※2) を活用するなどして推進します。

また、こうした取組を江津市ビジネスプランコンテストで生まれる起業人材と連携して行います。

■ 多様な立場や意見から新しい考えを生み出す機会の充実

持続可能な地域づくりの取組を始め、みんなで課題解決の取組を進める場合には、それまでに多様な立場や意見を理解しあって合意形成に向けた熟議を行うことが大切です。そこでは、一人一人が現状を知り、将来どうあるべきかを思い描いて行動を起こすための学びの場につながり、そこで生まれる新しい考えは地域づくりや課題解決に向けた新たな知として有益な財産になり得ます。こうした機会が地域社会で行われていくための社会教育活動を推進し、進行役となるファシリテーターの派遣や養成を行います。

(※1) アントレプレナーシップ教育：ここでは狭義の起業家教育でなく、起業家に必要とされる精神や資質・能力の育成に着目されるものが、劇的に変化する社会において、現実の社会問題を解決し、よりよい社会を構築しようとする能力や姿勢の育成につながることから学校現場にも、総合的な学習の時間などで取り入れられるようになっている。

(※2) キャリア・パスポート：児童生徒が、小学校から高等学校までにキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫された活動記録のことをいう。

基本方針① 共生社会の実現に向けた教育の推進

誰一人取り残されず、その人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けて、多様な他者の状況を共感的に受け止め、正しく理解したうえで周囲に伝える力と寛容な精神を備えた人材の育成を進めます。あわせて、人権教育や特別支援等に取り組む関係機関のネットワークの構築と地域社会の理解促進を図る必要があります。

■ 人権教育の推進

共生社会の実現に向けては、市民一人一人が人権について深く理解し、お互いの個性や価値観を認め合い、多様性が尊重されることが大切です。そのために、人権の視点を日常に根付かせる取組を行い、家庭・学校・地域において、他者の立場に共感し、違いを尊重する「人権感覚」を育むことで、豊かな心を備えた人材の育成を図ります。

■ 子どもの意見の尊重

「こども基本法」の理念を踏まえ、子どもが単なる保護の対象でなく、権利の主体であることを前提に、その意見を表明する権利を尊重します。教育活動や社会に子どもの意見が反映できるように、その意見を引き出すための子どもアドボカシー（※）の取組を進め、子どもの主体的な関わりを社会全体で支えます。

■ インクルーシブ教育に係るネットワークの構築

特別な支援が必要な子どもたちが、それぞれの学びの場において、その能力を最大限に発揮し、自立して社会参加できるように、就学前から社会参加までの切れ目のない関係機関の支援を行い、一人一人のニーズに応じた教育の充実を図ります。

また、様々な状況にある子どもが共に学ぶ機会を増やし、お互いの理解を深めるとともに、地域の方々に対する啓発と理解を深める取組を進めます。

（※）子どもアドボカシー：子どもが自分の意見や思いを言葉にする手助けを行い、その子どもの年齢や発達に応じた方法で適切なサポートを行うこと。

基本方針② 自他を尊重する心の育成

一人一人が自己の存在感を実感しながら、共感的な人間関係と自己決定の機会が豊かにある中で自己実現を図ることができる集団の実現は、教育の場にとって極めて重要です。

■ いじめ防止への取組

各発達の段階において、基本的な生活習慣や、してはならないこと、善悪の判断や集団・社会のきまりを守ること、相手の考え方や立場を理解し合うことなどを学びながら社会の一員としての自覚を育てることを重視した指導が必要です。さらに、教職員と児童生徒、児童生徒相互の人間関係や、物的な環境を整えて学校生活を整えることも大切です。

さらに、集団生活を通して協力し、自分の役割を果たすことの大切さを考えるような体験活動のなかで道徳性を育むことも必要です。

■ 不登校児童生徒等への支援

不登校や不登校傾向の見られる児童生徒へは、保護者や関係機関との連携を図り、心理や福祉の専門家の助言と支援を得ながら、社会的自立をめざす観点から、個々の児童生徒の実態に応じた情報提供等の支援を行います。

また、そのほかの児童生徒の不登校への理解を進めるとともに、保護者等へ相談先や支援機関の分かりやすい情報提供と、地域社会における理解の促進を図ります。

■ 道徳教育の推進

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要としながら教育活動全体を通して道徳教育の充実を図ります。道徳教育推進教師を中心に体制を整備し、実態を考慮した指導内容の重点化のもと、自己の生き方や人間としての生き方について、考えを深める効果的な教科指導方法や教育活動の工夫に努めます。

基本方針③ 多様なニーズに対応した学習機会の提供

学校は、児童生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場であり、自己実現に向かう基盤となる場である必要があります。そのために、障がいのある児童生徒や、日本語指導が必要な児童生徒の困り感に合わせた学びと指導を、その実態に応じて適切に提供するとともに困難な状況に寄り添うセーフティネットの構築を図ります。

■ 特別支援教育の推進

特別支援教育では、児童生徒が抱える「困難さ」に対して「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討しながら、指導に当たる必要があります。そのためには、すべての教職員が特別支援教育の目的や意義を理解し、組織的な対応や、支援機関等のサポートを受け入れながら、適切な指導を行います。

■ 日本語支援が必要な児童生徒へのサポート

日本語指導が必要な児童生徒の増加にともない、実態に応じたきめ細かな支援が必要になっています。必要に応じて各校へ日本語支援員を配置して、異なる文化の理解を進めながら、授業がわかるための支援を行います。

■ 学びのセーフティネットの構築

いじめや不登校、経済的困窮など子どもたちが直面する困難な状況に寄り添い、一人一人の自己実現に向けた支援を、関係機関と連携して早い段階で組織的に行う体制を強化します。学校内の居場所づくりや第3の居場所(※)づくりを進め、社会や他者との絆づくりを通して、不登校やいじめなどの未然防止と深刻化防止を図ります。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を進め、早期発見や適切な対応を行い、学校以外でも相談しやすい環境を整え、ひきこもりへの適切な支援など、連続的な支援体制を整備します。

(※) 第3の居場所：困難に直面する子どもたちが、家庭や学校以外の場で安心して過ごせる環境がある居場所。

方針① ICT活用のための基盤整備

教育の情報化を推進するため、学校のICT環境を整備するとともに、ICTを活用した学習の充実を図ります。

■ 学校ICT環境の整備

家庭教育での使用やオンライン授業も視野に入れた高速大容量の校内通信ネットワークシステムを前提とした1人1台のタブレット端末の導入維持と環境整備を継続して行います。

また、これまでの授業とICTとの最適な組み合わせを検討・構築しながら、合理的配慮の提供と個別最適な学びを進め、「協働的な学び」の充実をめざします。

■ ICT機器活用のための支援体制の構築

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」のもと、教職員、子どもたちが安心して利用できる情報モラル教育の推進や使用ルールの整備を進めます。

また子どもたちの資質・能力の育成を図るため、教職員のサポート体制の充実と学校での授業利活用の補助を行う、経験豊富な地域の方を含めたICT支援員の配置を継続します。

≪学びの環境整備及び体制づくり≫

方針② 子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる環境・体制づくり

子どもたちの生命や身体を守るために、危機事象を想定した安全確保に備える体制づくりと環境整備を推進します。

■ 安全教育の推進

子どもたちは守られる対象であるだけでなく、様々な危機事象に対して自らの安全を確保するための能力を育成する必要があります。新しい情報に基づいた未然防止策を含む防災計画・危機管理マニュアル等の改定、地域安全マップづくりや関係機関との連携による安全指導、地域連携による防災訓練等を行うことで、子どもたちの安全意識の向上と、安全・安心な社会づくりに寄与する心を育みます。

■ 安全・安心な教育環境の整備

「学校の新しい生活様式」の視点も踏まえ、児童生徒に安全・安心で豊かな教育環境を提供していくために危険箇所の修繕・撤去等を含めた施設整備を進めます。併せて、学校のエアコン設置、トイレの洋式化、バリアフリー化などの多様なニーズを踏まえて、老朽化する施設の長寿命化改修も含め計画的に学校施設の環境整備を行います。

また、災害時の地域の避難所としての機能についても防災担当部局と連携し整備を進めます。

■ 学校再編の取組

地域の実情や未来を見通した学校の適正規模・適正配置の観点を踏まえ、再編を含めた新たな学校のあり方を検討し、これからの児童生徒にとって望ましい教育環境になるように学校整備再編基本計画の見直しを進めます。

方針③ 「学びの保障」を支える体制整備

子どもたちの学びを保障するために、支援体制づくり、教職員の資質・能力の向上に向けた取組を推進します。

■ 子どもたちへのきめ細やかな支援体制づくり

子どもたちの学びを保障するために、一人一人の教育ニーズを踏まえながら、生活や学習における困難を改善・克服するために各種支援員(※)を配置します。また、外国語指導助手：ALT（国際理解教育、外国語指導体制の充実等）、学校司書等（読書活動、学校図書館活用の普及、本を介した子どもとの関わり等の活動推進）を配置し教育体制の充実を図ります。

■ 教職員の資質・能力の向上

校内外の研修や指導主事の学校訪問等を通じ、児童生徒の理解を踏まえた学習や指導のあり方、教育公務員としての責務の理解等、教職員に求められる資質・能力の向上を図ります。また、管理職における評価システムの有効利用により、一人一人の経験年数を踏まえた人材育成を図ります。

■ 教職員の働き方改革の推進

教職員のメンタルヘルス対策の充実を図り、心身の健康保持のもと、教職員が教材研究等の効果的な教育活動の実践や児童生徒と向き合う時間の確保が図られるよう「教職員の働き方改革プラン」に基づいて、意識改革を踏まえた学校現場の業務改善に取り組みます。

また、学校事務職員による学校運営参画や共同学校事務室の設置等により学校事務の適正化、効率化を進めます。学校支援を行うスタッフとして、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、地域指導者等の配置により、教員の負担軽減を支援します。

(※) 各種支援員：学力向上支援員、特別支援教育支援員、日本語指導員

7 大綱の体系図

教育ビジョン

地域を愛し、共に学び、認め合い、未来を創る人づくり

めざす姿	基本方針	具体的な施策
主体的、協働的に学び続ける人	自立した学ぶ力を育む教育の推進	新しい時代に求められる資質・能力に対応した学びの提供 自ら課題を設定した探究的な学習の推進 家庭学習等における主体的な学びの充実と支援
	豊かな心、健やかな体の育成	望ましい生活習慣の確立 日常生活につながる体力向上・健康づくりの推進 学校給食・食育の充実
	教育の場を通じた「つながり」「学び合い」の充実	幼小中連携・接続の推進 教科横断的な学習の充実 多様な意見に触れる機会の充実
地域とともに新しい価値を創造する人	地域に学び、地域に誇りをもつための教育の推進	江津市ふるさと・キャリア教育の取組 体験活動・交流活動の推進
	子どもの育ちを支えるネットワークの確立	学校・家庭・地域の連携・協働による教育体制の構築 コミュニティ・スクールの効果的な運営
	文化芸術・スポーツ活動の振興	生涯を通じて文化芸術に触れる機会の充実 生涯を通じてスポーツに触れる機会の充実
	イノベーションを担う人材の育成	アントレプレナーシップ教育の推進 多様な立場や意見から新しい考えを生み出す機会の充実
多様性を認め、自他を尊重する人	共生社会の実現に向けた教育の推進	人権教育の推進 子どもの意見の尊重 インクルーシブ教育に係るネットワークの構築
	自他を尊重する心の育成	いじめ防止への取組 不登校児童生徒等への支援 道徳教育の推進
	多様なニーズに対応した学習機会の提供	特別支援教育の推進 日本語支援が必要な児童生徒等へのサポート 学びのセーフティネットの構築

学びの環境整備及び体制づくり

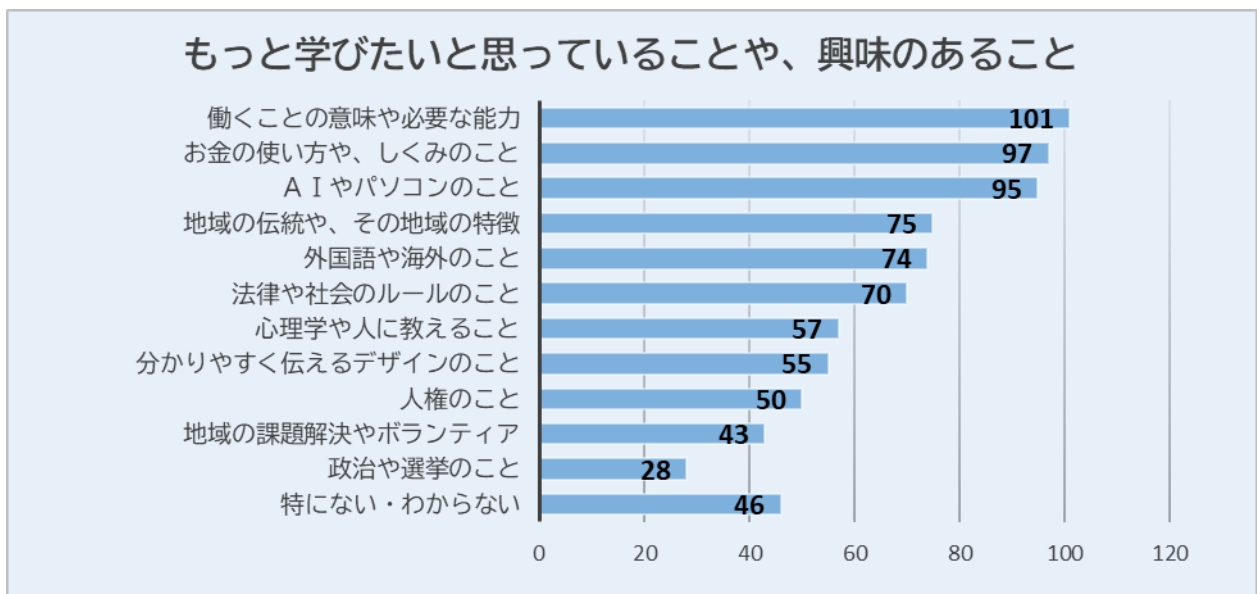
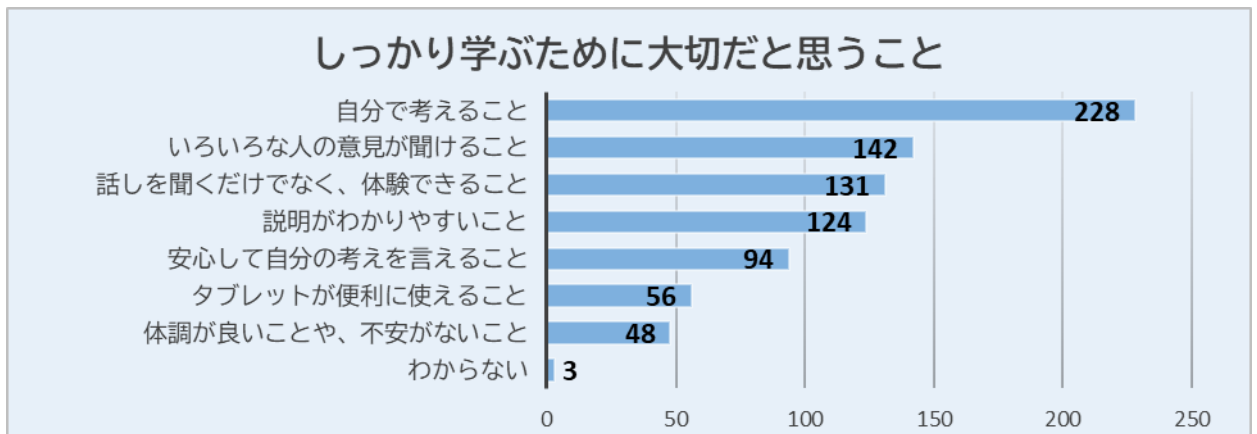
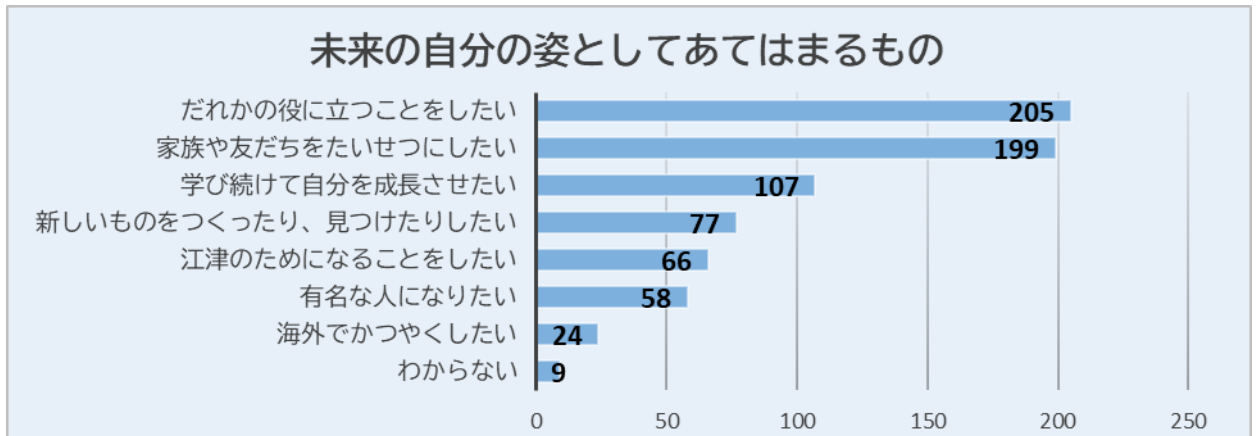
ICT活用のための基盤整備

子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる環境・体制づくり

「学びの保障」を支える体制整備

【参考】児童生徒の声

児童生徒を対象にアンケートを実施して、学びや将来のことに対する考えを聞きました。（令和7年度小学5年生と中学2年生対象 回答数 290/331）



GO▶GOTSU!
山陰の「創造力特区」へ。